

甲府市史研究

第 9 号

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 甲府五十案考..... | 手塚寿男(1) |
| 1950年代における山梨県の経済と商工会議所..... | 島袋善弘(10) |
| 小尾十三の世界..... | 白倉一由(29) |
| 地方文学成立の条件..... | 塩野雅貴(44) |
| — 山梨における近代文学の脈絡をめぐって — | |
| 湯村山城跡発掘調査報告..... | 荻原三雄(55) |
| 甲斐における尾根上の城の比較私論..... | 畠大介(73) |
| — 熊坂を中心として — | |
| 廿人町の歴史..... | 小沢秀之(84) |
| 「官遊紀勝」について..... | 柴辻俊六(90) |

-
- | | | | | |
|------------|------|------------|-----------|-------|
| 市史の広場..... | (94) | 関係者名簿..... | (100) | |
| 水交庵 | | 鷹野四郎 | 編集後記..... | (101) |
| 酒折宮の連歌と片歌 | | 古屋高治 | | |
| 石造物聞きあるき | | 山田武雄 | | |

1991.10

甲府市市史編さん委員会

甲府五十集考

手塚寿男

避けるため、間口の間数のみが基準とされた。その後享和三年（一八〇三）にも調査が行われているが、奥行まで書いている町は少なく、家数と間口間数もほとんど増減がない。「甲府略志」による魚町五丁の人口は左のとおりである。

江戸時代の商業・交通などに関する文書には、五十棟（いさば）という語がしばしば目につく。「大辞林」によると、この語は魚を充賣する店、魚市場、海産物を扱う商人や馬方などを指すとしているが、本稿では主に甲府の魚町と魚荷の搬入について考察することにする。

十六世紀末、甲府城が成立するとともに、改編された古府中二六町と、新設された新府中二三町とを城下町とし、魚町はこのとき設定された。古府中から新府中へ引っ越して草分けとなつた右力町人のうち、魚町では源野源右衛門と中柳守兵衛が知られており（「甲州古府中新府中聞書」）、貞享四年（一六八七）には与兵衛の子孫と見られる与次兵衛（中柳氏）が魚町の長人（のち名主と改称）の人間に任命されている。

貞享四年における魚町各丁目ごとの家数と間口間数とを示したのが表1である。一軒ごとに間口と奥行とを調査して公役小間を算定し、町人役賦課の基準とするのが本来であるが、甲府では頗るさを

表1 貞享4年魚町家数・間数
（『甲府略志』）

	軒 敷			間 口 間 数		
	東側	西側	計	東側	西側	計
1丁目	5軒	6軒	11軒	34間	28間	62間
2丁目	9	6	15	32	32	64
3丁目	6	4	10	31	27	58
4丁目	5	6	11	31	33	64
5丁目	6	8	14	25	28	53
計	31	30	61	153	148	301

文化三年
計五十二人
女二六九人
男一五九人
計二一五七人
文化三年
計二一六人

以下『甲府市史史料編』を用いることが多いので、便宜上それを「史料K」と略称するが、その第三卷一〇頁以下によると、貞享三年には肴問屋として八日町一丁目徳兵衛、三日町二丁目二郎右衛門、同所七兵衛、魚町三丁目伊右衛門、同二丁目徳右衛門ら五人の名が記載されている。他の業種では穀問屋一五人、紙問屋三人、塗問屋七人、茶問屋五人、たばこ問屋三人の名がある。これだけの史料から、右六業種の問屋が株仲間をそれぞれなしていたと断定することはできないが、当時の全国的な傾向から見ると、葛府が株仲間を認可するための資料として調査を行ったと見ることは可能である。しかし、五人の肴問屋がその後どのようになったかは史料上不明である。

伝承によると、古くから魚町二丁日には魚仲買人があつて、九色郷の者たちが魚荷物を駆送してくると二丁目に市が立つたが、寛文三年（一六六三）八月には、仲買人たちが相談の上で、二丁目へはじめて問屋三軒を取り立て、問屋は仲買以外に直売しないこと、仲買は荷主から直買いしてはならぬことなどを議定した。柳町宿への助郷負担が、二丁日が他の四丁より多くなっているのは、魚産物の更加としてである（「史料K」第三卷一六七頁）。宝曆四年（一七五四）成立の「裏見寒話」には、「鮮魚 魚町一丁目浅らず魚店、中にも浜松屋左衛門、芳野屋十左衛門、徳島屋太左衛門、二星屋清右衛門」とあり、以下のようない記述もある。魚店には冬の間はタイ・スズキ・カレイなどが時によってあるが、駿州沼津から来るのが滞つたり、雨や雪が降れば一、二日も魚がないこともあつて、臨時の客はもちろん、常客が来ても差し支えることが度度ある。魚を貢献愛好する上客は、江戸・沼津・諏訪などへ舟脚を立てて手

に入れる。夏の供應には、塩乾の品やナス・ウリの類だけである。十一月など諸方に冠婚または家督の祝い事、贈答などがあるが、一、三があるときは、魚類が払底して値も高い。贈答は節儉するようにならても、土地が狭いためたまち魚店に品切れが起る。運揚が二、三所もあつたり、見世物や芝居などがあるときには、市中に豆腐、こんにゃくの類さえ尽きてしまう。甲府の店は微細であることを知るべきである。貝類はアワビ・シジミ・赤貝だけで、シラミ一升を甲銀五、六分で売る。ハマグリ・アサリはたまに江戸から取り寄せて売る。価は一升四、五分という。春蘭のときにも腐敗して半分ぐらいために立たない。ナマコは魚店では売らず、江戸から來て売る者があつて、その価はたいそう高い。ハマグリ・アザリ・ザザエ・タニシは時々来て、ハマグリは一升四、五分、ザザエ・タニシは大小によつて価に高下があり、江戸よりも高価であるが、それは運賃が多くかかるからである。そして他の個所には、「鰯の刺身が駿州沼津より来る。鮮魚は十月ころならでは甲府へは来たらず（一本、火鉢あるいはこたつなどにて刺身を食う）」とある。

二

甲府へ来る魚の多くは駿河湾の産であり、沼津の問屋から魚荷が出されていることは、どの史料にも共通しているが、それ以後の輸送路について、「史料K」や「裏見寒話」は触れていないが、「甲斐の手帳」では、「魚類はすべて駿河沼津より三坂峠を越え黒駒道運送、行程二〇里」と経路を明記した後、「秋冬春は躊躇せず、なかなか多く、江戸よりは便至つて下直なり。その余は値不定。夏向きは塩物多し。その内塩まぐろ、煮貝、塩貝はいずれも駿尚にて

来る。雨中は桐油にて包む。依つて雨後の魚類はくされやすし」と書いている。「甲斐の手振」にいう経路は、沼津から北上し、御殿場から鎌倉街道に入るいわゆる沼津往還であるが、いま一つの経路は、沼津から東海道を吉原に出、そこから大宮（現第十宮市）を経て甲府に至る中道往還である。後者の方が史料に恵まれているので、以下は中道経由について考察してみたい。

徳川家康は前後七回甲斐に入国したが、天正十年（一五八二）二月の第一回が河内路からであったほかは、同年七月の第二回以後すべて中道からであった。この道の精進・古関間には阿難坂、古関、右左口間にには迦葉坂の一大難場があり、ことに第二回入国時には九一色郷と右左口郷の農民らが、献身的に道詮語や荷物の運搬を奉仕して助けた。家康はその勞に報いるため、天正十年七月十日には、「九一色諸商究の役、前々の如く相違無く免許せしめ候者也」の朱印状（右左）の朱印状を九一郷に下付し、同年同月二十三日には、「祖母者也」の朱印状を右左口郷に下付した。更に右左口郷には天正十八年九月、豊臣秀忠から「右左口」において、「在家往還の伝馬並びに塩干物の役、先尻の通り免除せしむる者也」の黒印状が与えられた。二つの朱印状とも「前々の如く」と言っているのは、武田氏の山村振興策を引き離ぐの意であろう。右左口の朱印状からは、富士川水運のなかつた當時、中道が主要な運搬入路であったこと、相物の語は、塩処理を施した魚や干魚を意味することなどが知られる。そしてこの史料と豊臣秀勝黒印のみを見るかぎりでは、中道を通る魚は相物だけであり、鮮魚の付け運びはなかつたかの感がある。

しかし、「史料K」第一巻五七七頁には、天文十九年（一五五〇）三月十日坂田源右衛門あての、「看の奉公相勤むについて、一月に馬三疋の分の諸役を免許する者也」という朱印状が載せられている。坂田源右衛門はのちに左衛門と通称を改めるが、伊勢から甲斐に来て武田信玄に仕え、商人頭として八日市場に住み、検断（のちの町年寄）を勤めた人であつて、看（魚）の流通統制権を持ち、魚の役の取り立て及び上納の責任者であった。魚の役の割額は、天正十二年（一五八四）の五月から十二月までの分が「九兩一分一朱、十三年分が四〇両（六月に二〇両、十二月に二〇両）、十四年分が三〇両（内一〇両は黄金、二〇両分はびた錢で一〇〇貫文）」であったが、十三年分の四〇両を上納することができなかつたので、坂田左衛門を魚役代官に任じて、黄金一五両とびた錢八〇貫文上納することに相済みとなつた。魚の役は相当高額であるから、坂田が扱つたのは相模力のある鮮魚が多かつたと考えられ、右左口郷への朱印で免除された相物の役は、恐らく人した頃にはならなかつたのではないか。昭和五十年発行の『中道町史』には、江戸時代から明治時代までの中道の鮮魚輸送に関する古老からの聞き取りが掲載されているので、その一部を左に要約する。

駿河湾の漁船は朝早くから出漁して、十時ころには獲物の生魚を沼津へ持ち寄り、それを集めて午後一、二時ころまでには吉原の荷受問屋へ送る。吉原には甲府相手の魚問屋が二軒あつて甲府へ山荷するが、吉原宿には甲州からの馬方が常に宿泊して待つていた。馬方は三〇貫余りの生魚を馬背に負わせて、午後四時ころ青取を立つと、人穴・根原付近で暗くなり、右左口峠（迦葉山）あたりで夜が明けて、午前七時ころに甲府の問屋へ着く。魚町の北から南へ真綿

の道路は住吉神社の東まで伸び、そこで中道往還に合流するが、古くは魚町街道と呼ばれた。山道を夜遅く駆送するには松明が必要であり、それには松を一尺五寸ほどに切って細く割り、一〇本くらいを束ねてつくった。風雨の夜は松明が消えてしまうので、馬子は馬の尾にすがつて進んだものである。甲府・吉原間に右左口・吉岡・根原・上井出の四か所に魚問屋があり、魚荷の発着、運賃の立て替え、魚荷の世話などを行つたが、吉原や右の四か所を利用した甲州の馬方は、右左口村や九一色郷（江戸時代には一四か村になる）の者たちであった。

右左口と九一色は立地条件が似ており、ともに徳川家康の朱印状を受けていたところから、中道における生魚輸送には協調を保ち、甲府から一五里の上井出には両郷の馬方がともに利用する馬宿があつて、朝早く魚を馬に付けるにはくじ引きによつて荷をきめていた。

ところが『三珠可証』によると、文政四年（一八二二）十月晦日、右左口の林蔵・極左衛門・庄蔵の三人が、上井出を出て根原にさしかかったとき、行きあつた九一色郷精進村の庄左衛門・勘右衛門・幸吉と、吉岡村の源右衛門・庄八計五人に呼び止められ、魚荷の引き渡しを要求されるという事件が起つた。生魚は海岸から上井出まで運ばれ、ここで積みかえて甲州へ送ることとなつてゐるが、このような運び方を運送できるのは、「諸商免役免許」の九一色郷にのみ許された権利であつて、これまで駿州の若宮・上井出両宿を経ぎ場として来たが、「諸役免許」だけの右左口村には、運び荷物を輸送する権利はないといつのが庄左衛門らの主張であつた。右左口の林蔵らはその場での争論を同避し、荷物を要求どおり引き渡して帰村したが、それを聞いた村人たちは激高した。右左口の馬方が

井出から魚荷を運ぶのは、九一色でも承知のとおり昔からの慣行であり、今更文句をつけられる筋合はないとして勘定奉行所へ出訴した。吟味に当たつては、甲府の魚問屋や若宮・上井出両宿の馬宿なども喰間されながら、当事者双方とも由緒ある朱印を奉戴する者同士であるからとして、馬宿の立ち入りによつて和解が成立し、済口証文には大要左のようない条項が取りきめられた。

(1) 九一色郷と右左口村の者が同じ馬宿を利用する場合は、原則として荷の出来次第、所属村にかかわらず顧客に付け出すこと。

(2) 荷の送り状に村名または馬方名が指定されている場合は、その指定に従うこと。

(3) 九一色郷内の村と右左口と両方の者が指定されていて、付け出す馬方が話し合ひできないときは、馬宿主の取り計らいに任せること。

(4) 海岸から若宮・上井出の馬宿あてに来た荷物と、九一色・右左

口の馬方が途中で出あつた場合は、先着順に受け取ること。もし順位が明らかでなければ、途中か馬宿においてくじ引きをしてきめること。

(5) 事件の発端となつた右左口村の林蔵はか二人の荷については、精進村の庄左衛門から右左口村へ陳謝し、駄賃については、よく掛け合つて授受をきめること。

寛延三年（一七五〇）の「魚問屋・仲買見」には、次のような文書が収められている。

一、代々魚問屋仕り候

八郎右衛門

右荷主の儀ハ九色の衆中ニテ、口銭の儀ハ金高ニ横エズ老駄ニ付雜用共ニ甲銀二匁ヲ引取申候、外ニ甲毫ニ付白廿四文ヲ、是ハ仲買方へ分引取申候、其外他國よりおり候迄り荷物の儀ハ、口銭雜用共ニ甲毫兩ニ付甲銀二匁ヲ引取申候、分引同断

一、代々魚問屋仕り候

八右衛門

後家

右同断

一、拾九年以前子年より仕り候

次兵衛

一、拾七年以前寅年より（問屋）仕り候

八郎左衛門

右同断

問屋の儀望む人御座候ハ、武丁廿三丁日の内ハ致サセ申候

一、仲買の儀、武丁廿三丁日の内ヘ六、三年も店出シ商売仕候上、仲間ヘ入レ申候、他町ニテ魚店出シ申候てハ仲間ヘ入レ申サズ候、丁内より賣子ニ仕候

右の通り相違御座無ク候、以上

寛延二年午七月

十左衛門

太兵衛

古兵衛

寛文三年（一六六三）に魚問屋が成立し、問屋・仲買間に議定が

行われたという伝承は前に見たとおりであるが、寛延二年（一七五〇）の一覚¹⁾も、大筋では古制を再確認し、九色馬方への口銭や仲買渡しの分引などを明文化したものであろう。問屋・仲買への新規加入が比較的緩く定められているところからは、交代がしづしばれられたことを物語っており、次兵衛が開業した十九年以前の子年は、享保十七年（一七三二）に当たっている。天明五年（一七八五）一月の魚問屋・仲取替証文にも新しい規定は見られず、同年五月十七日に甲府勤番支配から発せられた看板²⁾にも、「甲府魚問屋者商売の儀、古米より問屋・仲買仕法相立商売致候處、近來張ニ相成、他町ニても直卸等致候者有、之後相間候、問屋・仲買相立有」之候上ハ、外々にて賣買・直卸等ハ致間敷事ニ候、（略）古米の通問屋相場を以て仲買の者共買請商売可。致候、尤充子の者問屋より買請度キ節ハ、仲買の者へ對談ニ及ビ、仲買の者名前を以て買請候様可。致候（以下略）」といふものであった。

ところで、そのころ甲府には青物商が二〇〇余人あり、文化年間には青物仲間を結成して、青物・乾物はいづれ及ばず、乾魚・乾貝・海藻・鰐筋・鰐卵などを、國產の物はもちろん、他國から來たものも直仕入賣却して渡世していた。この傾向が進むと、魚問屋・仲買の家業は鮮魚に限られることとなつて衰弱し、寛文以来の議定も反古になつて難渋であるとして、しばしば甲府勤番支配に訴え、青物仲間が魚問屋・仲買の権利を侵すことのないよう町説の発布を願つた。天明五年（一七八五）から天保六年（一八二五）までの間に、このための町説が七度も發せられたといわれ、歴代の勤番支配の意向は、旧来の仕法の尊重すなわち魚問屋・仲買の保護に重点が置かれた。しかし、青物仲間側の攻勢はきびしく、文政十二年（一八二九）

八一九の触面には「魚荷物並びニ渡りト物の儀は何方より付け入
り候共、直貢・直卸等固く致聞候」とあり、其の外には魚荷物ばかり
と記されているが、渡り干物の文字は前々の触にはなく、この語
が加わると青物商人の商売向が手帳になると突き上げ、役所をし
て、「何等の誤ニテ右様認入候哉、書面等も御座無く候ニ付相分兼
中候」と弁明させたこともある。翌文政十三年には、在方寺社の
縁日・祭礼には町方も青物仲間が出店するのに対し、仲間外の者が
店を張るため混亂が起るので、仲間の天秤棒へ捺印することを願
い出て許可され、識別が図られたが、実効を見るまでには全然なかっ
た。

天保七年（一八三六）五月には、西青沼町の青物商人が經済荷
物を直卸したため、魚問屋・仲貢が甲府勤番支配へ出訴して出入に
なった。大手勤番支配永見伊勢守が、や蕨から返答書を出させて吟
味を行っていたが、八月十旬にはいわゆる天保騒動がほとんど甲州
全域を覆ったため、伊勢守は九月五月七日に責めによって御役御免、
通鳥を命ぜられた。そのあと吟味は山手勤番支配四部遠江守に引き
継がれ、同年七月十一日に訴答双方を呼び出して、次のような裁許
を魚問屋・仲貢に申し渡した。

古来より魚荷物引請の儀はすべて鮮魚の儀ニテ、鱈節・乾魚・
乾貝・玉子等ハ急腹引請と申し、差し定むる儀これ無き争故、
以來右品々兼配致ニ及ばず、もつとも經節相場書の儀は、魚
町にて商売致し候直段を以て是迄の通り書上仕るべし（「魚問
屋共と青物商人共家業差障出人裁許書抜書」）
この裁許が青物仲間側に有利なのは明らかであるので、御恩恩
加への奉謝として、甲府界内の御制説い入用の中に、人足七〇〇人

を差し加えたいと願つて許された。しかし魚問屋・仲貢側としては、
不承不承請書に調印したもの、到底承伏できない裁許であった。
天保十二年（一八四一）八月、魚町側では古証文写し五通と、天明
五年の魚商光取扱に關する應写などを証拠として用意した上で、
鱈節・乾魚・乾貝などをめぐって、青物仲間側を大手勤番支配牧野
誠河守（永見伊勢守の後任）に訴え出た。山手の酒井安房守も立会つ
て吟味した結果、同年十二月、訴答方の並扱分明につき先の裁許は
過失と決定し、改めて次の事柄が裁許された。

- (1) 鱈節・乾魚・干貝は、うまでもなく、青物・乾物類のうち、他
國・他場所より仕入荷並びに送り荷共、すべて訴答方（魚町側）
の者に限つて、仕乗りや譲定の通り引受・走捌きを行うこと。
(2) 相手方（青物商個）の者共は、右の品々を他國他場所より直仕
人や直卸をしてはならず、魚町問屋・仲貢から買請けて商売する
こと。

(3) 当国産の青物・乾物類は勝手次第に直仕入し、玉子は他國より
仕入れても問屋・仲貢側から妨げない。

右の裁許直前の十一月十三日には、天保の幕政改革の主要点であ
る株仲間解散令が公布されて、「向後仲間株札ハ勿論、此外其都て
問屋仲間並びに組合などと唱え候儀相成らす候」と定め、「都て何
國より出候何品ニテも素人直充賃手次第たるべく候」とした。甲
府勤番支配の牧野誠河守と酒井安房守は、右に見た裁許の取扱につ
いて幕府の指示を仰いだところ、十三年四月十日付で真田信濃守以
下四人の老中から、「問屋仲間組合等の唱えは相成らず、都て冥加
筋は差し免じられ、新規同業者に差し障り申さざる様にせよ」との旨
を、訴答の者共へ申し渡せとの指図があつた。

ところで、嘉永二年（一八五〇）の「魚渡世略書」によると、

八日町の三郎兵衛の店子七兵衛は、五年以前の弘化二年（一八四六）から魚商を営み、浜方の無意な者たちから送つて来る魚荷を、甲府の町や在カへ充りさばいて渡世していたが、魚町には八郎右衛門・

茂右衛門・善兵衛三人の魚問屋と仲買があり、中でも右の三人は重立った魚渡世人で、冥加水を上納していた。七兵衛も勤番支配に願い出て、嘉永元年からは永五〇〇文を年々上納して營業を続けた。

嘉永三年九月には、魚町の問屋らは勤番支配に運動して、魚町では伝馬役を勤めているので、他町で魚町と同様の渡世は相成らずとの町触を出させた。驚いた七兵衛が眞ちに勤番支配に嘆願したところ役所では、幕政の改革以来は問屋仲買株などと称して商売をしてはならないが、強いて魚商をしたいなら、魚町へ転居して渡世せよと申し渡した。七兵衛は魚町へ行って八郎右衛門外一人に掛け合つたが、問屋名目は魚町の二人に限られているので、そのほかに問屋名目を用いることはできないとして拒绝された。改革のことは魚町の一人も承知しているはずであるので、七兵衛は役所へ示談不行届の旨を訴えたが、答えたは前と同じであった。いま見ている嘆願書では、以上の経過を述べた後、魚町の三人は問屋名目で差支えなく營業しているのに、冥加水を同じように上納している私には許されない。八郎右衛門らが勝手なことを言つても、「強いて御祭當（とがめ）」がなく、これでは恐ながら御辭面が不都合のように存じ奉る」と不満をあらわしている。伝馬役は何町の何業にも掛けられていてし、また、先規から魚町以外での魚商が禁じられているならば、冥加水を上納させるはずがないとも言つてゐる。改革のことはよく私も存じてゐるので、八郎右衛門らに我が懐を許すことなく、私の

渡世に差し障らないよう重高支度へ銀戸をかけられたいと頼んでいる。さて名が老中ではなく、老中出山城守様御役人衆中となつてゐるのは、町年寄を經由しない非合法の嘆願ではあるが、駄籠訴ではなかつたからであろう。

八郎右衛門ら三人が株仲間解散後も、冥加水を納めて魚問屋渡世が許されているのであるから、七兵衛にも、魚荷物の直売・直買ができる問屋的機能を認めさせようという、新興商人の意氣を少しした嘆願であった。株仲間解散はすべての問屋に商業を命じたわけではなく、取締の任に当たつた江戸町奉行が解散後実情を回顧して、「停止は名のみにて、其の実は問屋組合これあり候節の振合にて取締方仕らせ候儀ニ御座候」と自ら言つてゐるよう、江戸・大阪などにも從前のままの例が少なからずあつた。

株仲間解散令は、幕府が莫大な冥加金を犠牲にして強行したものであつたが、物価騰貴が株仲間の独占に原因があるとする見解は当然らず、それは自然の勢いによるものであつたから、物価引き下げを命じてもほとんど効果がなく、商業組織の破壊から經濟界はいたずらに混亂を深めた。そこで嘉永四年（一八五一）三月九日幕府は株仲間再興令を発し、問屋組合はすべて文化以前のとおりに復すことを命じた。再興令の特徴とする点は、冥加金の上納を要しないこと、原則として問屋組合構成員の数を制限しないこと、新規加入者に対し礼金・供託などを強制しないことなどであつた。『甲府略志』によると、甲府に再興令が触れ渡されたのは翌五年一月であり、これによつて再興した組合とそれらの人員は表2のとおりである。魚問屋仲買一人の氏名を知ることはできないが、恐らく魚町の八郎衛門・茂右衛門・善兵衛（またはそれらの後継者）は入つてゐたで

表2 嘉永5年の再興組合

(『甲府略志』)

味	古	古	太	古	豆	灯	塩	堤	綿	篠	荒	綱	釘	び	飴	荷
増	着	道	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
醫	鐵	物	腐	油	燈	綿	渡	物	渡	物	油	打	付	輸	・	・
世	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋
150	51	115	91	44	26	12	17	22	14	11	4	7	8	17	4	9人
小青湯	香	白	古	新穀	穀	新竹	菜	羅	酒	麻	魚	柿	仲	取	間	物
屋代	屋	屋	屋	買	屋	屋	屋	渡	種	遊	問	星	根	仲	物	間
206	11	2	4	22	38	5	55	57	12	13	6	13	2	11	1	4人

あろう。八日町の七氏衆については不明である。穀瀬世・穀仲貢は旧来の者。新穀瀬は魚町の安右衛門外五六人で、禁令中の嘉永二年十一月に新穀の穀瀬四一人が結集し、後から一六人が加わったものである。これは再興時には仮組として旧穀瀬と区別され、仮の字には「臨時」の感がついて安定しなかった。元治元年(一八六四)四月には新穀瀬世一八人が、仮組を本組と統一されたいと勤番支配に願い出ているが、願人の中に魚町の安右衛門はふくまれていない。
 稟を終えるにあたって、三日町一丁目の魚商久藤が、天保十三年八月に書き上げた魚類の小売額を左に記すことにする。この年四月町年寄からの、「日立つよう下直にせよ」という指示に応じた價格である。

一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸	一 糸
日下老尺	代老貫文														
老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付
百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付	百文二付
但切充肉百文二付	目方八拾日														
一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付	一百文二付
老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付
代三百文	代八拾文														
老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付	老本二付
代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文
代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文	代百四拾八文

一大貞輔	菅本二付	代八文
一小岡	菅本二付	代三文
一上しらす	菅本二付	代八拾文
一中岡	菅本二付	代六拾四文
一若なご千物	菅本二付	代拾四文
一中岡	菅本二付	代拾六文
一小岡	菅本二付	代五文
一大藏節	菅本二付	代文銀拾五文
一中岡	菅本二付	代文銀拾老文
一中岡	菅本二付	代文銀八匁五分

注

- (1) 「享和三年上下府中間敷御改帳」(『甲州文庫史料』第二卷(九頁以下))
- (2) 甲府勤番上と日される宮本定正が嘉永二年に甲斐の風俗、習慣などを、見聞したままに記した書物。『甲斐義書』第七卷に所収。
- (3) 三株町高萩区有文書に写しがある。町指定文化財
- (4) 『新編甲州古文書』第一卷一一三頁
- (5) 同右
- (6) 坂田家文書によると永禄五年。
- (7) 『新編甲州古文書』第一卷一七四一七六頁
- (8) 『三殊町誌』小説稿「九一色郷の朱印をめぐる諸問題」
- (9) 『甲州文庫史料』第三卷一六頁
- (10) 右書一七頁
- (11) 右書一一八頁
- (12) 『甲府市史料編』第三卷史料第二一一号
- (13) 『甲州文庫史料』第三卷一四八頁
- (14) 右書一一九頁
- (15) 『岩波講座日本歴史近世5』(一九六四年)中岡本良一
- (16) 『甲州文庫史料』第二卷七八頁
- (17) 『甲府市史料編』第三卷四七〇頁
(市史編さん専門委員)

一九五〇年代における山梨県の経済と商工会議所

島 袋 善 弘

はじめに

本稿は、一九五〇年代における山梨県経済の状況と、それに対応して商工会議所が行った活動を検討することを課題とする。

一九五〇年代は、敗戦による破壊と混亂からの復興がある程度成しとげられ、日本の高度経済成長が開始される時期である。この時期山梨県では、敗戦後の自給自足的な、農業にかたよった経済（一九四七年には第一次産業の就業者が六四・二パーセントにのぼった）からの脱却が復興の第一歩としてなされるべきことであった。実際に戦後すぐに工業の復興は開始された。ところが山梨県は効率工業（その一つは戦後急成長した耐久機械物であり、もう一つは戦時経済にのみこまれることによって一度は崩壊した製糸業である）を軸として産業経済を復興させ、その後で日本経済の高度成長との係わりを模索することになった。そのため（他に山梨県が置かれている地理的条件もあって）山梨県経済の復興に統く模索過程は多少の特徴を有するものとなつた。

本稿は、このような特異性を行する五〇年代の山梨県の経済構造

を、特に在来産業（製糸・織物を軸とし、木製品工業・水晶研磨工業を含む）に注意を払いつつ検討することを第一の課題とする。

五〇年代の山梨県の経済は、単純に歴史的に与えられたものではなく、経済主体の行動の結果でもある。その意味で重要な経済主体の行動・探索過程を明らかにすることが本稿の第一の課題である。ところで、地域経済を停滞から脱却させ、あるいは地域経済を発展させるのは第一には個々の企業経営者の判断力や、資金・人材等の運営・管理能力等であるが、この時期の山梨県では中小商業者の存在が圧倒的であつたから、ここではその団体・商工会議所が地域経済復興の先駆者とならざるをえなかつた。そこで本稿では商工会議所が山梨県の産業経済をどのように捉えたか、またそれにどのように対処したか検討することにしたい。

一 一九五〇年代の山梨県経済

（県民所得）

第一表は県民所得を国民所得（全国）と対比して示したものである。
一九六〇年までは国民所得に占める県民所得の大きさは〇・六五%

第一次産業の比率が低いことを示している。産業別所得構成と就業者構成を対比すると、第一次産業では就業者の減少よりも所得の減少速度が大きいことがわかる（山梨県では五〇年を一〇〇として、六〇年の第一次産業就業者比率は七・七となる）に對して所得構成比率は五三・〇となる）。したがって、農業の比重が大きく、その就業者の減少テンポが極慢な山梨県の所得は全国的な所得の伸びに遅れることになった。第二次産業では、一次産業とは逆に就業者の増加よりも所得の増加速度は大きい。一次産業の比率が高い山梨県経済にとって第二次産業をどのように方向付けるかが大きな課題であつたことがわかる。

第1表 県民所得（分配所得）の推移

年次	山梨県 A (100万円)	全 国 B (10億円)	山梨県の 所得割合% A/B × 100
1950	22,126	3,382	0.65
55	47,029	7,113	0.66
60	83,638	12,817	0.65
65	158,834	25,557	0.62
70	332,196	59,392	0.58

1950年の山梨県は『昭和27年 山梨県民所得推計結果報告書』（附録29年）、他は県統計書による。全国は、安藤良雄論「近代日本経済史要覧」p.8による。

六六パーセントで推移しているが六〇年代に入ると著しい縮小を示す。第一次産業・第二次産業の所得構成比率を就業者の構成比と対比したのが第2表である（全国は純国内生産を表示）。農業別所得を見ると、山梨県は対全国比で、一貫して第一次産業の比率が高く、第2表である（全国は純国内生産を表示）。農業別所得を見ると、山梨県は対全国比で、一貫して第一次産業の比率が高く、第

第2表 1次産業・2次産業就業者比率と所得比率（%）

年次	1 次 産 業				2 次 産 業			
	山梨県		全 国		山梨県		全 国	
	就業者比率	所得比率	就業者比率	純国内生産比率	就業者比率	所得比率	就業者比率	純国内生産比率
1950	59.1	44.1	50.6	26.0	17.2	21.0	21.3	31.7
55	51.5	33.8	37.6	23.1	18.9	18.7	24.4	28.6
60	43.8	24.6	30.2	14.9	24.8	26.9	28.0	36.3
65	36.9	17.9	23.5	11.2	26.8	25.6	31.9	35.8
70	29.6	12.3	17.4	7.7	30.8	31.4	35.2	38.3

山梨県の就業者は県統計書、所得は第1表脚註と同一資料による。全国の就業者は、加用信文監修『日本農業基礎統計』、純国内生産は前掲『経済史要覧』p.8による。

第3表は、製造業全体の推移について山梨県と全国的な数字を対比し、また山梨県の製造業全体と中心産業である紡織工業について從業員四人以上の工場と三人以下の工場に分けて表示したものである。まず実質生産指数をみると、一九五〇年を100として山梨県は五五年で一七三・三、六五年で三九九・〇となるのに対し、全国では五五年で二〇六・一、六五年で七五七・〇となる。特に五五年以降一〇年間に大きく格差が開いたことを示している。

工場の規模別生産額に目を転じよう。五〇年で四人以上工場は生産額の七二・三パーセントを占め、六〇年には九〇パーセントに近づいている(ただし、紡織工業では三人以下工場の占める率がやや高い)。工場数では六〇年に到つてもなお全工場のうち八割近くが三人以下工場であり(表は省略)、中小零細工場が正側的存在を示すという山梨県の特徴に変わりはないが、工場らしい工場に生産が集中する傾向を示している。

次に製造業の構成をみよう。第4表は、四人以上工場について生産額構成の推移を示したものである。大戦前の主幹産業である紡織工業は漸減するとはいえ、この時期一貫して工業生産の主座を占め、とくに五〇年には五三・三パーセントと生産総額の半ばを超える。ついで食料品工業と製材、木製品がかなり大きい部分を占める。食料品工業は日常生活に密着したものであり、製材・木製品は、森林資源に恵まれた山梨県の特徴を示す産業である。生産額構成の変動で注目されるのは、六〇年代に入つて金属と機械の比重が高まるごとである(とくに機械が著しい)。全国的な重化学工業化傾向からかなり遡れつつも、山梨県でも一定の進展が見られることを示して

第3表 製造業生産額(4人以上工場と3人以下工場)

単位:百万円。()は%

年次	1950年を100とする 実質生産指 数		生産額(山梨県)			紡織工業(山梨県)		
	山梨県(A)	全国(B)	4人以上工場	3人以下工場	合計(C)	4人以上工場	3人以下工場	合計
1950	100.0	100.0	8,286	3,172	11,458	4,414	2,820	7,234
			(72.3)	(27.7)	(100.0)	(61.0)	(39.0)	(100.0)
55	173.3	206.1	22,821	4,033	26,854	9,004	3,128	12,132
			(85.0)	(15.0)	(100.0)	(74.2)	(25.8)	(100.0)
60	269.0	434.8	40,923	5,042	45,965	13,060	3,456	16,516
			(89.0)	(11.0)	(100.0)	(79.1)	(20.9)	(100.0)
65	399.0	757.0	86,478	5,650	92,128	22,997	3,985	26,982
			(93.9)	(6.1)	(100.0)	(85.2)	(14.8)	(100.0)

(A)は、生産額(C)を前掲『日本經濟史要覧』p.5でデフレートした実質生産額を、さらに1950年=100として算出。(B)は、『日本經濟史要覧』p.10の貿易生産指數「産業総合」を50年=100として算出。山梨県の生産額は系統統計による。

第4表 製造業生産額構成の推移(従業員4人以上の工場)

	1950年	1955年	1960年	1965年	1955年全国
食 料 品	15.2%	30.3%	24.7%	21.8%	17.9%
紡 織	53.3	39.5	31.9	26.6	17.5
製 材・木製品	10.0	8.3	11.5	11.9	5.1
印 刷・紙 製 品	6.1	9.1	5.8	5.8	3.3
化 学	2.5	0.7	2.2	0.3	18.5
上 石・硝 子	1.8	2.0	4.1	5.7	3.4
皮 半	0.3	0.2	0.2	0.2	—
金 属	2.6	2.5	6.9	5.3	17.0
機 械	6.6	5.2	8.4	16.2	14.7
そ の 他	1.7	2.1	4.4	6.0	2.6
生 産 総 額	828,659	2,282,159	4,092,355	8,647,892	—

生産額の単位は万円。製造品生産額=製造品販売額+加工貢取人+修理料収入。系統計書による。ただし1955年全国は前掲『経済史要覧』p.11による。なお、県と全国では印刷・紙製品・化学について業種の分類が異なる。

第5表 紡織工業の生産額

(単位:万円)

年次	綱入紡織物		生 糸		メリヤス		合 計	
	当年価額	実質価額	当年価額	実質価額	当年価額	実質価額	当年価額	実質価額
1950	506,191	229,736	209,622	95,326	100,000	45,475	723,534	329,028
55	617,715	207,705	382,660	128,658	103,000	34,633	1,213,322	407,976
60	905,174	275,957	456,569	139,197	177,980	54,262	1,651,685	503,562
65	1,322,967	298,503	—	—	593,520	133,916	2,698,331	608,829
70	1,887,477	326,609	—	—	1,410,690	244,106	—	—

綱入紡織物とメリヤスは、『県政百年史』p.532~36による。生糸は、系統計書と第8表から推計(生産額=輸出金額/輸出比率)。実質額は、前掲『日本経済史要覧』p.5で1934~36年價格にデフレート。推計額を含むため合計欄は対応しない。

いる(五五年の重化学工業化率は山梨県人・四八一セントに対し、全国では五〇・二パーセントにのぼる)。

第三に主軸産業である紡織工業を検討しよう。生糸は紡織工業の三割前後を占め(第5表参照)。紡織工業の中心は生糸で、紡織工業の急成長した綱入紡織物ではなく、四九年の統制撤廃後急成長した綱入紡織物であった。ところが、紡織工業の急速成長によって紡織工業全体の生産額が多少増加を示すにとどまり、五五年以降のメリヤス工業の急速成長によつて、紡織工業全体の生産額が多少増加を示すにとどまっている。戰前米の重産業である生糸生産の動向を第6表でみよう。

第6表 生糸生産

年次	生糸生産高総計		機械生糸			座織生糸		
	実数(トン)	指 数	業者数	釜 数	生産高(トン)	業者数	釜 数	生産高(トン)
1935	2,337	326.4	232	14,043	2,208	2,979	3,714	112
40	2,242	313.1	163	9,554	2,118	1,733	2,255	111
45	144	20.1	17	1,456	132	398	1,565	11
50	716	100.0	16	2,383	530	236	1,470	171
55	1,107	154.6	17	2,531	705	179	2,149	380
60	1,416	197.8	14	1,263	685	168	2,087	714
65	1,409	196.8	13	1,034	881	88	1,175	516
70	1,377	192.3	11	1,096	913	75	1,086	450

統計書による。下糸は省略。36年以降は生糸年度(6月～5月)。65、70年の座織生糸は、原資料では通用生糸と表示されている。

第7表 主要輸出品の構成

(%)

順位	1950年	55年	60年	65年
1	生糸 88.4	生糸 74.1	生糸 53.5	生糸 34.9
2	水晶瑪瑙製品 4.6	網人絹織物 15.1	網人絹織物 9.1	水晶ガラス製品 18.3
3	綿布捺染加工 2.0	水晶瑪瑙製品 4.1	ゴム草履 9.0	人形衣装 6.3
4	網人絹織物 1.1	ガラス製品 2.1	水晶瑪瑙製品 6.6	トランジスター 6.0
5	ミシン 0.8	金属製品 1.8	ガラス製品 3.9	電気器具 5.4
6	合成樹脂製品 0.5	機械器具 0.7	機械鉤 2.2	鏡類 4.8
合計金額	166,143万円	271,558万円	304,014万円	663,724万円

統計書による。

生産品の輸出構成を主要なものについて示したのが第7表である。生糸が一貫して輸出第一位の地位に有るが、その構成比は著しい低下傾向を示す。二位以下では、網人絹織物が六〇年までかなりの比重を占め、五五年以降地場産業の柱である水晶・メノウ・ガラス製品の比重が高まり、五五年に至ってトランジスターと電気器具が四、五位に姿を現すことになる。生産総額中の輸出比率(第8表)は五〇年代にはかなり高く、六〇年代に入って減少を示す。とくに生糸の輸出比率はきわめて高く、五〇年には生産量中の七〇・・パーセントに達する。網人絹織物の輸出比率は高くはないが、五五年、六〇年には有力な輸出品となっている。

(輸出)

かなりの回復を示し、六〇年までは顕著な伸びがみられる。しかし戦前最盛時の六割に達した六〇年代には停滯局面に入ることになる。

第8表 輸出比率

年次	生 系		網入網織物		総生産額の 輸出比率 (%)
	輸出量 (トン)	輸出比率 (%)	輸出金額 (万円)	輸出比率 (%)	
1950	502	70.1	1,804	0.4	14.5
55	582	52.6	41,000	6.6	10.1
60	504	35.6	27,751	3.1	6.6
65	—	—	843	0.1	7.2

生系の輸出比率 = 輸出量 / 生産量 × 100、網入網織物の輸出比率 = 輸出金額 / 生産額 × 100 で算出。資料は系統計書および『県政百年史』p. 532~34。

(總括)

一九五〇年代の山梨県の工業生産は紡織工業（生糸・網入網織物）を軸として展開する。紡織工業は五〇年代には輸出にひっぱられる形で生産を拡大する（生糸・網入網織物輸出は、五〇年で県産輸出額の九〇%以上、六〇年でも六〇%ペーセントを超える）。

しかし生糸・網入網織物工業は、輸出の減少とともに生産は停滞を示すことになる。それに代わる産業はなかなか展開せず、地場産業である水晶関連製品（製造の上石・硝子）や製材・木製品も紡織工業の停滞をカバーしうるものではなかった。

在来産業に代わるべき重化学工業化の進展は遅々たるものであり、山梨県の産業経済は全体として停滞状況のまま、日本経済の高度成長期の最初の段階を経過することになる。

二 商工会議所の対外活動

一九五〇年代の山梨県の経済状況に対して、地域経済の発展を図

る商工会議所はどのような動きを示したであろうか。それを見ると、商工会議所の活動のうち対外的な働きかけを検討しよう。第9表「建議・陳情・要望等・覽表」は、商工会議所の各年度「事業報告書」に記載されている対外的な活動をまとめたものである。この表に示されている事項は、多岐にわたり内容も複雑である。それを項目の種類ごとに整理したのが第10表である。一つの表を検討する前に、第10表で整理した項目について特徴を記そう。

「経済政策一般」で典型的なものは、予算の増額、補助金の新設、商工業振興・指導機関の設置を求めるものである。そのうち県・市に對するものが、四九年度の15（以下四九~15というよう略記する）、「商工業振興に関する建議」、五〇~1、「税法改正に伴い法人に対し国税は軽減されたが地方税が重税になった、これに対する措置」、五二~21、「甲府市商工観光予算の充実と之が指導陣容の拡充強化について」等であり、國に對するものが五四~1、「経済緊急政策に関する建議」、五四~7、「越後深川経済政策推進に関する建議」、五四~19、「中小企業振興助成法案要綱及び小売商振興法案要綱に関する意見」等である。

このほか行政的な要求で、商工業・觀光等経済全体に關連するものがある。例えば、県に係わるものでは四八~1、「商工局分室設置方針圖」、五二~14、「山梨県聯合会館建設促進に関する建議」について等があり、國に係わるものでは、四九~10、「核能擴充に伴う第一次行政機構整備化運動」、五五~7、「地方制度改正に関する建議」等がある。

「税金」は新税反対、減税要求・増税反対、納稅方法についての要求（たとえば五八~2、「割賦販売未実現利益に課税継延に関する建議」）

第9表 建議・陳情・要望等一覧表

1948年度 建議意志表明
1. 商工局分室設置方建議（商工大臣・商工局長・県知事） 48. 4. 18
2. 広告税売上税反対建議 5. 12
3. 取引高税反対運動 6. 7
4. 県税電気税反対陳情 7. 30
5. 商店簿記運動提唱 9. 1
6. 所得税更正決定再審査申請 日付なし
1949年度 建議意志表明
1. 家具建具協組減税陳情上京
2. 山梨県下鉄道交通改善懇請上京
3. 系融資準備基金（商工中金に対する）一千万円獲得建議
4. 信用保証協会増資請願
5. 商工中金に対する定期預金請願
6. 中小企業金融に関する意見表明及陳情
7. 事業者団体法・独占禁止法・商法・労働法規の改正□□
8. 商標擁護に関する意見表明及陳情
9. 税制改正に関する意見表明及陳情
10. 統制鐵廠に伴う第二次行政機構簡素化運動
11. 中央線電化並国電甲府駅乗入促進
12. 貨物運賃併算額々度改正実施の件
13. 電気事業再編成促進並電力料金合理化促進
14. 株式譲渡名義書換期間延長運動促進
15. 商工振興に関する建議
16. 夜間バス（終夜）當時九時頃まで運行方要望申請の件（山梨交通） 50. 2. 25
1950年度 建議意志表明
1. 商工振興に関する訴願（県議会）
2. 山梨県内国有鉄道運営に関する件 陳情
1951年度 建議意志表明
1. 税法改正に伴い法人に対し国税は軽減されたが地方税が重税になった、これに対する処置（県・市及両議員に陳情） 51. 5.
2. 産業観光道路を急速に整備するよう県へ要望（県） 5.
3. 弓仙峠地元よりの要望（道路改修・奥御嶽開発等）に対する処方策（市へ要望） 5.
4. 有名貿易業者を葡萄時季に市に於いて招聘する様要望（甲府市） 5.
5. 着色瑪瑙、鍋瑪瑙の物品税変更の請願書を山梨県水晶工業協組より國会へ提出し

- あるにつき、会議所よりその採択方の陳情書を出して貰いたいとの要望の件について（国会） 5.
6. 山梨県金庫に関する要望 6.5
7. 湯川の復舊及沿岸民の衛生的啓蒙・市へ要望（甲府市） 6.
8. 金融対策促進陳情（知事） 7.14
9. 観光バス甲府都心乗入陳情（山交） 7.21
10. 湯川清掃・慈龜公園復旧・湯村温泉千代田湖バス道路開設について陳情（甲府市長） 7.21
11. 身延線金手駅復旧陳情（国鉄総裁） 7.
12. 勝沼蒲原への国鉄平野駅引の件（国鉄） 8.
13. 富士身延線快速列車運転並二等車連結及甲府一静岡直通施設の件（国鉄へ陳情） 8.
14. 弓仙峠に里程標、名称表示板、共同便所を速かに設置することを要望（甲府市） 10.
15. 甲府へ織維工業試験場分場設置陳情（甲府市） 12.
16. 甲府一新宿間準急一往復増発方にに関する陳情 52.2.12

1952年度 建議陳情請願等

1. 甲府新宿間日帰り準急一往復増発方にに関する陳情について（東京鉄道管理局長） 52.5.16
2. 富士身延線金手駅復旧について陳情（県知事）・請願（県議会） 5.19
3. 国民金融公庫支所併合議受陳情書（安定本部秘書長官・大蔵大臣他） 5.28
4. 千代田湖開発について要望（甲府市長） 6.23
5. 道路の破損修理と講義施設について要望する（市長及市議会議長） 7.7
6. 織維工業指導所の設置促進について 陳情（県知事）・請願（県議会議長） 7.8
7. 地方税賦課に関しては本県の特殊性と県民の担税能力の実状を考察して本県独自の税率を定められんことを望む（県知事） 7.10
8. 鑄物研究所の設置要望について 陳情（県知事）・請願（県議会議長） 7.10
9. 市民税法人割課率低減について 陳情（市長）・請願（市議会議長） 7.21
10. 商工組合中央金庫甲府出張所を支所に昇格方について（商工組合中央金庫理事長） 7.25
11. 甲府市国県道の修理について要望する（県知事） 10.8
12. 県立木材工業指導所の拡充強化について 陳情（県知事）・請願（県議会議長） 10.13
13. 山梨県内の国有鉄道運営に関する陳情について（運輸省輸送局長他） 10.21
14. 山梨県総合会館建設促進に関する建議 陳情（県知事）・請願（県議会議長） 12.5
15. 県蚕桑連スト早期解決方要望（地労委員長・県労働部長） 12.11

16. 県商工部存貯拡充方陳情（県知事・県議会議長他） 12.20
17. 富士一甲府間快速列車運転並に同列車に二等車連結方の件（国鉄営業局長他）
12.22
18. 市民税の法人税割の現行課率15%を12.5%に低減に関する件 請願（市議長）・
陳情（市長） 53.1.16
19. 中小企業設備合理化資金貸付を県費を以て実施せられたい 陳情（県知事）
2.10
20. 山梨県木材工業試験場の設置に依り之が指導の完璧を期せられたい（知事）
2.10
21. 甲府市商工観光予算の充実と之が指導陣容の拡充強化について 陳情（市長）・
請願（市議会議長） 2.23
22. 市民税の法人税の現行課率15%を12.5%に低減に関する件（市長） 2.27
23. 電気事業及石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する請願の件（衆参議長）
3.1

1953年度 建議陳情請願等

1. 中小企業診断員の常置指導並に診断後勧告実施に必要な金融特別措置について
(県知事、甲府市長) 53.7.10
2. 地方税制改正に関する陳情（知事・県議長・市長・市議長） 8.10
3. 電話度数制採用反対陳情（日本電々公社総裁・電気通信部長・甲府電話局長）
8.10
4. 列車増発並ブドー色湘南型電車乗入並ブドー列車運行陳情（本庁関係7・東鉄関係8） 9.8
5. 税制改正に関する意見表明（日商） 9.8
6. 甲府電話局度数料金制採用反対再度陳情（電々公社総裁・電気通信部長・電話局長） 9.24
7. 中小企業金融の拡充強化に関する要望（衆院大蔵委員長・改進党幹事長・衆院通産委員） 10.24
8. 年末金融緊急対策として県預託金の適正配分方陳情、請願（知事・県議会）
11.25
9. 手形取引について協力方要望（日商企頭） 11.28
10. 昭和28年度商工業振興費補助金交付陳情（県）
11. 昭和28年度中小企業相談補助金交付陳情（県）

1954年度 建議陳情請願等

1. 経済緊急政策に関する建議 54.4
2. 中小企業安定施策推進に関する要望 4.
3. 源泉貯蓄実施の特別措置に関する意見 4.

- 最低賃金制度の実施延期方に関する要望 4.
- 強制資産再評価並に増資に伴う租税特別措置に関する意見 4.
- 可燃性穀物禁止法についての懇請 4.
- 超党派的経済政策推進に関する要望 12.
- 年末金融緊急対策に関する諸般陳情（県知事・県議会） 12.
- 不動産金融の復活に関する要望 12.
- 政局板挟みに伴う経済施策に関する要望 12.
- 中小企業金融に関する建議 55.1.
- 税制改正に関する要望 1.
- 現下の生糸輸出振興対策建議 3.
- 国際観光ルートの選定並に観光資源施設に関する意見 3.
- 漁業用石油輸入外貨の割当方式についての要望 3.

1955年度 建議陳情請求要望等

- 新内閣並に各政党に対する経済政策に関する建議（日商） 55.4.
- 道路上の関係における車両制限に関する政令案に対する要望（日商） 30.4
- 零細企業における労使紛争の処理について 要望（関東ブロック経営者団体大会） 5.30
- 甲府駅前観光ぶどう園案内所撤去について陳情（甲府市長） 6.1
- 水道料金値上げ問題に関する要望（甲府市長） 6.23
- 甲府市水道料金値下げ再度要望（市長及市議会議長） 6.29
- 地方制度改革に関する建議（日商） 6.
- 中小企業金融機関における貸出し利下げに関する要望（日商） 6.
- 農林漁業組合連合会整備促進法改正に関する要望（日商） 6.
- 商業活動調整協議会に関する要望の件（日商） 7.
- 消費生活協組、購買会問題に関する意見案（日商） 7.
- 漁業用石油輸入外貨の枠外割当に関する意見（日商） 7.
- 健康保険制度の根本的対策について（日経連） 7.
- 東京—甲府間即時電話実施についての陳情書（電電公社總裁他） 9.20
- 第7回関東地方工商会議所協議会へ、度数制電話地域差料金設定促進方を要望 10.6
- 中小企業金融対策に関する要望（日銀總裁） 11.22
- 繁華街調査に関する要望（甲府税務署長） 11.
- 年末金融対策に関する要望（日商） 12.
- 新内閣に対する経済政策に関する建議（日商） 12.
- 明年度税制改正に関する意見（日商） 12.
- 山梨県木材工業指導所の木工芸品に対する近代設備の充実に関する要望（知事・総務部長他） 56.2.6
- 国鉄運賃値上げ抑制についての措置を日商へ要望（日商） 2.10

23. 公共工事前払制度復活について請願（県議会議長） 2.24

1956年度 意見活動（建議・要望・陳情）

1. 中央線施設並びに運輸改善促進に関する要望（国鉄総裁他） 56.4.27
2. 不動産金融の復活促進に関する要望（日商） 5.12
3. 売上税割設反対に関する要望（日商） 6.26
4. 売上税に関する建議 7.
5. 消費生協と商業者間の問題解決に関する要望 7.
6. 中小企業の長期的な振興安定策に関する建議 7.
7. 産業基盤の強化拡充に関する建議 10.~12.
8. 中小企業相談所強化拡充に関する要望 10.~12.
9. 共同工芸株式会社事業継続にあたり保険工場許可について陳情（東京税関長）
10.25
10. 公共工事を県内業者に優先指名と之等工事に要する資材を県内業者に発注方要望
(県知事、県総務部長、県土木部長) 10.8
11. 中小企業金融公庫支所設置についての要望（中小企業金融公庫裁） 10.21
12. 挑発油税の増減反対について陳情（日商） 11.9
13. 織維に対する物品税課税反対について要請（日商） 11.9
14. 国民金融公庫政府出資金増額と金利引下げに関する要望（日商） 11.9
15. 中央線貨車制限の緩和化届申（国鉄東京・甲府駅長他） 11.18
16. 貨車増配方陳情（国鉄東京・甲府駅長他） 12.19
17. 中小法人のための減税を昭和32年度より実施要望について（日商） 57.1.29
18. 昭和32年度予算に中小企業振興関係経費の増額計上方について（県知事・県議会議長） 2.7
19. 中小企業振興助成法案要綱及び小売商振興法案要綱に関する意見（日商） 3.5

1957年度 意見活動

1. 山梨・静岡両県を結ぶ産業観光道路（万沢一富士川線）の改修促進に関する要望
(山梨県知事・山梨県議会議員・静岡県知事) 57.6.25
2. 不燃建物に関する建築等に対する固定資産税の特別措置に関する件（甲府市長・
甲府市議会議長） 7.10
3. 商工組合中央金庫計画貸出しに関する要望（商工中金理事長） 7.23
4. 中小企業金融特別対策に関する陳情（山梨県知事・県議会議長） 7.24
5. 国民金融公庫の資金供給に関する要望（国民金融公庫総裁） 7.23
6. 税制改正に関する意見（日商） 9.
7. 不動産専門金融機関の充実に関する要望（第9回関東地方商工会議所協議会）日付不明
8. 本品類販売業者登録のための県条例制定に関する陳情（山梨県知事・山梨県議会

議長) 58.1.11

9. 来年度財政投融資増額方要望(打電、大蔵大臣・自民党政務調査会長他)
1.14
10. 来年度中小企業相談所補助金に関する陳情(打電、内田衆議院議員) 1.14
11. 商工会議所活動及び中小企業相談所の強化拡充に関する昭和33年度県費補助金増額計上に関する陳情(山梨県知事・山梨県議会議長) 1.30
12. 昭和33年度山梨県商工会議所事業委託費予算増額計上について(甲府市長) 2.6

1958年度 意見活動(建議・陳情・要望)

1. 生糸金融(生糸荷物割引並びに購藏資金)件の拡張について(山梨中央銀行頭取) 58.6.3
2. 割賦販売未実現利益に課税緩延に関する意見(日商) 7.15
3. 法人税総会通達案に関する意見(日商) 7.15
4. 医薬品等の販売に関し未登録業者の取締強化について要望(山梨県知事・県厚生労働部長) 8.20
5. 昭和34年度税制改正に関する意見(日商) 9.1
6. 中小企業従業員退職金共済制度に関する意見(日商) 10.4
7. 鉄道管理局誘致についての陳情(運輸大臣・国鉄総裁他) 59.3.25

1959年度 意見活動(建議・陳情・要望)

1. 無型酒輸入外貨割当増額反対陳情(通産大臣) 59.5.4
2. 燃料工商業者の県民会館使用について(県知事) 7.6
3. 台風災害復旧について陳情請願(県知事・県議会議長) 8.17
4. 台風災害復旧について陳情(大蔵大臣・国税庁長官他) 8.20
5. 犠牲商工業者の災害融資について陳情(国民金融公庫總裁・中小企業金融公庫總裁) 8.20
6. 犠牲商工業者の租税の減免等について陳情(大蔵大臣・国税庁長官) 8.20
7. 台風災害復旧について陳情請願(大蔵大臣・山梨県知事他) 8.27
8. 台風災害に伴う税務上の処置についての陳情(国税庁長官・東京国税局長) 8.31
9. 中央線電車の改善に関する要望(東京鐵道管理局长) 12.19
10. 鉄道管理局問題に関する意見答申(行政管理庁) 60.1.29
11. 研磨工業振興についての陳情・請願(甲府市長・市議会議長) 2.24
12. 中央線旅客車両の改善及び急行料金に関する要望(東京鐵道管理局) 3.28
13. 県産品愛用陳情(請願)(甲府市長・市議会議長) 3.28

1960年度 意見活動(建議・陳情・要望)

1. 百貨店業の店舗面積増加許可申請に関する件(百貨店審議会会長) 60.7.10

2. 県内企業の従業員確保について（陳情）（山梨県知事・県議会議長） 8.
 3. 県立研磨工業指導所設備強化の為の陳情（大蔵大臣・通産大臣） 12.15
 4. NHK教育テレビ受像についての要望（日本放送協会会長） 61.2.10

1949年度16は『甲府市史 史料編第七卷』p.448~49、51年度は同p.449~50による。「商業部会」「工業部会」「観光部会」等の建議・陳情・要望等を含む。決議・見解・申し合せ等を含まない。表中の（ ）は要求先、数字は要求の期日（例えば、53.7.10は1953年7月10日を示す）である。

第10表 建議・陳情・要望等整理表

年 次	経営政策	税 金	金 融	経 貨	産 業	鐵 道	路 バス	觀 光	その他の	合 計
1948	1	4	0	1	0	0	0	0	0	6
49	3	2	4	2	0	3	1	0	1	16
50	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
51	0	2	2	0	1	4	1	6	0	16
52	3	4	2	0	5	4	2	1	2	23
53	1	2	3	4	0	1	0	0	0	11
54	4	3	3	0	2	0	0	1	2	15
55	4	2	3	6	1	1	1	1	4	23
56	2	5	3	3	2	3	0	0	1	19
57	1	2	4	3	1	0	1	0	0	12
58	0	3	1	2	0	1	0	0	0	7
59	0	0	0	2	2	3	0	0	6	13
60	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4
合計	20	29	25	24	15	21	6	9	18	167

第9表を整理・集計。

「意見」、「税務調査改善」、「税制改正」に関する要望等を内容とする。

「金融」には、融資拡大とそのための条件整備に関する要求、金融機関支所・出張所の設置等金融機関に関する要望、貸出金利等融資条件に関する要望がある。

「経営」には、四八~五「商店簿記運動提唱」のようない經營合理化に関するもの、商標権譲渡（四九~八）、消費生協と商業者間の問題（五五一）、五六~一五）、電力・電話・水道等公共料金の問題等経営条件に関する要望、中小企業相談所等経営指導に関するもの、中小企業の経営振興一般に係わることが含まれる。

「産業」では、第一に中小企業の設備合理化（五一~一九）、産業基盤の強化拡充（五六~一七）という一般的な政策要求がある。しかし数の多さからいえば地場産業に係わるもののが圧倒的である。その内訳は、織機・織物関係四、水島研磨工業四、家具木材工芸三、葡萄酒一である。そのほか多少特異なものとして「鉄物研究所の設置要望について」（五一~八）がある。

「鉄道」は、輸送力の強化・中尖線の電化を要求するもの、駅の整備・鉄道管理局の再編についての要望、観光・旅客輸送に関すること等を内容とする。

「道路・バス」では、県内のバス運行に関する要

「観光」は、山梨県と観光開発との関連性を示すものである。県内の交通整備も産業発展の基礎的条件であるから、「鉄道」とあわせて交通運輸に関する項目はいずれも産業・観光に係るものと理解してよいであろう。

「観光」は、観光開発と観光をめぐる条件整備に係わる要望・陳情・意見を内容とする。

「その他」は、労働争議・最低賃金という労使関係に係わるもの、公共工事の方法に関するもの、五九年の台風災害に係わる陳情等である。

以上のような内容をもつ建議・陳情・要望はどう理解されるべきであろうか。

「経済政策一般」「税金」「金融」は、産業経済の一般的な整備条件改善に關わる事項である。この三項目で七四件、全体の四四・三パーセントを占めていることは、戦後の経済的諸条件の形成期であるこの時期の特徴を示すものといえよう。

「経営」は、中小商業者の経営条件に關わる商店経営の防衛（商標権・生協運動への対応）、経費節減（電気・電話・水道料金引き上げへの反対）、経営指導＝中小企業相談活動等中小企業の経済・経営の基礎的条件の整備改善に關わる内容を持つ。中小企業が圧倒的多数を占める山梨県では大きな意味をもつ項目である。

「産業」では、織物・織物・家具木材工業・木工研磨工業・醸酒生産という地場産業を軸として発展を図ったと理解される。「鉄道」「道路・バス」は、いずれも産業発展の条件としての輸送力増大と、観光のための旅客輸送という二つのことを満たすものとして位置づけられる。一つの項目間に差はないが、自動車による

輸送力が十分発揮してなしこと困難には、鉄道の重要性が大きく、要求事項も多くなっている。「観光」は「鉄道」「道路・バス」とあいまって観光開発を進めて観光客の増加を図る。

要求項目をこのように整理すると、五〇年代の労工会議所は、産業経済の基礎的条件を整備しつつ、地場産業と観光に地域経済発展の突破口を求めていたと理解される。

次に、地域経済発展の突破口として期待される地場産業と観光、及び両者の前提条件となる鉄道・道路・バスの交通・運輸がどのように位置付けられ、如何なる見通しをもつものと考えられていたか、陳情書・要望書の内容で検討しよう。

まず運輸交通からみよう。鉄道・道路については「金子駅を復旧し往年の繁栄と販路を取り戻し、商工業の発展及び観光山梨に寄与せん」（五二一）、「中央線列車改善につきましては……一般産業の振興と本県の観光客誘致に多大の効果を納めており……ます」（五二一）、「富士山延線……による観光客の交流は年と共に激増し……甲府、静岡両市は県庁所在地であり両県物資集散地として極必要な位置にあり両市の直結は乗客の便宜は勿論、物資交流に一層の便宜を与える産業振興に寄与するところが大きい」（五二一）、「山梨、静岡両県を結ぶ産業観光道路（万沢—富士川線）……改修の際は沼津周辺からの水産物、観光客の山梨県への移入誘致、また山梨県特産の果実類の移出、沼津方面への海水浴客送致など両県の経済観光の交流は飛躍的に增大されることを期して待つべきものがある」（五七一）等と、産業・観光両面における重要性がくりかえし指摘されている。貨物輸送については、五一年一二月に貨車約一〇〇車の荷物を生じ山梨県経済に深刻な影響を及ぼしたこと（五二一）。

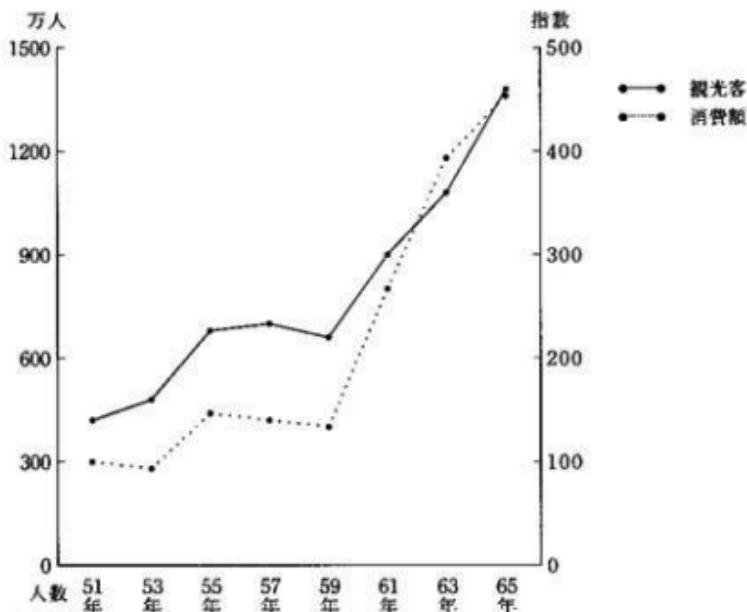
第11表 観光客消費額と販売高にしめる比率

(金額の単位：万円)

年次	年間商品販売高(A)	小売金額(B)	観光客消費額(C)	C/A × 100	C/B × 100
1954	4,205,135	1,621,961	298,317	7.1%	18.4%
1960	7,465,056	3,010,298	528,298	7.1	17.5

統計書による。54年の販売高は一桁誤記されているのを修正した。

第1図 観光客数及び観光消費額指數



観光客消費額指數（右目盛りで示す）は、消費金額を前掲『日本経済史要覧』p.5で1934-36年価格にデフレートした実質額を、さらに1951年を100として計算・図示した。
原資料は統計書。

五六六年々末の燃料需要期には、各工場の常備炭が底をつき、全県ドの工場が操業停止に追い込まれる事態が危惧されたこと（五六一—15）等に示されるように輸送力の如何が山梨県経済に及ぼす影響は甚大であった。鉄道輸送の問題には、山梨県の鉄道管理が、東京・静岡・長野の管理局に三分割されていることによる貨車操作の不合理が一つとなっていた。このように特殊な鉄道管理局問題もあって、鉄道輸送は山梨県経済の一つのネックになっていたと考へてよい。

第二に観光をみると、「県連たる観光立県の見地から」（五一—2）、「一般産業と共に観光事業の比重が極めて高く」（五一—13）等の言葉によると、その重要性が指摘されている。

この時期の県内観光について、第11表と第1図を掲げた。第11表では観光客消費額と商品販売高を比較して示した。観光客消費額は年間商品販売高（卸売を含む）の約七七・一セント、小売金額の一七・一八パーセントで、かなり大きい意味をもつ。また第1図に示されるように多少の波はあるが（経済状況と天候による）、観光客数・消費金額（実質）ともに増加傾向にある。観光事業は重要性を増しつつある部門であった。

したがって、奥御嶽開発（五一—3）・千代田湖開発（五一—4）・「国際観光ルートの選定並に観光資源施設」（五一—14）等についての策定がなされ、「有名貿易業者を薦め時に於いて招請する」（五一—4）・「観光バス甲府都心乗入」（五一—9）・「井仙峠に里程標、名称表示板、共同便所を速やかに設置すること」（五一—14）等観光施設条件の整備に関する基本的な要求が提示された。またオーバードックな方法と並んで、「本県観光事業の健全な発達を阻害するもの」として、観光事業と不可分なる遊興飲食税（地方税）

の軽減を求める（五一—7）、また山梨県総合会館建設促進の陳情に当たっては「本県の能又は各種の全国大会等の開催希望があつても、現有施設では……多人数の収容能力がなきため、むざむざ県外よりの大会誘致を思い止まらざるを得ない実情は、本県の経済的にも特に觀光面で（旅館は三千人位の収容設備あり）大きなマイナスである」と訴える（五一—14）など側面的な観光をめぐる諸条件の設備・改善をもとりあげている。

このような観光事業についてのとりくみが、先に見た鉄道・道路と、いう旅客輸送とあいまって、観光客・消費金額の増加をもたらし、観光事業の将来を期待させることになった。

第三に産業をみよう。山梨県の産業について商工会議所は、その立ち遅れを指摘する。次の文章がそれを示す。

「本県の工業が他府県に比して遅々とした歩みである事は何人にもこれを首肯されるところでありまして、この原因は云うまでもなく、立地的、資源的条件や工業関連部門の技術の不均衡にもよるが小企業に依存するため、研究に投する資金と、設備の更新に必要な資金の不足がその大なるものであると考えられます」（五一—19）

「山梨県の経済は織縫工業を軸とし加るに立地条件から観光面に力をいたしているので自然商業方面に重点が置かれる傾向が強い。特に中小企業・零細企業の殆どで占められる本県の経済界における昭和三一年度の経済の動向は所謂武景気をよそに特殊な業種を除く他の多くは格段の進展は見られなかつた。それよりもなお多くの脆弱性を内包している既成業者は今後なお一層の確営の合理化と観光施設の拡充と強力な工場の県内誘致の推進が要

請されるのである」（「二二一年度事業報告書」「総括的事項」）
「職前來の在来産業である製糸業については「山梨県は全国有数の
蚕糸業で而も本県産業の大宗でありながら近時化織の進出に伴ない
落日産業として之れが対策に苦慮している」（五八一三）「本年の
蚕糸は……始めての・六一四貫が予想され全国第二位を占めるに全
りましたが系価は依然暗澹たる状況……にある」（五八一一）とい
われるよう、もはや斜陽産業であった。

戦後急展開したメリヤス工業については、その技術の発達のため
「相当規模の設備と之が研究機関」を求めて織機工業指導所設置を
知事に陳情し（五一一五）、それは実現した。しかし、「織メリヤ
ス工業指導所はその施設が日進月歩のメリヤス工業にマッチせず又
指導技術者にも乏しく、折角の業界の無望により実現を見た指導所
がその機能を充分發揮し得ない感がある……。メリヤスは流行の変
遷がはげしく、又業界の競争も激甚で指導機関の確立ない限り、遂
には産地としての名聲を失墜するに至ると思われます。折角御指導
により全国に名を馳せつてあるメリヤス山型を兼ねながら、現
実の設備及び機器では到底他府県の盛地に伍して行けないことを要
えるものであります」（五六一八）と訴えていることに示されるよ
うに困難な条件の下での發展が図られる。

五三年時点で「本県木製品は副業物に次ぐ重要産業」とされた木
製品については、「殊に家具類は京浜方面の大需要地を控える關係
から益々有望視されますが現段階に在ってはその製作品が他県に比
して意匠、設計、塗装、工作、技術等過半が認められるので此の改
善は燃眉の緊事」とされ、県木材工芸試験場の設置が求められた
(五一一九)。そして設立された県木材工業指導所に対しては「本

県木製品は……製作費にあつては近代設備の不足からその費用が萬
みつきあり、他面これが新設については業者が零細であることと、
又他府県の如き設備助成も望み得る現状にありますので、何卒該木
工指導所に近代設備の充実を期せられ、もって業者が御指導下さい
ます様」求めている（五五一九）。このような努力にもかかわらず
六〇年になると「最近の木工業界の傾向を調べると本県にも業界の
技術革新の波動が拡げられ、県外メーカーの優秀製品がその資本力
によつて差壓され本県に販路を求めてあります。これらの県外メー
カの製品の進出は、県内木工業界を混亂におとし入れ各所に県内
製品との販売競争が激化し過当競争まで引き起こしております。こ
の過当競争による不当な價格、業者間のせり合い、そして乱売は業
界の前途に暗雲を投じております。」といわれるような困難な状況
が現われてくる（五九一三）。

顕著な發展を示した水晶研磨工業について、六〇年一月には
「技術の振興に関しましては運営乍ら零細企業であるために大企業
の如く独自の技術開発が極めて困難であります。今後技術振興が
絶対的要件とされます時に立遅れを憂慮するものであります。一方
スチールは現に西ドイツ、チエコ、オーストリー等西欧の先進産地製
品とアメリカを中心とする国際市場において激しい競争を行つており
ますが、科学的な技術進歩が見られるそれ等の諸産地に対抗してい
くためには、革新的な技術向上を期す必要がありまして今日の最も
緊急重要な課題となっております」と、その技術革新の必要を通産
大臣、中小企業庁長官等に訴え、県立研磨工業指導所の設備強化を
陳情している（六〇一三）。

地場産業の最後にブドウ酒をみよう。ブドウ酒については五九年

の時点での輸入拡大が問題になり始め、外国産ブドウ酒と競争する日が遠くないことを予測させる（五九—一）。

地場産業から離れたところでは、産業はどのように考えられたであろうか。まず地理的条件について「今後業者（中小企業・引用者）の動向は……京浜方面からの受託による複数面が相当被災されるものと考えられます」（五二—一九）、「本県は地理的にも京浜地方に近接しており、近時経済交流は、とみに頻度を加え……ております」（五九—九）と、京浜工業地帯との産業的関連が強まることを指摘する。

このような産業経済についての認識から、鉄物工業が着目され、

その第一歩として鉄物研究所の設置を要望する（五二—一八）。

その要望書は「本県工業立遅れの原因は立地的、資源的条件や工業的開拓部門の技術の不均衡にもよるが、小企業に依存する為に研究に投する資金と設備の更新に要する資金の不足がその大なるものであると考え」、「産業資本と資源に乏しき地帯にあっては先ず工業技術の向上を図って企業心を刺激し工業興隆を促すことが産業政策上最も適切な方途と考えられる」、「今後……京浜工業地帯の工業として機械工業、就中部分品の製作に対する鉄物工業の本県開拓

が肝要と存するものであります」と、京浜工業地帯に組み込まれて、機械工業の下請け部品生産を発展させる構想を提示している。

むすび

一九五〇年代における山梨県の産業経済のなかで、地場産業は停滞に直面するもの（紡織工業・木材木製品）と、困難な条件が見えてくるもの（水晶研磨工業・ブドウ酒）に分かれ。いずれにして

も地場産業には、山梨県の産業経済全体を引っ張り上げる力はもはやなかった。そうした中で鉄物工業にみられるような新たな工業化の模索がなされたが、それはすぐに本格的展開をみるというものではなかつた。

五〇年代の山梨県経済の停滞は、第一に当該期の工業生産の基本的方向（臨海型の重化学工業化）から外れていたことに基づく。それには京浜工業地帯からの地理的距離の問題と、鉄道・道路という交通・輸送条件の未整備の問題が制約条件となっていた。停滞の第二の要因としては、陳情書等がしばしば指摘している資金不足（中小零細企業の圧倒的存在）と技術開発力の底位性があげられる。このような状況下にあって山梨県の産業経済の発展は、全国的な産業構造の転換（知識集約型産業の発展と信託化・ソフト化の進展）と、それに対して地域経済が適応・調整するまで、今しばらくの時間が必要としたのである。その間観光と地場産業に依存しつつ、全国的な工業化に適合的な経済の発展を模索することとなつた。

注

(1) 山梨県経済の概観については『山梨県政百年史』（一九七五年）、特に第五章「商工・労働」の記述を参照されたい。

なお、商工会議所は一九六〇年までは山梨県商工公議所の名称であり、同年六月甲府商工会議所と名称・組織を改めるが、甲府市を中心とするその実体に変動はない（「昭和三〇年度商工会議所事業報告」による）。（一九六六年二月現在、法人・個人の会員合計一二四のうち甲府市の会員は一〇四五である）。

商工会議所の活動には、甲府市の商工業者の要望が直接反映されたと考えてよい。

(2) 商工会議所の「事業報告書」は甲府商工会議所に所蔵されている。

- (3) 本稿では触れないが、六一年以降「経済政策・税」「税金」「金融」に関する建議・陳情等は著しい減少を示す。第10表の五九・六〇年部分がその前兆を示している。
- (4) そのため、鉄道管理局問題がくりかえし陳情されている(五一—13、五八—7、五九—10等)。
- (5) この時期に筋織工業で最大の生産額を示した綿人絹織物に

関する建議・陳情等がないのは、過当競争のため生産調整・設備制限が行われ、商工会議所の活動条件がそしかつたためだと考えられる(前掲『山梨県政百年史』五三二—三四頁参照)。

(付記) 本稿で使用した商工会議所「事業報告」は、近・現代部会の共同調査で収集したものである。なお史料の整理については、市史編さん事務局にお世話をなった。記して謝意を表する。

(市史編さん専門委員)

小尾十三の世界

白倉一由

一

山梨の小説の成長は山梨日日新聞の月曜文壇・サンデー文壇に負うところが大であったが、昭和十年代の「中部文学」によって独自の展開がなされるようになった。これによつた作家の幾人かは全国レベルに達したものもいたが、山梨県で小説界において全国的に知られるようになった作家に小尾十三がいる。

小尾十三は明治四十二年十月二十六日北巨摩郡穂足村大豆生田に小尾角太郎、はなの四男として生まれた。父は農家の末男で国定教科書販売を営み、母は漢方医の娘であった。大正元年父は破産し、甲府に移住して菴会所を始めた。母は遊び人相手の父の業を好まず、子供への影響教育を考え、甲府市郊外の善光寺の北側に子供四人を抱えて別居し、小作農になり、養蚕で子供を育てた。大正十二年甲府商業学校に入学するが、一年終了で退学する。大正十三年長野鉄道局教習所へ入所。以後、職を点々とする。共産党的影響下の全農支部青年部書記などもする。左翼退潮と共に組織が崩れ、母が借金してきた十七円を貰い上京し、貿易商その他に点々と勤務する。昭

和九年朝鮮總督府通信局に勤務。在京中正則英語学校夜間部に学び、実業商業科の免許状を得たが、警察の身上調査によって全國どこの学校にも就職是不可能となつた。昭和十四年朝鮮の元山公立商業学校の教諭になり、昭和十七年新京中央放送局に就職した。

昭和十八年森永製菓の満州本社の創設と共に經理課長となつたが、朝鮮の元山公立商業学校の教諭だった当時のことを回想して小説「登場」を書く。京城の詩友であった安錦一郎氏が、京城に送つてみないかといわれたので送つたところ崔載端によって刊行された。京城帝大系の同人雑誌『國民文學』に昭和十九年二月発表された。日本では同年十一月『文藝春秋』に再録された。岩倉政治はこの小説を賞賛し、友人の権光利・川端康成に芥川賞候補に推してくれと頼んだので、昭和十九年上半期第十九回芥川賞を八木美徳の「劉廣闊」と共に受賞したのである。

この二つの作品は当時の時代を反映したものであり、「この二編は正しく今日書かれなければならぬ作品を作者がこれほど熱を持つて書いたのがまず珍重である」と評されるにふさわしいものであつた。昭和十八年文藝春秋社が満州に別社を作り永井龍男・池島信平

氏等が創設に当たり、昭和十九年『芸文』を刊行したが、それに「辯山先生」を発表する。「登攀」「辯山先生」はその後『形見・浪花節』と共に単行本『辯山先生』として刊行される。この刊行は満州文藝春秋社によるもので康徳十二年（昭和二十年）二月五日に発行され、発行者は小松正勲であつて、當時小尾十三は新京特別市祝町一丁目三の一に住んでいた。昭和十八年文藝春秋社が満州に別社を作るため永井龍男が池島信平・徳田雅彦・千葉源蔵・小松正勲を引き連れて渡満した。翌年秋、香西昇と武場俊三が池島信平・千葉源蔵と交換し、結局『辯山先生』の刊行は武場俊三が中心になつて刊行し、彼が本の題字・装幀などを行った。

初版は五千部刊行、再版本は康徳十二年七月十五日初版本と同じく五千部刊行し、定価は四円であり発行者は武場俊三であった。

『辯山先生』は初版再版共によく売れた。初版再版各五千部という部数は當時の文芸書としては珍しいことであった。當時日本は紙不足に加えて印刷所の機能も低下しており本の発行は思いどおりにならない状態であったのに比べ、満州は比較的出版事情が良かったからだと思う。

初版再版各五千部刊行されたが、日本には一冊も存在せず長い間幻の芥川賞本とされていた。第一次世界大戦によるソ連軍の進駐の満州の惨状は大変なものであり、自分の命を保つのが精一杯であり、小説など持ち帰ることなど思ひも寄らないことで、満州文藝春秋社の在庫も焼き払われたのではないかと思う。小尾十三が満州から引き揚げてくるときリックサックの奥深く仕舞い込んで持ち帰ったものが、唯一のものであった。それは現在山梨県立文学館に保存されているが、初版本は元の表紙が喪失とともに、代わりに

厚紙で簡易補修されており、再版のものは末尾の数ページが欠落している。

『登攀』は小尾十三の自伝小説である。彼が朝鮮の元山商業学校に勤務したときの体験を書き綴ったものである。

元山当時、商業学校の担任の生徒が共産党事件で検挙されまして、それを扱った小説です。……妻などは情で愛す型ですが、登攀の主人公は私が理屈的に愛した唯一の人間です頭の中の交通整理ができていて、キレイに書き上げたような頭脳。心から民族の幸福を願っていた牛乳でした。あのころ既にロシア語を書いて後は北鮮で通訳をやっている管です。彼は今どうしているか、もし生きていて会える機会があるなら、昔のままの気持ちで会える男です。

小尾十三は田野辺薫に「日本政府は、戦争遂行などのために朝鮮人を駆り出すだけで、朝鮮人にたいして権利を与えるとはしなかつた、そうゆう不当な扱いにいたる公債からこの作品を書いた」と言っている。小尾十三は當時の日本政府の朝鮮政策に対して彼自身の考え方で書き、朝鮮人を當時の日本の思想の中で捉えるではなく彼自身の考えの中で書こうとしたのである。

『登攀』の主人公は教師の北原邦夫と牛乳の安原寿善であり、この二人の織り成す人間模様である。十月中旬新京の中学校の教師をしている北原邦夫のところへ、前任校の朝鮮の中学校の教え子安原寿善から思想問題で捕まつたから教い出してくれとの手紙が来る。前任校の朝鮮の中学校は内鮮共学で安原寿善は朝鮮人で北原が二年から四年まで担任したクラスにいた。北原は初めは安原寿善の存在を意識していなかつたが、個人的に接觸するようになつたのは不意

に家庭訪問したことから始まる。彼は妹の看病をしていた。北原は妹のために無料の医者を手配してやった。安原寿善は初めは馬鹿笑いしたり、反抗的態度であったが、次第に変わり親しくなっていく。夏休みの終り頃北原は海水浴に行き偶然寿善と一緒にになり彼の家族のことについて聞く。父は亡くなり、彼は母と妹とで叔父の家に寄食している。母は生来の怠惰な性格で叔父の家の小作人同様の生活に辛抱で生きず、梅平沢の援助で酒場を開き、ついに駆け落ちしてしまう。寿善は叔父に中学にいれて貰うが、母が恋しく連れ戻す。翌年の一月朝鮮人生徒間に思想団体が発見し寿善も連座していたが、警察の調べでは無実であった。北原自身の私生活にも問題が起こる。妻との性格の不一致と妻の不貞で遂に離婚することを決意する。北原が寿善を誘って一人で金剛山に登ったのはその頃であった。頂上の直立百米岩石にへばり着いた鉄梯子を吹雪の中を登つて行った。寿善は感動し、聞っていたら光明を得る人生の教訓を得たと語る。

北原は妻との離婚が成立し、そのことが原因で漢州の中学へ転任することになる。寿善は京城帝大予科を受験する日、梅平沢が訪れ母を連れて行くと言つた。母は行きたいと泣き叫ぶ。叔父は働き手を失うのでゆるさないが、母は梅平沢と妹を連れて出ていく。寿善は遂に叔父と義絶する。

北原は漢州の中学に行ってしまった後、思想問題で捕まつた彼のために手紙で尽力する。寿善は釈放される。寿善からの二通の手紙が来る。最初のものは死んだ母への愛が語られ、母のもとに行きたいとの絶望的な内容であったが、次のものは生きなければならぬとの再生の意識のあるものであった。以上が「登場」の内容である。北原は末席の教師であったが、教師としての生き方を慎重に考え

ていた。当時の朝鮮における教育は内鮮一体の教育、朝鮮の日本による漢文化の教育であった。教育は教師と生徒との関係においてなされるのだが、北原はこの関係のあり方を人間的あり方でなければならないと考えていた。

ある生徒だけを熱愛する危険が、なきにしもあらずだからである。……より公平に、より深く愛すると言うのが目標。彼は朝鮮人の生徒を愛そうと心がける。愛薄きものをより強く愛したいと思っていた。北原は金剛山に登るのに相手が欲しくそれを生徒から選ぶのだが、朝鮮人の寿善を選んだ。日本人を選んだ場合にはそれがなかつた。しかし彼は犯罪意識を感じるのに朝鮮人の場合にはそれがなかつた。しかし相手に心温まる相手といふものは朝鮮人にはなかつた。

上級朝鮮人の虚無的冥想は、相手が制裁力なしと見える場合、実際に巧みに機会を捉えて放たれ、北原はその度に背筋を走る冷たいものに身震いするのであった。

朝鮮人のこのような態度について、怒つて一時の鎮静さを得るが、何の教育的効果のない虚しさを感じるのであり、何時も権力の塊の現実を試みようとする。小尾十三は基本的な教育觀を考えようとして、その方法を苦慮し問題視したのである。

その実態は盲目的な朝鮮人への愛情の告白である事を彼は観察抜いたからである。愛情も盲目的では、殊に彼等の場合由々しい問題に發展する……日明きの愛情はどうゆう途を歩んだ

らよいが、北原自身換案の有様なのだつた。

国策としての教育觀は理解しているが、北原は彼自身確たる教育觀があるのではなく、また信念が有るわけでもなかつた。現場に来て戸惑いを見せるが、朝鮮に来て教職につき實際に内鮮の生徒を担当してみて初めてその重要性に気付く。

二千万余の朝鮮人ノ精神にとつて抜き差しならぬ重大人問題であるばかりでなく、一億全日本人の根本的重大試験である事を悟つたのである。

個により民族を國家を知るのであるが、大切なのは個であつて歴史の強引な力に奉かれるのであつてはならぬ、個の信念の正しい確立が望まれるのであり、そこに無限の希望と歡喜があるのである。彼は積極的に結論を導き出すのである。

そうだ。愛だ。慈しむ事だ。彼の得た結論はそこであった。

人間の基本的問題は愛であることに彼は気付く。寿善は理由無く反抗したのではなかつた。心の純神性を持つていた。「もつと純神に生きたいです。」と彼は言う。これは心していきるもの初步的にして永遠の課題があるので、北原の教育は効果を表していくのである。

「登攀」において作者が強調したい場面は、二人が金剛山に登山するところであり、この作品の題名にも成っている。

再度書籍加筆しているとき、何とない作品構成上の不満に、ふと懐かしい金剛山を取り入れてみたいと考えた。金剛山は在鮮中、毎夏毎冬、ねぐらのようにもしていた山で、收拾に迷うほどの追憶が群がり湧くのだった。そして書き始めてから完成したものに「登攀」という題名をつけた。

作者が何となく作品構成上の不満を感じて入れた場面であるが、中心的場面のようになり、小説全体を引き締めている。登山の各場面は描寫が細かく巧みで金剛山が良く表現されている。特に頂上付近の書き方は興奮感があり圧巻である。この小説は教師の体験的実践論であるため、この登山の場面は、それを實際的に証明しているようになつておらず、テーマを重厚にしている。

彼は岩登りのたびに、開き相手は自然でも山でもない事を、その都度思ひ知るのである。何かもつと重大な頂上を越さねばならないとき、彼は山によつてその力を試そうとするのである。北原にとって登山は人生教育の実践的・環境であり、寿善に効果的に作用していく。寿善は実感として体を通して感じるのである。

僕は今まで、自分の不道徳や怠惰を、みんな環境のせいにしていたのです。然しやろうと思えば、何でもやれるものだと今日は痛感したのです。绝望しても開つていれば、その最後には必ず何らかの光りに到達できるものだと思い知りました。はつきり今どうだと云えないのであります。然し今日は何年分の修身の時間より、確かに手応えを感じられたようになります。

体験的実践的教育が北原の教育であり、小尾十三の教師像であったと思う。

「登攀」は北原邦夫と安原寿善との人間関係であるが、北原の妻の問題と寿善の家族特に彼の母の問題が重層的複合的に構成されている。寿善の母は怠情な女性だった。叔父の家では掃除から洗濯まで一切が母の仕事だったがそれが嫌だった。また彼女は淫奔な女性だった。情夫の樺平沢に夢中になり子供のことなど全く構わなかつた。そんな母を方善は快くは思わなく、樺平沢が母に病弱に振る舞

うのがいやだった。母はそんな息子の泣き声を遮り、手紙を差し出しました。別れでみると母が恋しくなり叔父に頼んで取り返してくる。しかし母に対する叔父の態度は厳しく二度の食事にまで制限を加えようになつた。このようなとき桂平沢が訪ねてきたので、家を出たいと母は狂わんばかりに泣き叫び訴えた。

血走った眼付きの母や娘の動作。哀号と叫び続ける精魂つきた叔父。口ぎたなく罵る叔母。これが自分の内親達の姿なのだ。そう思うと、何か身内の心がくづれていき、痛烈なかなしみが、こんこんと胸底から湧き出でてくるのだった。

母は家を出て行く事なる。この家族の状態の中で寿善は母に同情し母のことを聞いたのだった。この後の決定に叔父は怒り、彼の本を取り上げ警察に知らせるが、母を連れ戻したなら返してやること。究極的な時点において寿善は北原に相談に来るが、北原は教育者として彼の精神の成長に責任を負わなければならないと考える。この北原の思いに寿善は応えて行くのであり、結局最終的に寿善は母の側に立ち叔父と義絶する事になる。北原の教育者としての自覚は彼をして母の愛に生きる決意を生みしめるのである。寿善の母はいい加減な一方的に性に引かれる女であるが、これを世俗な人間の一人として捕らえている。寿善の伯父は寿善を中学に学ばせ更に進学させようとしているが、身内の中から学問しているものを出すのは自身の広いことだという家庭主義的発想によるもので、当時の朝鮮の世俗主義が表現されている。

「登場」の最後の「八」「九」はこの作品のクライマックスであり、北原邦夫と安原寿善との心の交流が最も凝縮的に表現されている場面である。寿善の三通の手紙と北原が保田上任と校長に手紙を

まく裏で心をこめて手紙を書いた。丁寧な筆書きの手紙である。

自分は彼の精神の成長を信じていて、いや信じていて、いうより、愛するのあまり眠れぬ夜を過ごしている。北原は、神の前にもーという句で、ぱたりとペンを投げた。彼は急に居すま

いを正し、脣みの上に手をついて、暫らく見えざる神に、記念を挙げた。

良心的な教育者の最終的な姿ではないだろうか。教育は対人的なものであり、自分が今努力を上げてその思想と行為を尽くしても相手が応えてくれなければ何にもならなく、相手の成長を期待するしかない。教育は愛であり思想ではない。それを厳密に考えていくれば、見える神に、記念を挙げるしかないところまで深刻さを増していくと思う。

保田主任からの手紙を受け取った後彼は考えた。

もう一度この愛を知らせてやりたいと思った。このや觸に取り聞かれながら、もしそれでも彼がひねくれるなら、その時にそ、自分は彼を、教いがたいと断念するだろう。いや彼ばかりではない。朝鮮人全体に対して絶望するだろう。

しかし日頃そういう性急な見解に対して気長に忍耐と愛を説き対立してきたので、自分の敗北を予想するようでとても出来そうにはないよう思えた。教師の良心的な悩みである。真剣に考えれば考えるほど悩むのである。ところがやっと寿善から手紙が来る。

先生、どうぞ私をお見捨て下さい。先生は何と言ふくだらぬ人間をお愛し下さつたのでしょうか。

この文章で始まり、自分がもともと愛している者は母であり、息子

の自分はある汚染した汚れている血が流れている。今は亡くなっている母のもとにただ一人の肉親である妹を抱えていたいという心地が書かれていた。挫折した絶望的なものであった。母の死史に思想問題での取り調べは彼をして深刻な境地へと陥れたことと思われる。

このような手紙を受け取った北原は途方に暮れ愛とは何か、教育の空しさを感じどうして良いか戸惑うのである。間も無く次の手紙が来る。「先生、何もかもお赦し下さい。昨日の忘恩無礼極る手紙をもお赦し下さい」で始まっていた。

この縁からこそ起き上がらねばならんのだと心が叫びました。

生きなければならぬ。負けではない。勝つのだ。勝つといつて果たして難いでしよう。それは先生の既にお察し下さる

通り、それは実に、私自身に対してです。拘束した私の底、私の環境に対するです。

最終的に寿善はどん底の状態から再生していく、健全の精神を持つことができるようになる。北原の実践的、体験的な愛の教育によつてであった。震えながら秋桜子を上っていく寿善をぐんぐん引っ張つてくれた北原の愛の姿だった。

「登場」は愛の人間教育を扱っているが、それと対立的な北原の妻の不貞の問題が挿入されている。妻木子は教師でありながら生徒を横柄に扱うエゴイストである。人間の行き方として相対的にみようとしているのである。その他当時の転変する時代相が表現されている。

「登場」は現実主義的な作品である。内解一体、皇民化の当時の日本の国策に寄る教育を題材にしたものだが、それはあくまで題材

に過ぎなく、小尾十二の個人的見解における現場の体験的経験的教育であり、現場においての被独自の教師としてのあり方である。人間対人間の関係の中で教育が成され、相手が精神的に成長していく。その根底を成すものは教育者としての、いや一人の人間としての愛の実践である。内鮮・体・皇民化の当時の教育の中ににおいて行われるのであるが、その思想に拘泥せず、人間的な行き方を求めているのである。自己の暗い内面を持ちつつも朝鮮人の教育に人生を賭ける北村、純粋に生きようとする寿善を通して人間愛の教育を主張したのである。なお現実の朝鮮人の心の実存を的確に捕らえており、当時の朝鮮人の人々の心が現実的に描き出されている。

二

「雑巾先生」は前作品と同じく舞台は同じく朝鮮の内鮮共学の学校である。労作監督として便所の掃除担当の教師にさせられた吉村が、事先して便所の雑巾掛けをしたことによって生徒が付けた綽名が小説の題名になっている。吉村は綽名に対してもは飽くまで雑巾でいかなければと思い、職務を忠実につくした。翌年二年生の担任となる。吉村はみずから雑巾といふ綽名を自認し、掃除を通して教育を行おうとした。労作による人間教育は成功し成果を収めていた。吉村のクラスの生徒が国語の時間の作文に「雑巾」という題で書くものまで出てきた。あるとき人が石炭を運ぶのを手伝っている生徒を見付けていたが、それは吉村の教室の労作を終わった生徒の一部であった。労作を通して働くものとしての共感を抱いたのであり、吉村の薛いた教育が芽生えだしたのである。生徒は内鮮親しい交わりをせず不快な事件もあったが、彼のクラスからそれがなく

なつていった。劣作にお互いが真剣の度を加えてきたからではないかと思われた。

吉村はこのクラスを四年持ち上がりとなる。新四年生は頗るしく成長していった。吉村も心配していたが五年生と四年生の衝突が起きた。五年生の生徒の中から「団結して反抗するんです」「吉村先生が悪いんです」という声が出た。事件が解決した後吉村は自分のクラスへの偏愛的熱意ではないかと考えた。また生徒には心にうねりがあるとそれは日付になって表われる、上級生には謙虚でなければならぬと諭したが、そのように言っているうちに教員である橋本に対する彼等の厭差しについて考えた。自分の心の中に彼への批判があるので生徒は担任教師という自然な情愛から、自分の眼差しからそれを読み取り橋本に対して抗議がましくなっていくのではないかと考へ、自分こそ自惚れを押さえなければならないと思ふ。上級生より先生に対し感謝と尊敬を持たなければならないと思うのであった。時局の変動により教師の転任転出相次いで、生徒の学校への不信、新任教師への懸念となつて、自分が新任教師のとき受けた離別を想うにつけて、自分の生徒だけはその影響から、譲らなければいけないと思うのだった。

吉村は勞作も単なる演習の段階から美への段階に進むべきだと思つた。これは様々の方法によつて実現されていった。東京から來た年輩の先生などその教育に驚いたが彼はまだだと思った。

吉村は教師として生徒の教育について絶えず誠実に考えていて、この吉村は小尾十三であり彼の教師としての教育に対する姿勢であると考えて良いと思う。彼の教育に対する理想は知識の充実を目指した教育ではなく人間形成に主眼を置いた人間主義的な人間として

の教育であった。この事件で五年生の生徒の金村と四年生の生徒の季家昌武を対立的に書いているが、朝鮮人である季家昌武を日本人的にしかも好意的に書いているのは小尾十三の朝鮮人に対する配慮を感じられる。

吉村は四年生の時点で「五年になつたらそれこそ先生の理想通りやりますよ」と生徒に言っていた。しかし五年生の担任になることを校長に辞退したが、開校以来二十余年初めて本席者として五年生の担任になる。

劣作に関しては完全に吉村の支配下になつた。彼は筆一枝で教師として寄与することが出来るのもこの時代のおかげだと有難く思ふ。彼等の姿を信じよう、折るが如く信じようと思っていた。清掃されたのは校舎の隅ばかりでなく、内鮮ともに親しくなり、在学中に別れを惜しむようになった。吉村の教育が効果を上げてきたのであり、彼が自らこの試験に挑んだのは貧しい環境に育つた自分の自らの情であると思ふ。何か大いなる機会に對して感謝を捧げたいのであった。

吉村の教育の成果は具体的なものとなつて大長廊の口に表われた。生徒が清掃し、式場まで作られていた。「吉村さんうれしいです。御苦労の甲斐です。教育者の最大の悦びです……」と教師の松浦から言われる。

吉村はうれしくないことはないが、教師たるものの大いなる悦びそれがこんなものか、何が見えてくると、沈む胸の底を見詰めているものが、現実は果たしてこのようなものだったのだろうか、と思ふ。喜怒の思ひとは違ひ彼はかえつて寂しかつた。

自分はもつと異なる方向に——と云つて果たしてそれも何と

解らぬのだが、一努力すべきではなかつたらうか自分の資質貸し

い限界が、努力する事により、もつと素晴らしい方向に伸びべき彼等の芽を、却つて結んでしまつたのではあるまい。娘々たる彼等生徒の、上級仲良い有様は、確かに彼の叱りつけ、手を出す顛は見えなかつた。それも却つて生徒から勞られてい

るようで、心苦しくさえ感じられた。彼は生徒に悪事を仕込んだように思われ、何らの教育的確信が湧かず、ほとんと違ひ己の道のもどかしさに、孤独な想ひに沈没するを得なかつた。

最後の古村の自己の教育に対する見解である。古村は自己の信念にそつて教育したのであつたが、それを第三者として正しいのか否かを自己に問いかねるのである。自己の教育に対する反省であるが、教師としての良心であつて教育者としての深い思索が示されている。

東京の私人それも夜間部を困苦極くの思いで卒業し、……

貧しい腹壁が今更のごとく恥ずかしかつた。

自分の如き末席者が……

のように自己否定、謙遜的ひかれめな態度が彼の人生観の基底を成している。彼は赴任して間もなく生徒から雑巾と云う綽名を付けられるのだが、その綽名に對しては飽くまで雑巾で行かなければならぬと考へるのだが、この考へを最後まで持ち通す誠実さがある。教師としての誠実さ真面目さ真剣さが、古村の人生觀の中心になつてゐる。

朝鮮人生徒ばかりがそれほどやられる。

朝鮮人生徒は上下の区別觀念が薄く……

吉村は朝鮮人生徒に開心と愛情を持ちつつも現実の実態を冷静に見

ようとしている。

古村の教師としてのあり方は小尾十三の教師としてのあり方である。教育の本質的なものを聞いかける作者である。作者には教育は如何にあるべきか、教育者は如何に生きるべきかの問題意識があつた。

「雑巾先生」は教育者の実践を通して、教師の有るべき姿、教育の理念を問題にしたものである。教育は人間対人間の間に行われる相対的のものであるが、その主体は教育する側にあり教育者は常に人間形成の真実の姿に對して謙虚でなければならない。小尾十三はそれを心得ており、彼の教師としての行き方が表現されているのである。この作品は当時の内鮮共学の学校の実態、特に朝鮮人の現実をリアルに書こうとしており、教育者の真実の叫びが叶露されている。「登場」が芥川賞作品であるのに、單行本で刊行するとき本の題名は「雑巾先生」であり、「雑巾先生」を冒頭に載せ「登場」を次に掲載している。

本の表題を「登場」でなく「雑巾先生」としたのは誰の意図

だったのだろう。作者が受賞作より表題作の方をよしとしたためなのか、あるいは漢州という特殊の事情が「登場」のないようにある種の抵抗を示したものか、今となつては分からぬ。私自身作者に質した覚えがあるが、「それでいいんです」といつて多くを語らなかつた。何か悪いことを聞いたような気がしておかしなことでお茶をこした記憶がある。

どうしてこのようにしたのか分からぬが、小尾十三は教諭としての意識が強く教師としては「雑巾先生」の方が自己がよく表現さ

れでいると考えたのではないかと思われる。「雑巾先生」の方が教育者としての理想が具象化されていると思う。「雑巾先生」は芥川賞の参考作品で、一作で芥川賞受賞ということであつたらしい。

三

「形見」は單行本『雑巾先生』の中に掲載されている短篇である。新京で防空服装の婦人連中を一列横隊に整列させ防空演習のとき、主人公文江は子供連中尉の協和義勇軍奉公隊長により服裝を奪められる。当日の文江の服裝は雑巾のように細かく糸を刺した火除け帽子、筒袖にモンベ手甲までつけてしかも全部が地のしつかりした揃いの手縫木綿の紺袴だった。

文江の実家は富士見高原であり、母は機織が得意であったが、娘たちは彼女が織る木綿の着物は嫌いであった。村祭や謹明神の御柱祭などにその着物を着せられると泣いてぐずりだして果ては姉妹相談して祭なんかに行きたくないといったほどであった。文江は製糸女工にもならず、上諏訪の女学校を卒業すると上諏訪山田で東京の貿易会社に勤務している井手のところへ嫁ぐことになった。種々と嫁入りの着物を揃えたが、母の手縫の着物は一枚たりとも持たずなくなかつた。母親が上等の綿から紺いで縫ってくれたすべすべした綿のモンベをその土地流に振り袖の裾にはいて上諏訪の結婚式場へいき、東京へいってから夫に冷やかされたのであった。東京時代の結婚生活は夫の友達の婦人たちにはモダンな人達が多く、その世界にはかなりの憧憬を抱いていたがしつくりとなじめなかつた。

東京に来てモンベの用意にせまられるようになつて、文江は何となく自分の青春を取り戻したような胸の痛みを感じた。あれこれ用

布の選択に迷った挙句、嫁入りの際母に強いられて持参したものであった。母は新京赴任の前になり、娘らしい形見になつていて、行李の中から出すと頬擦りしとなり言い知れぬ感謝の気持ちで一杯になつた。モンベを作つただけで青春を取り戻したと感じたのではなく、現在の生活の様々なことが、少女時代の気分を取り戻したものである。これまでの東京時代の生活は彼女にとって恐ろしい虚色偽態であったと感じるのである。主人公は女性の文江であるが、小尾十三である。自分の母への想いを書き綴つているのである。満州という異郷の地での山梨の地にいる母への鄉愁である。

東京の娘から戦時下の家庭の消息、母の存在による娘の決心の手紙が来る。文江は自分こそ娘に負けずに頑張つたらいいのだ。この時娘を眞実の日常生活として自分の喜びを子供に伝えねばならない。亡き母の心の話を、子供達に正しく伝える道はあるはずだ。そしてその行き方を探し、それを子供達へ形見として残してやろう。と思うのであった。

小尾十三の母は父と別居して甲府市の善光寺で小作人となり養蚕をして子供達を育てた男勝りの女性であった。彼の教育は母親によつてなされたといつて良いと思う。後の死後觀、人間觀は母親によって形成されるのであり、この小説の母親は彼の母親であり、それを「形見」として残したいのである。甲府市岩隣に嫁いだ小尾十三の娘に「ふみ」があるが、文江はこの娘の名にちなんで付けたのかも知れない。

四

「新世界」は昭和四十六年六月二十日刊行の芥川賞作家シリーズ

『新世界』のために書いた作品である。「登攀」以後の作者の考え方を書いたものであり、小尾十三が朝鮮問題への決着をつけたいとして書かれたものである。小尾十三の朝鮮の元山商業学校での体験に基づいた小説であるが、「登攀」とは違う作者の伝記が、より真実に近い状態において書かれている。作者の伝記的歴史小説といつても良いと思う。「登攀」の執筆は昭和十九年であり、統制検閲の厳しい時代であり、小尾十三は自己の世界を書いたとしても、國家権力を意識せずにいたらなかつたではないかと思う。昭和三十年後半この作品が執筆されつある時点で日韓会談が仮調印され、李承晚ラインが廃止された。日韓関係が正常化されていったのである。時が流逝つあると思われる所以、崔聖龜との遭遇について書き話したい。

「新世界」の冒頭の言葉であるが、「新世界」は小尾十三にとって書くべき時が熟してきただのである。第二次大戦後日本の社会も民主主義の平和な社会となり、経済力も次第に充実して、日韓両国との関係も正常化してきたので、眞実を白に書けるようになった。

小説は虚構の世界であるが、「新世界」はより作者の現実に近い姿勢を取る。「登攀」では主人公北原は中学校勤務であり、東京の私大に在学中の里親訪の農民運動に関係して退学されたが、「新世界」では主人公金の郷里は山梨であり、舞台は朝鮮の元山である。小尾十三が実際に勤めた元山商業学校である。

- ① 私は予定の通り年内に式をすませ、母や妹の家族たちに新妻を加え、空襲警報に怯えながらも、かなり満ち足りた郷里の正月を味わった。

(2) 甲府の空襲、……私の家は山沿いであったが、無人の山に火が移れば却つて危険であり、七十歳を過ぎた母の安否が、とりわけ私の心を深めた。

(3) 妻嫁六ヶ月の妻などには振舞もしない重いリュックを抱ぎ……

(4) 満州の国都新京の食料品製造会社に新しい勤め口を探し当てた。

(5) 教員検定試験などと、乾いた目的に熱中しているさなかであった。

① については小尾十三は結婚のために満州から帰っており、結婚式は昭和十九年十月焼ける前の家で行なつており、仲人は小尾義治であった。(2)は昭和二十年七月六日から七日にかけての甲府の空襲であり、このとき小尾十三の家は戦災にあって焼けた。(3)は妻は妊娠六ヶ月の身で、戦災車に乗せられ、秦南に叩かれたとして、新潟から安東まで逃げた。ソ連不可侵条約が交結され、ソ連は宣戦布告と同時に満州に進攻してきた。

昭和十八年就職した森永製菓の満州本社である。(4)については正則英語学校の夜間部に学び実業商業科の教員検定試験を受け、免許状を得ている事と同じであり、小尾十三は自己の実生活を書いている。

この小説は長編小説であり一編二部に別れている。小説の構成は主人公津金が「私」と一人称で進められている。一部は小尾十三である元山商業学校の教員の私が内鮮共学の学校の朝鮮人の生徒崔聖龜との出会い、彼の家族更に彼を取り巻く叔父その他の人々について書かれている。父崔學洛は石油会社から直接仕入れた重油ガソリ

ンを「え」を中心にして語る所であった。椿聖龜は音楽の才能があり叔父相淳からバイオリンを習っているが、そのため商業に入ることになる。校内マラソン大会で怪我をして入院する。私はそこで母朴惠淑、姉芳蓮と会う。津金は家庭訪問する。父崔承洛は聖龜に後を継がせたいとおもつてことを語る。朴惠淑の兄の子に神父朴輝鉄がいたが会いにいき、芳蓮の結婚相手の事について聞く。崔聖龜一家の悲惨な事件が起きる。父の会社である東亜病院が火事になり、父と姑が駐車場で死体となって発見される。二人の告別式の後母は入院し病状は一進一退を繰り返していた。私は時出忠則を級長、崔聖龜を副級長にしたが点数計算で崔聖龜に対して悔いの残る事をする。学内においてラブレター事件、日記事件が起きる。病床の母は遂に死ぬが、崔聖龜は非常に悲しむ。母の死後邸宅を人手に渡し叔父と一緒に住む事になったが、津金には何事も言わなかった。私は元山商業学校を辞め新潟の食料品製造会社に転職する。崔聖龜に告げると驚くが納得する。以上が一部の内容である。

「新世界」は津金を通して朝鮮人に對する小尾十三の考え方であつた。私は国民服を新調せよと教頭から言われていたが、相変わらず縫のダブルを着ていた。自分が内鮮どちらの民族でもなく、なんどなく異邦人のように思われてきて、内鮮それぞれの眼差しが眩しくなり、朝毎に胸苦しい居たまらなさを感じていた。人は民族や階級である前に、等しく人間なのだ。このような考えが彼の人生觀の根底を成していた。しかし日常生活においては「津金先生」

と尊が見えずに呼ばれる度に、巷子の老翁よりも「駄菓子もカラ」と先ず大別するのが、自分の習慣になつておらず、朝鮮人だと津金先生になり、日本人だと児童のような気分になつてしまつても、津金の愚らぎの気持ちであった。彼は形ばかりの融和よりも既に置かれてしまつた相互の異なる立場への認識が友情の出発点であると説いた。朝鮮人には彼等の屈辱的立場を、もう一度認識するよう求めた。そこからの脱出が彼等の課題でありその自覚の中に内地人以上の誇りも育つ筈だと説いた。津金の教育は朝鮮人に対する教育であり、彼等の側に立とうとするのである。毎日志願兵が駅頭を駆して居た。私は「どういう関係の人が、ああして志願するんですかねえ。」と芳蓮に聞くと

「教育のない人です。」と彼女は不機嫌に答えた。「朝鮮の馬部です。」「馬部」と聞き咎めて彼女の方を振り向こうとしたが、それよりも自分の腹が赤くなつたのを、隠さなくてはならなかつた。教義ある若い女性としては體面もない表現だ。だがふとその言葉に拘泥つてみると言い得て妙かも知れないと思われた。人和民族の馬部と朝鮮民族の馬部。そこに誕生したものが、私たちを含めた、現実の今見ゆるこの町の風景かもしれないのだ。

この私と万連の会話に津金の考え方、いや小尾十三の考え方が述べられている。芳蓮に「教育のない人です。」と言わせ「朝鮮の馬部ですか。」「とも言はせておるが朝鮮の若い教養人の言葉であり、彼自身「人和民族の馬部と朝鮮民族の馬部。」とはっきり言つてゐるが、これまた日本の教養人の言葉であつて、共に高踏の見解であつて新しい考え方である。このようなことは「登場」執筆においては言えな

かつた。作者小尾十三の進展である。朝鮮人の反日性、日本人から見た朝鮮人の恥部を人恥辱に捉えているのである。

小尾十三は朝鮮人の偏りに立とうとするが、彼等に一辺倒になつてゐるのではない。芳運を評価し、その美しさを賛美するのだが、彼女を次のようにも捉えている。

生ニンニクの臭いが私の鼻を衝いた。私は、う、と叫び出す息を休めて、不自然、無礼をどのようにか継いながら、光りから顎をそむけた。……

チソ、チソ、と一度、ごく微かな音を立てた。東の間、真偽を疑つたけれど、それは確かに手満の音に違ひなかつた。……ニンニクも手満も彼女に何の罪がある訳ではなく、また無論、文化のパロメーターである筈もない。にも拘らずそれは……私を、冷やかな笑い声で追いかけてきた。

小尾十三は客観的立場に立とうとし、第一者的に物事に対しているとしている。作家としての文芸的空勢を貫こうとしているのである。

第一回は新京の食料会社の内外の情況から始まる。崔聖龜から内地の否定的な数々の事を書いた手紙が来る。読み終えた私は穴蔵へ落とされたような気になり、いたたまれない羞恥心を感じる。しかし羞恥心よりも同胞に対する憎悪が先に燃えないとはなぜだろう。それに気が付く愕然とする。この津金の気持は小尾十三である。私は返事を書く。次の手紙は長い間来なかつたが、東京の学校に行くことを断念した。新京に音楽関係の仕事はないか、音楽の勉強をしたいとの手紙が来る。私は就職探しに奔走した結果、放送局のレコー

ド係に採用され、崔聖龜は新京に来る。初仕事に新世界第一樂章を独断で流すというミスを犯す。津金が結婚のため山梨に帰っているうちに友達のオーバーを盗んで警察に連行される。私は謝罪に走り回り、その甲斐あって救はれる事になり、法院にしきよれて帰る。家で手厚く接待成したが、間もなく熱を出す。医者は発瘧チフスというので入院させる。退院後楽団庶務課へ就職し、新京とハルビン交響樂團の合同演奏会に出演することになる。彼は切符を一枚持ってきたので私は夫婦は出席する。私は崔聖龜の演奏している姿を目を細めて見直さざるを得なく、また拍子を浴びる彼を見て

人の丁の親、人を教えた者、ひいては人類のすべてが、ひたむきの夢の追及の果てに、呑呑の裏側で喰み締めるものはこんなものか、と思わずにはいられなかつた。

私は崔聖龜の面倒を見自分でできる限りの事をした。私のかれに対する配慮は大変なものであり、彼に対する愛の生活を実践的に行つてきた。小尾十三の人間にに対する厭身的な愛の姿勢である。

この作品のクライマックスは最後にある。最終的な時点における崔聖龜の身の処し方と、それに対する私の心のあり方である。ここにこの作品の主題がある。昭和二十年八月八日新京は初めて空襲され、ソ連が対日戦線を布告した事、広島へ新型爆弾を投下した事等を告げられ、新京は人変な騒ぎとなる。崔聖龜は訪ねてきて元山に逃れる事を勧める。八月十五日以後新京は満州暴動の町と化してしまう。日本人の誰もが言葉を失い死人の顔色をして逃げていく、暴動が日本人宅を襲っている等々……敗戦時の新京をリアルに描いており、その描写は巧みである。

彼はもう日本人ではない日本の長い統治から開放された、独立

立国の国民なのである。東の間、私の全身を、激しい虚無感が襲つた。だがすぐに、彼にこそ、今日の悦びの握手を呈しなければいけないので。

私の現時点における煩らざる気持ちである。家の前は人通りはなく、小さな赤旗が戸毎に飾られ、放送局も楽団事務所も通商不能になり、漢人街の日本人は千五百ほど殺されたといわれた。崔聖龜の背広姿をそのような時に見かけたが、その頃はソ連兵の略奪が且となく夜となく行われ日本人住宅を脅かしていた。崔聖龜はそんな中ソ連軍の報道本部に行き、番兵に手帳のようなものを見せ中に入ってしまった。その様な間の一瞬始終の光景は、構立ちとなり、因縁を飲んで見守つていた私の胸に、耐え難い疼痛を伴つて焼付けられた。彼が今や松原砂男ではない。私は強烈な印象で思い知らされるのである。

数日後崔聖龜が訪ねてきた。私は知人から頼まれた反物を売り捌き、口銭を儲けて、その金勘定をしていた。

僕、お金を借りに来たんです。すみませんが五十円貸して下さいませんか。

私は有り金全部渡しても崔聖龜なら悔いる事はないと思い五十円渡したが、その時がこの世で彼の姿を見た最後であり、その言葉が最後の言葉であった。彼は朝鮮に帰ってしまう。朝鮮に帰つたら、一番先に新世界を放送すると友達の白「災」に言う。思ひがけず飛び出した新世界と言う言葉は私の虚脱感を、なお土足で踏み付けた。

私は生きなければならないと思った。それにはまず、崔聖龜を赦さなければならない。赦すためには私の彼に対する、同じような非を教える必要がある。

「新世界」の私は小尾十一の眞実の心が表現されている。朝鮮人に対する思いやり、愛の実践を体験的に直面してきたのであるが、最終的にその愛は赦しでなければならないことに行き着く。愛の行為においても、自己の行為は自己中心的になるものであるが、その自己を改めて間い直す。最終的に自己中心的なものより脱皮していくことが、大切なことであることを悟るのである。

崔聖龜の最後の言葉と行動は一体何を表わそうとしているのかがこの作品の鍵になつてゐる。彼は最後の別れを言いにきたのである。崔聖龜の日尻に淡く水色に光っていたものは滅だつたのだ。日本の国策としての朝鮮政策は内鮮一体、皇民化の教育であり、非人間的のものであつた。崔聖龜の最後の言葉と行為はこれに対する反抗である。彼は若くそのなすべき行為といふべき言葉に迷つてゐたのである。

その彼の心情に立てば、敗戦の痛手が尚生血を吹き続けている私との永別に、何といえばよいだろう。金龜光のような大言壯語を述べなぞしたなら、痛手になおいくちを突き刺したまま、一生置き去りにするようなものである。

この言葉を理解しなければならない、内鮮一体、皇民化の教育の教育の罪の大さきを考えなければならぬ、新しい世界においては葬り去らなければならないが、日本人は廻くまで日本人であり、朝鮮人は朝鮮人であるとの考えに立つてゐる。敗戦の痛手は日本人にとっては思想とは空き放して感情的に打撃となるのである。

小尾十一の文学は特定のイデオロギーとか国策の批判というものはない。その思想やおかれている国策の中で歩むのである。しかしその中で許されるかぎりにおいて人間らしく生きようとするのであつ

て、相手の立場に立ち、愛の実践を行うのである。小尾十三は彼の考える限りの愛の教育をするが、個人を越えた民族の問題、国家の問題も考へざるをえなくなつてくる。各人は同じく人間であるが、それぞの民族國家の一員であるとの自覚がある。瓶聖龜には覺めた新しさがある。

小尾十三は個人的・人間的問題として瓶聖龜を許そうとする。自己の非を先ず考へるのである。愛の精神は進展を見せ反省を伴つて許しにまで至るのである。しかしそれは必然的・暗示的に国策の批判として読者の胸を打つのであり、ここに小尾十三の文学の世界の進展がある。

「新世界」の一部の後半では第二次大戦終末時の戦況による新京の街の情況を詳細にリアルに伝えていく。風俗小説的な一面を持つてゐる。演説会に来ているドイツ大使館の人々が「運命」を聞いているのを書いているが、印象的である。

なお彼の音楽的教養が随所に見られ、小説全体がドボルザークの「新世界」に包まれてゐるよう表現されている。初めて新世界の

第二章第一主題「家路」を提示し、最後が第五番になつてゐる。

瓶聖龜に取つては新世界への船出であり、また人間愛によつてきた作者にとっても新世界を期待しようとするのである。

五

小尾十三の作品で以上述べたもの以外には次の作品がある。

「浪花節」（『義理先生』掲載）、「列車劇場」（『文芸讀者』掲載）、「牧歌」（『新農民文學集』掲載）、「からすの親子」（『甲府市史』史料編第七卷現代I掲載）、「燈火」（未発表・原稿用紙）。

萬用紙）、「长春」（未発表・原稿用紙）、「怨恨」（未発表・原稿用紙）、「赤軍遊駐の周辺」（未発表・原稿用紙）、「しつけ糸」（未発表・原稿用紙）、「書い林檎」（未発表・原稿用紙）、「青き大煙にて」（未発表・原稿用紙）等である。

小尾十三の文学の根底を成すものは人間性である。愛の精神であり、人間としての誠実さであり、謙虚さである。人間を信じ、人間を愛した文学が小尾十三の文学である。彼の文学は「自己」の偽らざる表現であり、絶えず現在の「自己」の考えが山んでいる。現実主義の文学であり、自然主義の正統的な作家である。

この人間形成、作家としての形成はいかなるところから生まれてきたかが問題になる。小尾十三の父角太郎は北巨摩郡江草村の生れであり、母はなは北巨摩郡津金村生まれの飯島はなである。二人は結婚当初北巨摩郡鷹足村大豆生田で国定教科書販売店を経営していた。小尾十三はここで生まれるのである。小尾十三の精神構造が基本になつてゐると思つ。

父角太郎は四喜に娶つており、甲府市に移り住み甚会所を始めたが、母はなは遊び人相手の父の職業を好まず、甲府市郊外の善光寺に土地を借り、子供を育てる。娘時代に鳴玉原などで養育の養育を勉強していたので、以後二人の妹が生まれたが、父からの扶助もなくして貧困で子供達を教育したのである。小尾十三を考える場合この母の存在なくして語ることは出来ないのでないかと思う。小尾十三の教育は母によってなされた。

家族は十三さんの他には、地味な格好をした年配の女性が一人きりだったように覚えている。十三さんがその女性のことを

「これが私の一番自慢している母親です。どうか宜しく」と横光利一に紹介した。

彼は母親を尊敬し自慢していた。「私は母譲りの、バカキマジメの性格がある」と彼自身言つてゐるようだ。性格とその教育は小尾十三の人間形成の原動力となつてゐる。

人間は人間らしく生きることが最も大切だ、…………偉い人とか、金持ちとか人気者になろうと憧れてはいけない。

母親はこのように教えてゐる。小尾十三の精神構造の基本は母親によって形成されるのであり、それが彼の文学の文芸性を決定し、芸術精神となつてゐるのである。

私は、思想性とはイデオロギーではなく、人間性だと思ってゐる。さらには、私の思想性は、田舎性であり土着的である。私は住居も、できるだけ農家のなかたちをとつて住んでおり、作品の文章も田舎的に書きたいと思っている。

小尾十三自身このようにいっているように、彼の文学の本質性は人間性であり、それは母親を中心とした山梨の田舎性によつて形成されたのである。

注

- (1) 佐藤春大「第十九回芥川賞賞評」芥川賞作家シリーズ『新世界』学習研究社 昭和四十年六月
- (2) 山梨口日新聞昭和二十七年八月十六日・五九三四四号
- (3) 田野辺薫「小尾十三の作品——人間性の体調を描く」芥川賞作家シリーズ『新世界』 学習研究社 昭和四十年六月
- (4) 小尾十三「芥川賞の思いで」『校内誌』昭和二十六年
「ひとりっ子の父」再掲載
- (5) 式場俊三「芥川賞賞評」第十九回芥川賞受賞作「登攀」収録雑巾先生刊行のしおり 中野書店刊 昭和六十一年八月
- (6) 小尾十三「人生を愛し愉しむ教育」『ひとりっ子の父』第一二文明社 昭和五十六年十月
- (7) 井伏鱒二「戦中の頃」「ひとりっ子の父」第二 文明社 昭和五十六年十月
- (8) 小尾十三「母への反抗時代」『灯台』 昭和五十四年
「ひとりっ子の父」再掲載
- (9) 田野辺薫「小尾十三の作品——人間性の体温を描く」芥川賞作家シリーズ『新世界』 学習研究社 昭和四十年六月
- (市史編さん委員会)

地方文学成立の条件

—山梨における近代文学の軌跡をめぐって—

塩野雅貴

一

「地方の文学」あるいは「地方文學」といふ葉がある。両者にはその内包に微妙な違いがあるが、共通するのは「中央の文学」との相対的把握の中で位置づけられた、地方に在住する作家や詩人による、地方での文学活動および活字化された作品群を意味するという点である。したがって、中央の作家の、特定の地方を素材とした地方色濃厚な作品でもそれを地方の文学とは呼ばないし、地方に在住する作家の、その地方で発表した作品が彼の周辺を素材としなかつたり、あるいは地方的特色を持たなかつたにしても、それはやはり地方の文学と呼ばれる。

このような傾向は、結果として出版界と深い関係を持つ実力者たちを中心とした「文壇」を形成した。「文壇」は、評論的には「作家や文芸評論家たちの社会」という、同業者たちの横のつながりの意味合いが強い集まりであるが、出版ジャーナリズムが極度に発達した現在と違つて、明治期には師弟關係を継承とした人のつながりが強いものとして成立していったようである。いわゆる文学結社の集まりの个体と考えられようか。したがつて、文学に志した者は、

周知のようすに、明治期に入ってからの出版界は、多種類、多部数

の発行の傾向を増幅する過程で、執筆者の東京への集中を生んだ。もちろん、これは政治・経済の動きなどさまざまな要因による文化の一極集中の一環であるが、出版が経済行為として利潤を目指し、文字が活字化され読者に享受されることによって初めて社会的存在としての意義を生ずるという性格のものである以上必然的な流れであつて、発行者と作家との緊密な関係は、心理的にも物理的にも深ければ深いほどそれに越したことではない。明治期における博文館や春陽堂あるいは読売新聞と文学界との関係はその顕著な例と言つてよいだろう。

ある結社をとおして文壇への参入を許されることによって作家と認められるのが一般であつて、そこには簡の意志が強く作用したわけである。

例を本県に關係のある作品にとって右の事情を確認してみよう。

「笛吹川」は、明治二十八年の五月から七月の間、漢字新聞に連載された中編小説である。その後春陽堂から單行本として出されてゐるが、いずれも作者は「なにがし・紅葉山人」の合作となつてゐる。笛吹川は開院する若い医者を主人公とした恋愛小説であるが、風景描写も心理描写も加えて文体そのものにも荒く、文章を練りに練った紅葉の手が入っているとはとても思われない。「なにがし」が書き、それに紅葉の名を冠して発表したことは明らかであつて、その「なにがし」が当時二十五歳の田山花袋であったことも究められている。花袋が文壇への参入を志して、文学界の実力者尾崎紅葉の門を叩いたのは明治二十四年、二十一歳の時であった。以降、硯友社の一員として活躍され、先輩たちの間にあって文学修業を積んでいた時期の作品が「笛吹川」であった。簡の名前を冠することによって作品の発表が許されるという状況は、すでに江戸一期にその萌芽が見られるのだが、近代文学成立期の文学界の性格の一端を物語るものであつて、例は「笛吹川」にとどまるものではない。合作とまではいかなくとも、師の推奨なくしては独立立ちした作家とはなり得ないということである。尾崎紅葉と硯友社、坪内逍遙と早稲田文学、徳富蘇峰と民友社と挙げていくと、幸田露伴・森鷗外というような独立した高峰を別として、多くの文学志願者たちは、それぞれが結社に属し、結社の主宰者によって発表の場を紹介され、その結果によって文壇の一員としての地位を確立するという

構図に組み込まれるのが一般であった。

ただ、獨口・業の場合はこの構図からやや外れている。これも周知のように、彼女が『文学界』に発表した「たけくらべ」は、「しがらみ草紙」の「三人元語」で露伴・晴外の兩大家によつて激賞された。このことを彼女がどれほどの感激をもって記したかは日記に明瞭である。氣鋭の青年たちの同人誌『文学界』に作品の発表を誘われたことは、彼女の本格的な文学活動の第一歩であつたが、両大家の推奨は独立立ちできる作家として認定されたことを意味する。

「たけくらべ」が引き続いて『文芸俱楽部』に一括掲載されて、彼女は当時の文壇の新星としての位置を確立したのである。師弟関係こそなかつたが、露伴・晴外の推奨によるところ、これもまた形を変えた文壇参入の姿であった。

近代文学の發展とともに成立した中央文壇は時代とともにその様相を変えた。大正期から、かつての実力者の役割を、主として編集者が代わって負うようになつたのもそのひとつである。しかし、中央文壇と文学志願者との間にある基本的構図に変化はない。例えば、中央の雑誌に作品が掲載されることや、一流と言われる出版社から作品が上梓されることが文学志願者の願いである点に変わりはないのである。近年になって、文壇の崩壊が言われたことがあるが、それがもかつての意味における文壇を指すのであって、文壇そのものが消失したとは思われない。出版事情の変化が、自費出版をはじめとする、さまざまな作品の安易とも思える発表を可能にしていても、である。

中央文壇の優位性は歴史的で存在してきた。しかし、そこに加わることのみが文学活動ではないのも自明の理である。地方の独自性

ある文学の主義は当然あるはずであり、昭和四十年代ころまでの甲府あるいは山梨の文学界の動きは、ある意味でその点を軸にして展開していたと言えるようである。

二

近世以降俳諧・和歌を主として展開してきた山梨の文学界は、中央における小説・詩・評論による近代文学の成立に対して、その反応が遅かった。初期に、「新体詩抄」をもめた「新体詩歌」の甲府におけるいちはやい発行、「北斗」「映中文壇」などの同人誌での小説の試作や啓蒙的文章の掲載などが散見でき、その後、いくつかの同人誌や「山梨日日新聞」の「月曜文壇」「サンデー文壇」などに詩や小説が見られるが、いずれも字数が極く限られた試作的な幼稚なものであり、同時に教養的であった。本格的な意味での近代文学への脱皮は、詩における大正末期の「山脈」、小説においては昭和十一年の「耕士」あるいは昭和十五年の「小部文学」の創刊あたりからと考えられている。反応の遅かったところには、山梨の歴史的風土のしからしむるところや地理的条件の制約が働いたと言えそうであるが、その点については後で考えてみたい。いずれにせよ、山梨において、中央の文学とのかかわりの中で地方の文学の独自性が意識されるようになったのは昭和十一年代からであったようである。

近代文学とともに成立した中央文壇を視野に置いて山梨の文学者たちのたどった道は、大雑把に言うことを許してもらえるならば、おおよそ三つに分けられるようである。ひとつは、ひたすら中央文壇への参入を志して修業を積みつつ、中央文壇との個人的なつながりを求める、中央の動きに敏感に反応していく人々の道である。

他のひとつは、前者と同じ努力をしてみたものの、機会と才能に恵まれなかつたため、様々な心理的屈折の果てに、文化的サロンとも言える世界に身を遁していった人々の軌跡である。もうひとつは、中央文壇への参入を始めから拒否したりあきらめたりした人々のたどつた道であつて、この人々の文学活動は前二者とその場を同じくするが、基本的には自分の属するこの地方に独自の文学を生み出すことを目指していた。

以上は因式的な整理であつて、三者の相違が明確な線で画されることは、基本的には共通しているが、その書き方はひとによって、また時一人でも時によって千差万別である。人はそれぞれの思いを抱きながら、ある時は同人誌の発行を契機に結集し、ある時は感情の食い違いによって別れたりする。

この人々が、強弱の差こそあれ、意識あるいは意識せざるを得なかつた「地方の文学」とは何であったか。この点に関して、時代が下がつてその時代特有の現象が現われているが、問題の本質はうかがえると思われる昭和二十三年発行の同人誌『中央線』創刊号の「座談会 地方の文学を語る」(甲府市史史料編纂現代 I 史料一、二九)の中の発言のいくつかを抜き出してみよう。引用中の A 氏は小説、B 氏は詩、C 氏は文化活動をとおして、甲府を中心とした文芸活動に影響力の強い人々である。

「A 氏：今で人の産の文学に対する觀点というものは大変わつて來ていると思うんですが。また、都會と地方の文学と云つたものも、立場の相違でそれそれ異うんではないでしょうか？」

「B 氏：僕は地方に居ても別に変わらないと思いませんね。要するに獨り方がむずかしいんでしょう。結構東京から来て、地方のこと

を小説の中でこなしている人も居るんだから。ローカルをどう消化するかが肝心だと思います。舞台としては使うだけではダメじゃないか」。

「B氏、今では農村でもラジオを聞き、電気洗濯機を使っている。着る物にしても食べるものにしても、余程遅鶴の土地でない限り、それほど消費生活面では相違がないし、生活改善も進展している。農村の特殊性というものが大分薄くなっていると思いますね。ですから農村を描いたからと云って、あえて『農民文學』というような呼び方をしなくていいと思うんです。むしろそういう概念やワクを捨ててしまつた方がいいんじゃないかな。深沢七郎氏のものにしても、あれは農民小説じゃないですか?」。

「A氏、僕は、農村の文学が育たなかつたということとは、要するに地方と中央との距たりが失くなつたというふうに見ているんです」。「C氏、さつき農村に都会的な形があると云われたようだが、僕は、それは形が似ているだけであつて、本当は異質なものだと思うんです。農村の自然環境や伝統と云つたものは、同じように見えても異うと思う。必ずしも農村が都会化したものとは云えない。農村に於ける農民といつもは、そう簡単には伝統から抜けられるものではないですよ。地方の問題はもっと深く、単に形だけでなく、その底にあるものを見つめなければならないと思う。その異質を確認すべきだと思いますね」。

各発言が、中央=都會、地方=農村という國式的認識を根底にし出しているのは、昭和三十年代前半の社會狀況からして当然と言えし、また、地方の文學を農民文學に置き換える把握の仕方も、そこから生じた當時の文學界の動きによるものと言えるだろう。ところで、引用した發言はA・B氏とC氏の二つの立場に整理す

ることができる。前者は、地方(農村)の生活様式が都市化するにつれて地方の特色が薄らぎあるいは消滅していく、したがって、地方の文學はその存在意義を失つて衰退し、中央の文字との差異を意識する必要がなくなる、とするものである。後者は、確かに生活の都市化は地方の特色を失わせるが、それは表面だけの変化であつて、農民(地方人)がその地の自然環境や伝統の影響を簡單に払拭するわけにはいかない、したがつて、地方の文學はその底にあるものを見つめて、都會との異質性を確認することに存在の意義がある、とする。一見すると、両者は地方の文學の存在意義をめぐる肯定それぞの代表的認識を示していると言える。

しかし、例えば前者の「深沢七郎氏のものにしても、あれは農民小説ではないか」という発言は、座談会席上でのその後の論議の展開がなく、発言者B氏の認識レベルも不明だが、その意味を次のよう理解することができる。

生活様式の都市化によつて、素材としての農村(地方)の特色が薄らいた。だが、都市と農村という対立的構図で捕らえられるものは時代の現象にしか過ぎず、根底にある日本人あるいは日本社会の本源的性格は確固として歴史的風土を形成しつつ存在する。そこに向かって掘り下げていくと、変貌の激しい都市の中ではなく、伝統と因襲の作用の強い地方農村の人間の生きざまに到達する。そこを描いた時、農民小説は都市と農村の枠を超えた普遍性を獲得するのだ。それが深沢七郎の文學である。だから、地方にあって地方を描いたからといって、ことさら「地方の文學」として中央の文字に對比させる必要はないし、單に地方を舞台としただけの作品には存在の意義がないことになる。

概略以上のように理解できるとすれば、座談会における二つの立場は一見対立するようでありながら、地方の独自性を追究するという同じ根に據っていると言えるようである。ただ、「地方の独自性」という言葉の内包をどのレベルで抜き出しているか、言い換れば、「地方の文学」の存在意義をどういうレベルで問題意識としているかという点から生ずる差異があるのだということである。

三

中央集中を必然的状況とする近代文学の展開の中で、一方に文壇の一員としての声望を得ようという中央志向、他方に独自な地方の文学を形成しようという地方志向、この二つの矛盾した方向性をどう克服あるいは調和させ、地方文学人としての存在意義と充足感を獲得するか。昭和十年代あたりから、山梨の文学人に次第に意識化されてきたこの課題は、時により人によって、意識化の度合い、方法の違いなど様々な変化を生みつつ、極めて解決のむづかしい課題として模索され続けてきた。

（略）中央文壇に地理的に遠く住むわれわれは、色々な意味で不利な条件の中にある。これを克服して本草に適ひつくことは只さへ大変な仕事である。地方には地方的特色もあらうけれど、中央の水準へ追いつき追ひ越せた場合にのみ地方的特色は生きもし、勝利もあり意義もある訳で、我げやりの中にはけつして地方的特色の成りはあり得ない（略）

引用文は昭和十七年十月発行の「第一次『中部文学』第十輯」中の「同人通信」欄における山田多賀市の一節である。山田はこの時雑誌発行実務の責任者であって、寄せられた原稿の整理、印

刷所との折衝、配布、販売などを担当していたようである。当然、同誌に対する中央文壇人や地方読者の反応をとらえ易い立場にあり、彼の発言はその情報に基づきながら、恐らく主要な同人たちが抱いていた思いを文字にしたものと推察される。

『中部文学』は、第一次が昭和十五年から二十年、第一次が二十一年から二十三年、第三次が三十年の一冊のみ、第四次が三十九年以降の発行となるが、現在は休刊中である。この間の発行状況は、創刊当初の隔月刊の原則が次第に崩れて、第四次に至ってはほぼ年刊という状況であり、總発行回数は必ずしも多くない。しかし同誌が、創刊以来同人の結束が固く、休刊期が幾度かあるものの一貫して独自な地方文学の存在を示し続けてきた点は高く評価されよう。 同人誌維持の最大の障害は発行費の捻出である。同人誌に販売収入は期待できない。同人が経費を負担するのは当然としても、そこには自ら限度があるわけであって、経費の負担を主とする理由によつて雑誌の創刊が繰り返され、それとともに同人の離合集散が行われるのが一般である。この点『中部文学』の存在は、第一次の山内一史、第二次以降の、発行所中陽書房・石井計記に負うところが大きかった。加えて、小説の石原文雄・熊谷徳平・村上芳雄・山田多賀市・中村鬼十郎、評論の相田隆太郎・臼井常夫、詩の杉原邦太郎・一瀬稔・宮田義夫など、力量と声望を備えて山梨の文学界の中心になっていた人々が、長く同誌を支えて活動を続けてきたことも見落とせない。この人々は、すでに亡き人も現存する人も、生涯成していたのである。

彼らが、山梨に「地方的特色」のある文学を生み出そうと感していいたことは、前記山田多賀市の文章の中に明らかである。しかし、山田の言うように、中央文壇に地理的に遠いことから生ずる不利な諸条件の中で、「地方には地方的特色もあらうけれど、中央の水準へ追いつき追ひ越せた場合のみ、地方的特色は生き」もするといふ認識を具現化する作業は大変なことである。

いつたま、「中央の水準を追い越した地方的特色が生きている作品」というイメージはどんな条件を備えることによって可能なのか。概括的に言えば、まず自然のこととして、素材が地方に求められることが基本にある。それも、中央の西流になることを避けるために地方都市よりも農村が主になることになり、その農村は山梨の風土を形成するものとして他の地方にない特色が把握されたものでなければならない。第二に、その素材が十分に消化され深化されて、結果として人間の典型としての普遍性を獲得していないければならない。ここにも特殊に徹するものが普遍を獲得するという論理が働くのであって、例えば「深沢七郎の作品も、あれは農民文学ではないですか」という前述の認識の提唱立つところであろう。第三に、前二項を可能にするため、作家自身の個性的な世界観の確立と鋭敏な洞察力の養成、加えて斬新な手法と表現力の修練、言い換えれば、作家としての資質の高まりが背景になければならない。

地方同人誌の水準の、集団的な意味での向上は多くの点にかかわってくるのであって、そこに、属する地方の独自な風土性が回り込まつ特徴として現れてくることになろう。以上二点のうち第一はともかくとして、第一、第二の点の克服は、作家としての生來の資質をある程度備えていると仮定した上に立っても極めて難しいこ

とと言わざるを得ない。また、既に既存者層は失墜の危機に直面するのには別の力の作用があるはずである。

最近、山田多賀市の編集・発行による雑誌『農民文学』が復刻されて話題になった。同誌は昭和二十六年九月の創刊から昭和二十八年までの間に九冊が刊行され、戦後の農民文学の先駆としての役割を果たしたと評価される雑誌である。山田は創刊号の冒頭に「この雑誌はなぜ作り切られたか」という小文を載せた。彼はそこに日本農民文学の作家も作品も下すくそぞちともおもしろくないと書いた後「今日本のにはブンダンと云う、いずれ農民とは何のつながりもない、へんなものがあつて、そこええ集まっている人達は自分たちのことだけしか、考えることができない心のせまい人が、おおいに合せて、雑誌や本を作つて売る、出版屋さんたちは、心がせい上にタチの悪いやみ商人のように、やたら日の先の欲がふかくて（略）」と述べている。創刊の昭和二十六年は、戦後復刊された「中部文学」が二十二年に休刊、三十年に再刊される間に当たる。『中部文学』の休刊という事態の中で、当別に販売中の農業技術雑誌『農業と文化』の発行によって経済的に余裕のあった山田が、新たな文学活動の場として刊行を始めたのが同誌であったと言える。

山田が一方で、農民文学と限定しながらも作家も作品も下手くそで面白くないと周辺の現状を否定し、他方で、中央文壇およびそれを支える出版界を自分たちだけのことしか考えていないと否定しているのは、一見自暴自棄とも思える発言である。しかし、ややもすると、中央文壇の厚い壁に突き当たつて仲間うちの自嘲的境界に陥

りがちな地方作家の位置と、かつては彼が積極的に参加していた「中部文学」の不振とを背景に置いてみると、まさに地方作家としての歩みが閉塞状況に直面していた結果であると言えそうである。

『農民文学』の刊行を新たな可能性への出発となるか、あるいは地方作家としての挫折となるか、その評価はさておくが、いずれにせよ、「中央の水準を越えた特色ある地方文学の確立」という願いが、内部的には作者および作品の質の向上、外部的には中央文壇の優位性の克服という極めて解決困難な課題によって、その道を陥められていたことを示している。

詩人一瀬島の「太宰治点描」⁽²⁾という小文の中に次のようなエピソードが語られている。

「僕はどんなに落ちても田舎廻りだけはしないつもりなんだ」。

ある時、これも遅くなつた『中部文学』の山内一史が、太宰さんに『中文』へ何か書いてくれないかと云つたら、太宰さんは即座にそんな風な返事をされたのを私は傍にいて耳にしたことがあった。その時酒のせいもあつたらうが、いかにも傲然とした態度で太宰さんは云ひ放つた。己を高く持するためのプライドというよりも、名声の出てきた太宰さんにとっては、今考へるとそれが一つの日「保身術でもあつたようと思われる」。

地方の雑誌に書くことは、折角手に入れた名声を維持するための術になる、文学者の舞台は中央文壇にこそあるのだから、という一瀬の解釈は恐らく的を射ていよう。太宰という個性がそれを傲然としたスタイルを裝つて言わしめたのであろうが、恐らく甲府の飲屋の一角でのその場に、一瞬であろうとも白けた空気が流れだに進いだ。『田舎廻り』という言葉の持つ中央中心地方蔑視の通念がない。

ここにも現れている。文学の中央集中とはこういうことであり、中央文壇を視野に置く地方の文学活動の前に立ちちはだかる壁であった。高度経済成長期と言われる昭和三十年代末から四十年代にかけて、山梨の詩界が完全に沈黙し『中部文学』の再刊も話題に上らないままのところ、熊下總平は「東京へ出たい」という小文を書いた。

「東京へ出ようかな、東京へ出て一発やろうかなと、煩惱の中でいま、私は毎日考えている。これはテレビ作家の竹内勇太郎君と、ルボライターの竹中勞君からの刺戟によるもの」である。

竹内君の『女侠愛陀羅』は、近く、清川虹子の主演で、新宿コマ劇場で上演されるという。すばらしい話だ。竹内君は万一甲府にまごついていたとするなら、これほどの劇作家には成れなかつただろう。(中略)

労君が東京へ出てジャーナリストにと聞いた時私は、あの文章でと危ぶんだものである。十五年も昔の事だ。それが磨きに磨き上げられた近ごろの文章のすばらしさはどうだ。労君は、きびしい中央のジャーナリズムの中で、完全に叩きに叩き上げられ、鍛えに鍛え上げられた。今や私は頭の下がるばかりである。わが友・竹中労君よ。本当に君は、甲府にまごついていたくてよかつた。

そうして、こう書いては失礼だが、父上の竹中英太郎はどうしたことであろうか。往年の竹中英太郎とは、あの岩田専太郎と並び称せられたさし船画家であった。それが敗戦後、甲府に根を下ろしてしまった。甲府とはよほど住みよい街であるらしい。しかし私は、それが無念でならない。(中略)

これは英太郎君のことばかりではない。秋山恵三と言つても、甲府盆地にはもう知る人は少なかろう。恵三君は甲州の地を後にして

三十年、仙台に住んでいた。昔『文藝』に「新風區」が載った。近
年二回も芥川賞候補にあがっている。それほどの才能を持ちながら
恵三君は、今なお、脚光を浴びていない。これはどうしたことであ
るのか。私は思うのだ。恵三君はいったん東京へ出ながら、仙台な
らで遠いところへ行き、そこに家を建て、尻を据えてしまった。こ
れがいけなかつた。(中略)

そうして、決して私は竹中英太郎と秋山恵三を笑えない。むしろ
悲しみ。それは自分だって同じではないかと考えるからである。
(後略)

四

極めて克服困難な課題を前にして、なお愚戯古闘を続けるか、潔
く撤退して別の道を求めるか、それとも沈黙するか。甲府を中心と
する山梨の文学界、特に近代後期の小説界の歴史は、さまざまの人
が描き綴した軌跡を示している。そして現在は、かつて盛んに活
動していた人々は物故あるいは沈黙し、少數の若い文学志望者たち
が幾つかの同人誌の灯とともに続けて、時代前と同じ道を歩んでい
るに過ぎない。文学界の主流になっているのは、近世以来の伝統を
持つ短歌俳句など短詩型の文学である。

ここに至る過程を、政治・経済・文化など日本社会のあらゆる仕
組の東京集中傾向の、加速度の増幅の結果として、括してしま
ることは容易である。ことは山梨だけに留まるまい、全国至るところ
の姿なのだという声が聞こえてきそうだ。だが、時代の趨勢に
対する地方文學者の主体的対応の仕方は、彼の属する地方が持つ風
土の独自性によって異なるはずである。その点をふまえ、中央との

かかわりは結果として否定するという立場によくて止めて置いた。又
学活動を展開した例は求められないか、という問いは可能と思われる。その答えが、山梨における近代詩の展開であり、展開を支えた
山梨の文学風土であったと言える。

和辻哲郎は「風土—人間学的考察」の中で、人間の存在の根本には、主体的な意味における空間的・時間的構造があるとした。土体
にとつての空間とは「風土」であり、時間とは「歴史」である。そ
して、歴史は「風土的歴史」であり、風土は「歴史的風土」である
といふ相互が不可分な構造にあるとする。彼がこのように「風土」
を第一の自然としてのみ規定したことは、例えば人間の経済的
側面、特に生産の場が顧慮されていないなどの批判があったようだ
ある。確かに、人間の生の営みにとって、地形や気候に代表される
地理的条件としての第一の自然の制約は大きい。文化的行為の主体
が相辻の言う「歴史的風土」に負うところが大きいにしても、やは
り、地理的条件を除外できないのは当然であろう。

山梨あるいは甲府の風土の形成に、武田・徳川にわたる支配体制
とそれへの民衆の対応という歴史と、生産性の低い土地と山地に因
まれたための交通事情、寒暑の厳しい気候等が作用していることは
よく言われるし、そこから、いわゆる庶民性と称するものも話題に
上る。文学をはぐくんだり享受したりする精神的土壤を文学的風土
と呼ぶならば、山梨はその形成にとって恵まれた条件を持たないど
ころか阻害する条件が多いときえ言えるのである。

この点に関して、内陸県として気候、地味等の恵まれない地理的
条件が似通い、近世の支配体制は山梨よりも厳しかった群馬県
と比較してみよう。

群馬県史によれば、明治初年の上野國の領有状況は、幕府直轄領、前橋藩以下七つの藩領、淀藩以下十一の国外諸藩領、百名を越す度本の知行地等に細分され、その領界の線は網の日のように見える。加えて、それまでに領主の交換、領界の移動がしばしば行われてきた経過を持つ。また、江戸中期以降の小藩や原本の財政難が、支配地の農民への苛酷な収奪に向かっていたこともよく知られていることである。幕末に博徒と呼ばれる無賴の輩が数多く現れている点は山梨以上であるが、生産性の低い上地と、程度の差こそあれ収奪を主とする支配体制に組み込まれてきただ結果であるところは似ている。日先の利益追求と権力への迎合、その反面の反権力的気風が民衆の間に形成されるを得ないゆえんである。

このような不利な地理的条件を含めた歴史的風土が、文学の発展にどのような特色をもたらしているだろうか。そのひとつに群馬には散文文学が育たなかつたことがあげられよう。龍林出身の田山花袋はいるものの、彼は二十歳で上京して以来地方の文学に關与することとはほとんどなかつた人である。逆に、群馬は近世以来俳諧和歌の盛んな伝統を持つている。その底辺の広がりは、あるいは山梨以上であったかも知れない。例えば、建立された芭翁句碑は二百十九基に及び、その数は圧倒的に全国一位であるという。ちなみに山梨の場合は奥山正典氏によると六十・二基である。また、群馬は近代前期のいつからか「詩の国」と呼ばれていたそうである。それは、近世以来の伝統に加えて、秀れた近代詩人が輩出したことによるらしい。古く湯浅半月から始まつて、平井晚村、萩原朔太郎、山村暮鳥・大手拓次・萩原泰治郎・高橋元吉・伊藤信吉らがその人々だが、いずれも日本の近代詩史に光彩を放っている人々である。

群馬県史によれば、明治初年の上野國の領有状況は、幕府直轄領、前橋藩以下七つの藩領、淀藩以下十一の国外諸藩領、百名を越す度本の知行地等に細分され、その領界の線は網の日のように見える。加えて、それまでに領主の交換、領界の移動がしばしば行われてきた経過を持つ。また、江戸中期以降の小藩や原本の財政難が、支配地の農民への苛酷な収奪に向かっていたこともよく知られていることである。幕末に博徒と呼ばれる無賴の輩が数多く現れている点は山梨以上であるが、生産性の低い上地と、程度の差こそあれ収奪を主とする支配体制に組み込まれてきただ結果であるところは似ている。日先の利益追求と権力への迎合、その反面の反権力的気風が民衆の間に形成されるを得ないゆえんである。

散文文学が育たなかつたところに群馬の文学的風上の特色を仮定するのは早計であるかも知れない。しかし、生存にとってあまりに抵抗の多い貧しい環境には文化は生まれない、ほどよい負荷による精神の緊張こそ文化を生む源泉である。散文文学が生まれ享受されるためには、それを支える底辺の広い文化的基盤が必要だろう。群馬にはその文化的基盤を形成する条件が乏しかつた。歴史や地理的条件が全く違う加賀金沢に、衆鏡花・徳田秋声・室生犀星らを想起すると、前述の仮定が必ずしもののはずれとは思われないのである。

このことは、群馬と似通つた条件下にあつた山梨についても言えることである。山梨における近代の散文文学は、早く中村星湖を生んだ後、大正末から昭和初年になつて、星湖や前田晃の指導下に『中部文学』の作家たちが育てられるところから本格化する。しかし、彼らの初期の作品は、反体制、反権力の新しい文芸思潮であるプロレタリア文学のイデオロギーが未消化のまま継られた概念的なものであつて、当時『山日』文芸欄の選者であった中村星湖は投稿作品に困惑したといつ。つまり、彼らの文学活動は山梨の風土とは關係ないところから出発したのであって、地についたものになつていくにはその後数年を要したのであった。これは、山梨における近代詩の本格的展開に比すると約十年の遅れであった。

ともすれば趣味と教養の世界に陥りがちな短詩型文学の伝統を根に群馬や山梨の近代詩は展開したが、その様相にはかなりの違いがあった。群馬が「詩の国」と呼ばれるにふさわしい詩人たちを輩出したのにはどのような背景があつたか。ここでは詳らかにできないが、ただ、彼らの活動が中央詩壇と郷土との両方にまたがつて行われたことがその答えの手掛かりになり得よう。現在、上野前橋間が

特急で一時間二十分、距離的には新宿甲府間と大差ないが、同区間の鉄道の開通は前者が明治十七年、後者が明治三十六年である。加えて、関東平野をひた走るのと山また山を越えるのとでは所要時間に大差があった。しかし、中央と地方の間の移動が易しいというこだけでは彼らの文学活動の説明にはならない。彼らの郷土での活動をうながしたのは底辺の広い詩愛好者の存在であった。

『群馬県史』によれば、大正期だけで前橋中心に十三の同人詩誌の名が挙がっている。そこには前記詩人たちの名が、七字・寄稿、講師などとして見え、彼らとのつながりで、白秋・啄木・草野らの名も見える。一部同人誌についての説明記述によると、地方詩人たちの自負心もかなり高かったことがうかがわれる。また現在、前橋市を中心に十人十六基の群馬出身の近代詩人の詩碑が報告されているが、そこに詩を愛する文学的風土が早くから醸成されていたのが見ることができる。

このような底辺の上に、中央詩（文）壇の優位性を乗り越えた「詩の國」の存在が確立したのだが、その先端にあって日本近代詩史を彩った詩人たちの存在は、彼らの並外れた資質が郷土の文学に影響を与えたのだとするか、郷土の文学的風土が彼らの資質を開花させたのだとするか、恐らく両者の相乗作用によるものと思われる。いずれにせよ、前橋市を中心に、「中央の水準を越えた独自な地方文学の建立」という夢が、近代詩の展開をとおしてひとつの達成の姿を示したのであった。

山梨における近代詩の展開は、群馬の場合と様相は違うが、「地方的特色を持つ文學」の確立という面では少規模ながらひとつまとまつた姿を示している。その具体的な流れは『甲府市史通史編近

代』の「大正期の文芸」に述べてあるが、生田春月という当時の中央詩壇では主流から外れていた「詩人の影響」に、結果的には中央詩壇との関係を持たないままに展開したところにその特色がある。

春月と山梨の近代詩との関係は、市川大門の渡辺陸三や甲府の杉原邦太郎らとの個人的なつながりをきっかけとして生まれた。そして、東京で春月に学んだ杉原が帰郷し、大正末年に詩誌『山脈』を発刊するに至って、山梨で近代詩を志す大多数の人が結集し、生田春月と呼ばれる地方詩壇とも言えるものを成立させたのである。この地の小説界の本格的活動の開始に先立つこと約十年であった。一詩人だけの影響下に地方都市に詩壇らしきものが形成されたことは、それが同人たちの意志によるものか、それとも結果としてそうなったのか今後の研究にまつところだが、その独自さは恐らく全国の地方都市にその例を見ないだろう。杉原邦太郎を中心とした『山脈』は、その後「紅」「横野」と誌名を変えつつ、昭和九年、宮田梅夫らによるモダニズム系の『薔薇』の出現までほぼ十年間、山梨の近代詩の展開における唯一の存在であった。

春月が昭和五年に自ら命を絶ち、その後大人生田花世が本郷とのつながりを保つものの、春月の影響は次第に薄らぎ、前述の『薔薇』の出現に伴って詩人たちの結束そのものも崩れていった。元来、気質も作風も異なる人々による組織は、求心力を失うと感情的対立の中で分解していく。この後の山梨の詩界が、感情的対立をしたる理由として離合集散を繰り返し、次第に活力を失って現在に及んでいるのは、かつての例にならっているかのようである。それもまた山梨の風土のしからしむるところと言えるかも知れない。しかし、『山脈』の存在が地方における独自な文学確立の可能性を示したこ

とには変わりない。

おわりに

平成二年一月に中村鬼十郎、同年九月に山田多賀市、平成三年八

月に熊王徳平と、かつて山梨にあって地方の文学の確立のために苦闘を続けた作家たちが相繼いで逝った。あたかも生前の文学の友といつまでも子をたずさえていたいというようなあわただしさであった。詩人一爾翁は「山日」紙上で「時代は変わつて、一世代交代の時期にきている気がする。熊王君が亡くなつて、一つの世代が終わつたというような気がして、實に寂しい」と語つた。現代のジャーナリズムや文学界の状況からすれば、彼らの求めた「独自な地方文學」は、すでにその活動の基盤となるものを失つてゐるのだろうか。それにもかかわらず、中央志向を捨てることによつて、山梨独特な、新たな地方文学の存在を可能にすることができるのだろうか。そのためには、和辻哲郎の言う「風土的歴史」を作りつある現在が、文学をはぐくむ文化的基盤の養成からは遠くに動いているように思われてならない。

注

(1) 岩波書店『座談会明治文学史』

(2) 明治十五年甲府徳古堂より発行。『甲府市史史稿編近代』
参照。

(3) 明治二十三年甲府製糖社より刊行

(4) 明治三十年甲府有明義塾より刊行

(5) 正確には第二次創刊号、第一次は前年に一号のみ出して終わっている。

(6) 甲府農村文化協会発行の月刊誌、山田多賀市編集、全国各地に支社を設けた。栽培技術や農村婦人の啓蒙に関する記事が多い。

(7) 昭和一十八年甲府山梨文化協会刊行の雑誌『文化人』第七集、内田一郎・熊王徳平の文と並ぶ「太宰治の想い出」の一節。

(8) 山梨日日新聞昭和四十七年二月四日文化欄

(9) 岩波文庫『風土——人間学的考察』の中の井上光貞の解説による。

(10) 「群馬県史通史編近世」による。以下群馬県関係の記述は

(11) 昭和六十年四月『甲州の文学碑』

(12) 主として「山口サンデー文庫」をとおした。

(13) 上野頼三郎・山口豊一・内田義広・飯田安茂・中西貞重・依田幸穂・佐々木宵吉・菊島茂義ら。

(14) 宮田柳太・長谷川林造・友田なつ・磯部為吉・米倉春仁・比口喜大・曾根崎保太郎ら。

湯村山城跡発掘調査報告

平秋原三雄

修

(帝京大学山製文化財研究所)

一はじめに

永正十六年（一五二九）に始まる武田信虎による守護館の甲府移転は、甲斐国内ではさわめて大きな出来事であった。それは、「王代記」や「高白斎記」を始めとする当時の記録類に詳しく書きとどめられていることからもわかる。「これらの記録類をみると、当時の人々がこの新しい出来事に耳目をそばだて、注視していた様子すら彷彿できそうであるが、それほどに信虎のこの新拠点づくりが歴史的で、象徴的であったことを物語っている。事実、この移転出来事は、甲斐一国の統一と戦国大名として威を示そうとする信虎の政治的野心の達成という側面だけでなく、のちの甲府の都市形成の基礎をなし、産業・交通・文化の集積化に大きな役割を果したのであった。

この一連の新都市づくりの中に、今回報告する湯村山城も登場する。守護館の郷園ヶ崎館、詰城の要害城の築造について、大永三年（一五二三）に本城の築城が行わるのであるが、この絶え間ない一貫した築城工事をみると、湯村山城が新都市づくりに重要な役割を担っていたことが読みとれる。甲府市史編さん委員会では、こ

のような歴史上重要な位置が与えられている本城の具体的な内容を把握し、都市の形成過程にいかなる役割をもち得たのか、その歴史的意義の解明のために考古学調査を計画し、以下のような調査日程により実施した。

湯村山城は、今日まで、甲斐国の政治史上貴重な城郭との評価が一部では与えられながらも、論みられることも少なく、郷園ヶ崎館や要害城の付属的施設という認識が定着していた。しかし、居館や詰城とは異なる機能をもち、相互に補完し戦国都市甲府が実現していくことを考慮するならば、湯村山城に対する評価は、さらに積極的であってよいであろう。湯村山城に対する研究の一層の進展を期待しながら、以下調査の報告を行いたい。

二位置と歴史的環境

山梨県のほぼ中心地域を占める甲府盆地の北部一帯には、静岡県を始めとする高峻な深山が群馬・長野県等と県境を構するように横たわり、それらの山系から盆地の平地部に近づいてしまった。これに標高を低くしながら愛宕山・湯村山・羽黒山などの山々がせり出



(国土地理院発行 1:25000甲府北部使用)

第1図 遺跡位置図

すように展開する。これらの山系の間からは、幾筋かの水系がぬうようく流れ、そこに扇状地地形をつくり出しているが、永正一六年に武田信虎が守護館を構えた古府中一帯も、帶那山系に端を発した相川によって形成された扇状地上にのる。こうした地形上の特質によつて、相川扇状地一帯は、北方に帶那山系、西側に湯村山、東側には夢見山や愛宕山などに囲まれた天然の要害地形がつくられ、戦国期の動乱においては防衛上絶好の環境を提供した。

これらの山々は、戦乱の日常化した当時においては、城郭占地上最も適した条件となし、この地域でも要害城や湯村山城の他、北方に数多くの烽火台等が築造されることになった。湯村山は、居館脚觸ヶ崎館から南北両方面の位置にあり、盆地に向かつてせり出すような山系の突端部分をしめる。ここから南側一帯には広大な甲府盆地が眼下に見わたすことができ、眺望がきわめてすぐれている。西方には八ヶ岳方面の広大な一帯が、また南方から東方には、盆地を越え、さらに遠く御坂山系の一部まで視野に収めている。この湯村山山頂の標高約四五六メートルの地点に、湯村山城は占地する。

湯村山及びその周辺地域の歴史環境には、古代においては特にすぐれたものが多い。山麓に存在し、全長一四メートルをこえる巨大な石室を有する六世紀中ごろ築造の万寿森古墳を筆頭に、湯村山中腹に占地する積石塚を含む湯村山古墳群など、六七世紀にかけて大いに栄えた様相を示す。そののち、真言宗の名刹塩沢寺の創建などに、この地域の歴史性豊かな風土を感じさせているが、中世戦国期に至つてこの周辺地域がどのような展開を見せたのか、現段階では知る手がかりが少ない。中世の時代、志摩莊及び小松莊と称されたこの地域の歴史景観がどのようにであったのか、信虎の甲府進出と

湯村山城築造の経緯を考えるうえで、興味深く、今後の課題とすべきであろう。

三 湯村山城の歴史と研究略史

永正十六年（一五二九）、鷹鷹ヶ崎館の築造を契機に開始される甲斐府中の新都市づくりの一連の事業の中で、結城の要害城について、大永三年（一五二三）、湯村山城も築造される。このことは、「高白齋記」に、「人水三癸（人水年）中略）四月廿四日湯ノ島ノ山城御着諸初。五月小十二日水神ノホクラ城ニ立」と記述されることにより、その經過の一端がうかがえるのであるが、信虎の府中移転、居館の構設など甲斐国統一の基礎となる本拠地づくりの一翼になつて、当初より築造が意図されていたことが判るのである。翌大永四年の条には、「六月小十六日一条山御着諸初。」の記述が見え、湯村山城につづいて「一条山、すなわち現在の甲府城の地にも何らかの防衛施設が設けられたことが明らかである。この湯村山城と一條小山がほぼ対のようになつて当初から計画された点を考慮すると、相川扇状地上の相当広範囲に、信虎は既に永正年間段階から大規模な都市建設を試みようとしていたことになる。そして、この両者は、地理的にみて、府中城下への玄関口的な位置にあって、防衛の役割が与えられたことにならう。これらを明快に証する積極的な史料はないが、信虎の府中建設計画を考えしていくうえで、興味深い視点のひとつである。

湯村山城はこのように、信虎の府中建設の意図を検討していく上で大変重要な城であるにもかかわらず、近年までそれほど関心は寄せられず、江戸期においては、「甲府開書」に、「湯の島の上に城有、信守、信昌一代の内に築給と云々、山上に水有……」、「甲斐國志」に、「湯村ノ東ノ山上ニ一所石壁及湧泉アリ。此ニモ城山ト云……」と見えるのみで、さわだって研究が深められた様子は見あたらない。鷹鷹ヶ崎館や要害城のかげにかくれ、小規模な皆や烽火台の類として興味の持外におかれた感がつよく、その後の武田氏研究においても、湯村山城に関する議論や歴史的評価は少ないといつてよい。

湯村山城に対する積極的な調査研究が開始されるのは、考古学的からの中世城郭研究が活発化する一九七〇年後半以降のことと、その先駆をつけたのは、山梨大学考古学研究会による測量調査とその報告である。この調査は、簡略な測量調査を主体とするものではあったが、それによつて櫓張と櫓模がはじめて明らかとなり、湯村山城の全体構造がおおむね把握できるようになつた。翌一九八〇年に刊行された『日本城郭大系』は、この成果を前提に、櫓張の状況と特徴を述べ、「単なる烽火台ではなく、古府中防衛を主眼とする丸山の要害城の支城としての役割も帯びていた」と指摘したことを見ても、前述の測量報告は、湯村山城に関する研究にとってひとつの二期をなしといつてよい。

続いて刊行された『山梨県の中世城跡分布調査報告書』でも、湯村山城をとりあげ、本城の南を走る街道に、「閑屋」という地名が残存することから番所などの存在を示唆しつつ、「府中人口の防備とともに、信州方面への監視的機能・情報収集機能を抱っていた」と推定し、「日本城郭大系」の考え方をほぼ踏襲しながら、湯村山城の歴史的意義づけを行つてゐる。一九八七年の『国説中世城郭事典』でも、繩張の詳細な説明に加え、大永年間以後の苦請や、

武田氏滅亡後の徳川氏による改修の可能性を強調しているが、これら一連の研究の中では、湯村山城の役割と性格についてほぼ共通した認識にたっているといつてよい。

湯村山城の調査研究は、以上のように、考古学及び城郭研究者によって、八〇年以降活発化し、ほぼ共通した見解を得るに至っているが、しかし内部構造や經營のあり方など、より本質的で具体的な内容になると既存史料の要界性が目立ち、推定の域を出ない点が多い。築城年代が確実で、性格や機能もある程度特定できる中世城郭はきわめて稀で、中世城郭研究上貴重な事例であるために、本城の歴史的意義の解明にむけて研究の一層の深化が望まれよう。

四 調査の経過

(1) 発掘調査の経過

発掘調査は、昭和六三年七月一九日から九月九日まで実施された。今回の調査では、湯村山城跡における郭内の遺構・遺物の確認を目的として、遺構の保存も考慮に入れトレーンチ調査を採用した。

七月一九日、器材を搬入し、調査開始式を行った後、各郭のトレーンチ設置所の下草刈りを行った。I 郭の上段と下段に東西と南北にそれぞれ一本づつ、計四本のトレーンチを設定。

七月二〇日 I 郭上段南北トレーンチから本格的な掘り下げを開始し、それと平行して I 郭北側の大手口と推定される虎口の備品発掘を始めた。

七月二一日 虎口周辺の調査継続。新たに I 郭上段東西トレーンチの調査を開始。

七月二二日 虎口周辺の調査継続。特に東側土壁を中心実施。十

留めのために施したと思われる石積みを確認。I 郭上段東西南北トレンチの調査を継続。特に東西トレーンチ西側からの遺物の出土が目立つが細片が中心。土器質土器類が多い。遺構は確認されていない。

七月二三日 I 郭上段東西トレーンチ調査継続。相変わらず西側からの遺物が目立つ。新たに I 郭下段南北トレーンチの調査開始。立ち木の根による擾乱が著しい。虎口周辺も調査を継続。東側土壁の精査中に灰釉陶器片出土。

七月二五日 I 郭上段東西南北トレーンチ調査継続。東西トレーンチ西側からの遺物出土は続くが、遺構は確認できない。I 郭下段南北トレーンチ調査継続。同トレーンチ南端付近は比較的遺物の出土が多く、性格不明の鉄製品一点を含む土器質土器出土。また井戸址周辺から古銭も出土。虎口周辺の調査も継続。性格不明な金屬製品出土。

七月二六日 I 郭下段南北トレーンチ調査継続。南端付近を中心に遺物の出土が続く。細片が多い。新たに II 郭南北トレーンチ調査開始。同トレーンチは北側では横層が露出し遺構等の存在の可能性は低い。虎口周辺調査も継続。

七月二七日 I・II 郭両南北トレーンチの調査継続。虎口周辺調査継続。西側部分の石積みを露呈。

七月二九日 虎口西側の調査継続。石積みの露出作業を続ける。人頭大の碑が散在的に残存。I 郭下段南北トレーンチ(井戸址周辺)調査継続。遺物が少なく、土器質土器片がわずかに出土。II 郭南北トレーンチ調査継続。

七月三〇日 虎口周辺調査継続。新たに I 郭下段東西トレーンチ調査開始。

八月一日 虎口周辺調査継続。I 郭下段東西南北トレーンチ調査継続。

東西トレンチにて人頭大の礫が多数みられる。南北トレンチでは南

端付近から相変わらず土踏實土器片等の遺物が出土。それらに混じり古い様相を示す土器も出土。

八月三日 虎口周辺調査継続。I 郡下段東西南北トレンチ調査継続。

南北トレンチの南端部で暗茶褐色上の落ち込みを確認。新たに南北トレンチ調査開始。

八月四日 虎口周辺調査継続。南帶郭トレンチ調査継続。I 郡上・下段東西南北トレンチ調査継続。下段東西トレンチの礫は、石段状を呈していることが判明。また他のトレンチでジョレン精査を行つたところ、数基のピットを確認。

八月五日 虎口周辺調査継続。南北郭トレンチ調査継続。I 郡上・下段東西南北トレンチ内にて確認されたピットの調査。新たに西帶郭にトレンチ設定。

八月九日 虎口周辺調査継続。石積み露出作業は終了。I 郡上・下段東西南北トレンチ内ピット調査継続。西帶郭トレンチ調査開始。

八月一日 虎口周辺清掃作業。午後雨天のため調査中止。

八月一八日 虎口周辺清掃作業。西側帶郭トレンチ調査開始。内井戸址周辺清掃。II 郡内写真撮影。

八月一九日 虎口土塁の構築状況の確認のため、サブトレンチ設定し調査。

八月二四日 虎口上塁サブトレンチ及び西帶郭トレンチ調査継続。

八月二五日 / 九月九日 各トレンチ・虎口・井戸址の平面図(一部土層図も含む)の作成及びレベリング、写真撮影等を行い調査終了。また、九月七日に調査成果の公表のために、一般市民を対象とした現地説明会を行つた。

(2) 調査組織

調査主体 甲府市市史編さん委員会

調査担当者 機見正義(市史編さん委員会委員長)・田代孝(市史編さん専門委員)・秋原三雄(同上)

調査員 平野修(帝京大学山梨文化財研究所)・宮澤公雄(同上)

調査参加者 佐野嘉幸・小澤匂・奥石忠美子・奥石三郎・広瀬茂子・白須千代・菅原彰紀・広瀬いち代・小林利男・小田切孝重・菅野ナミ・堀内皇江・橋爪美年子・山田文子・河西ナミ・石田雅一・佐藤正・志村憲一・市川孝・広瀬千江美・田中優・池沢みち子

調査協力 武藏野興業株式会社・湯村温泉旅館組合

なお、事務局の高木伸也・敷野泰彦両氏には、発掘調査を円滑に進めるにあたり多大なご尽力をいただいた。厚くお礼申し上げたい。

五 土層の堆積状況

本城跡の基本層序であるが、山頂部であるために堆積土が薄いことや築城の際に削平・整地を行つてあるためかなり改變をうけた堆積状況と思われる。検察を行つたのは I 郡下段南北トレンチ内で、以下のとおりである。

第一層 破食土層(厚さ4~12cm程度の堆積がみられる。)

第二層 暗茶褐色土層(整地面と思われる。粘性があり、しまりが強い。炭化物を少量含む。土器質土器片等の遺物を包含する。根による擾乱が著しい。厚さ8~10cm程度の堆積がみられる。)

六 各郭内の調査状況

本城跡は『山梨県の中世城館跡分布調査報告書』等で述べられており、湯村山山頂を中心に土壘に囲まれた三つの郭及び一つの帯郭から構成されている。全体の規模は、東西約六五メートル、南北約一三〇メートルを測り、決して大きいとは言えない。本城跡の主郭（I郭）は、南西部分の上部に囲まれた最も大きな郭と思われ、内部の整形もていて、井戸跡も。この郭の中央部付近では段差を有し、南北に分けることができるが、郭内に、機能の分化があったのかも知れない。虎口は、南と北側部分及び東側の日郭に接する所にも土堀を切断した出入口がある。この郭の南北隅は上部が広がり橋台状の施設の存在を示唆している。

IIの郭は、主郭の東側に接つてつくれられ、より小さく、巨石が残存するなど雰然とした感を受ける。東側には特に土壘などの防衛施設も見当たらず、古府中側に対しては開放した状況を見せる。これらの郭群の北側には、一本の堀切が設けられ、ここを複数の出入口にした様子をうかがわせている。さらにその北側を田郭とし、堀切によって尾根を画している。主郭の西側には、幅広な帶郭と土堀が設けられるのに對して、東側にはほとんど見当たらないが、II郭の東側や斜面を下ったところに石積み施設が設けられ、防衛に工夫をこらした様子もうかがわれる。

本調査では、本城跡の中核をなすI郭・II郭を中心調査を行い、西・南帶郭についても一部調査を行った。III郭については巨石の残

存が著しく、トレンチ調査が不可能な状況であったため、今回は調査対象外とした。また、I郭北側の虎口と中央部に位置する井戸址については清掃発掘を中心調査を行った。以下、調査を実施した各郭内のトレンチの状況を中心報告を行っていきたい。

(1) I郭内上・下段東西南北トレンチ（第3図）

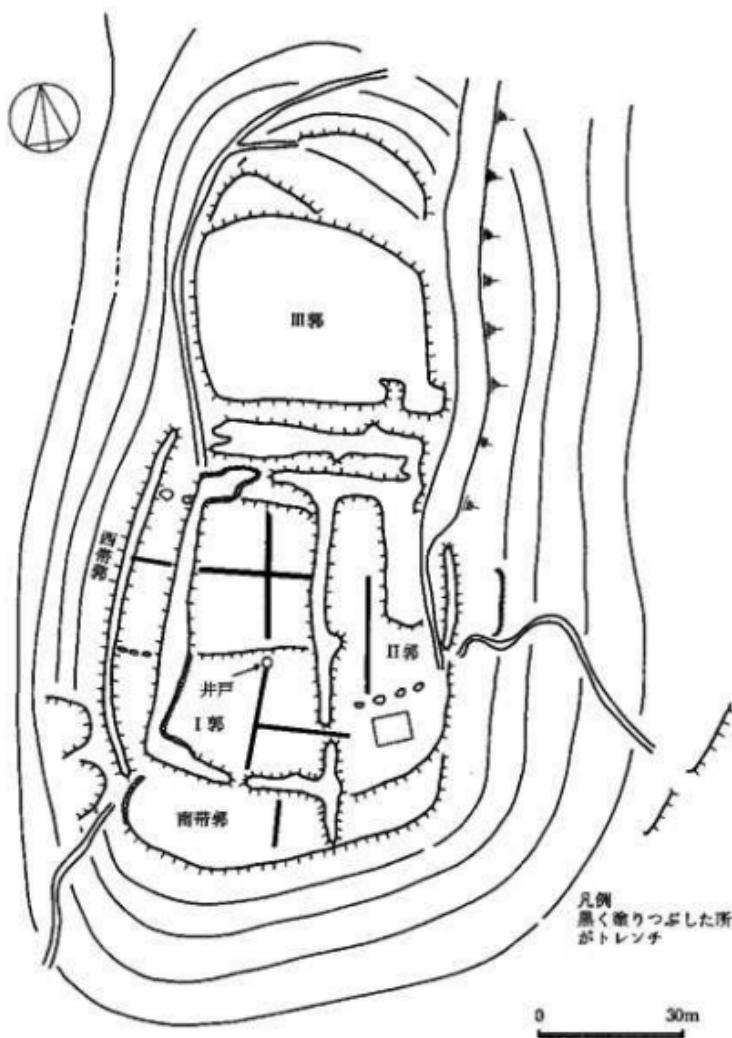
本郭には、中心部分に約一四〇×四〇の比高差をもつ段差があり、その段差を境として上段と下段とに分けることができる。幅・二四、長さ一七・五四、一八四、一四を測る任意のトレンチを上段・下段それぞれに、東西南北に十字及びT字に接するように設定した。（第2図参照）。

上段・下段東西南北トレンチで確認された遺構としては、ピット六基と土塁状遺構一本がある。

上段部では東側上部から西側土壘下端にかかるようにトレーニングを設定し、これにほぼ直交するように南北にもトレーニングを設定した。東西南北トレンチでは三基のピットが確認されており、梢円形を呈し、径四〇×五〇四、深さ一五×二五四を測る。建物址の柱穴の可能性もあるが、部分的な確認であるため全容については不明である。他に東西トレンチの東側土壘下端部付近では、幸大程度の跡が散在しており、これらは土壘の裏込めのために用いられた礫だと思われる。

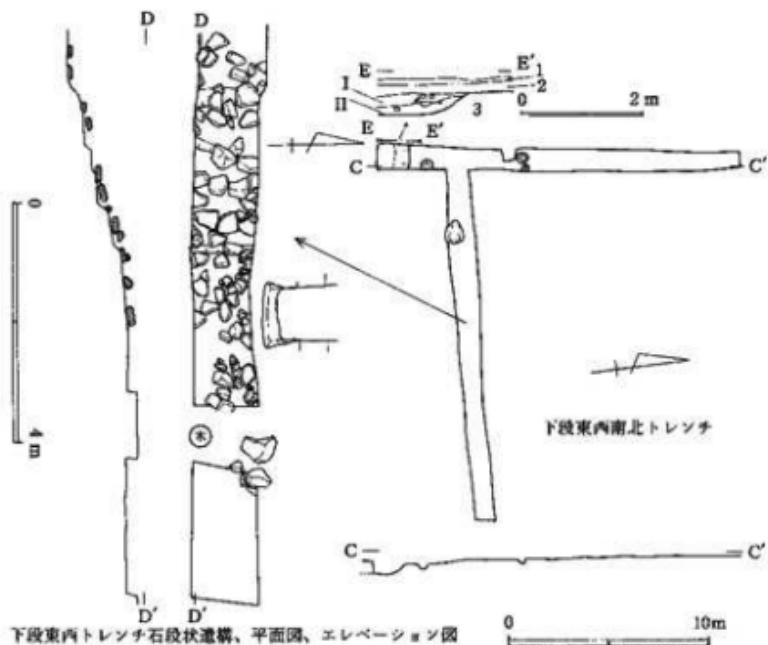
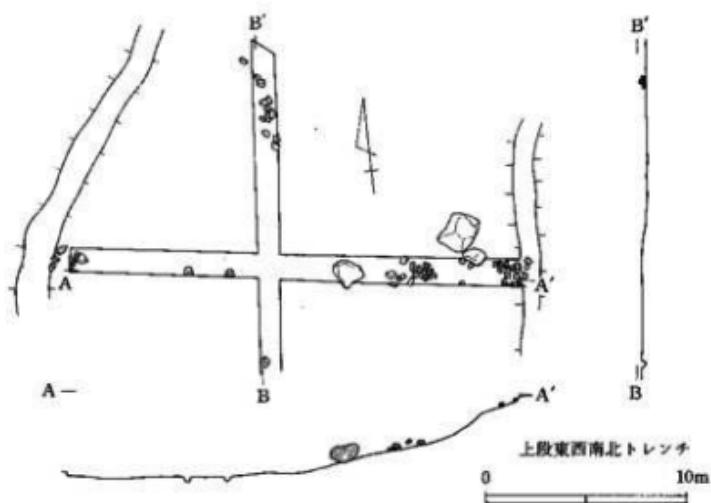
下段南北トレンチにおいても、上段部で確認されているピットとほぼ同規模のピットが確認されているが、規則的な配置はみられない。出土遺物は土師質上器類片が六号ピットから出土している。

また、同トレンチ南端では土塁状遺構が確認されているが、そのプランや規模等は調査範囲外にかかるため不明である。落ち込みの



(山梨県教育委員会『山梨県の中世城館跡』1986に加筆・修正)

第2図 湯村山城概要図及びトレント配置概念図



第3図 I郭上・下段東西南北トレンチ平面図・エレベーション図

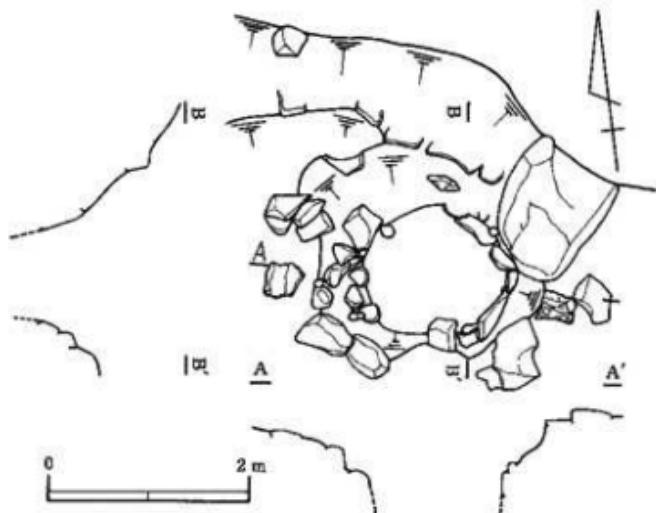
深さは確認面から約三七㌢を測る。土層は基本的に二層に分層でき、第一層が暗褐色土で粘性・しまり共に強く、炭化物及び季大の礫を多く含んでいる。第二層は暗黄褐色土で、粘性・しまり共に強く親指大の小礫を含んでいる。出土遺物は、上層では土師質土器皿が比較的多く出土しているが、中層から下層にかけては古墳時代前期に属する土器群が主体的に出土していることから、本遺構は当該期に属する可能性が高い。本遺構の覆土である第一層の上層は、基本土層の第2層であり、層位的な様相からも、本城築造以前の所産である可能性が高い。

下段東西トレンチは、I郭とII郭を隔する土壁が南北に巡っており、通用口として土壁が途切れている箇所に設定したものである。本トレンチ内では、石段状遺構が確認されているが、遺存状況はあまり良好ではない。石段はトレンチ東端の約六四付近から始まり、約三田の幅にわたって構築されている。I郭とII郭との比高差は一五段あるが、その間に四・五段の石段がみられる。トレンチ内には石段に用いられた礫の他にも、多量の礫が散在するため、本石段状遺構周辺には石敷きを施していた可能性もある。

I郭内トレンチ全体の遺物出土状況は、ピット及び土塗状遺構が存在する上段東西トレンチの西側とト段南北トレンチ南側からの出土が目立っている。

(2) I郭内井戸址 (第4図)

本井戸址はI郭の下段部の北東側に位置しており、古い段階から知られていたものである。今回の調査では遺存状況の確認を行ったために清掃発掘のみ実施した。その現況を示したのが第4図である。上部径二・一田¹・二田を測り、上部には石積みを施



第4図 I郭内井戸址遺存状況平面図・エレベーション図

している。下部構造について
は不明である。出土遺物はな
い。

(3) I 郡北側虎口(第5図)

本虎口はI郭の北側に位置し、大手口と推定されているものである。今回の調査では井戸址と同様に、遺存状態の把握のために清掃発掘のみを実施した。本虎口は武田氏が多用した蝶形を形成し、その規模は、東西約一六m、南北約八mを測る。その構造は、上層と石積みによって形成されており、西側は「コ」字状を呈し、東側は「L」字状を呈している。石積みは長い年月を経て部分的な崩落が著しい。虎口東側部分は、石積みを施す土壁が東西に約六m延び、そこでI郭とII郭を隔てる南北に延びる土壁に連なっている。虎口西側部分は、前述のとおり「コ」字状に土壁が形成されており、石積みを施



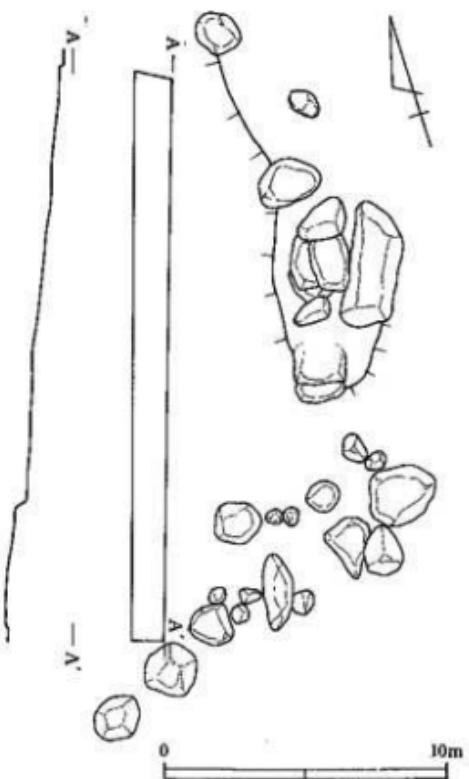
第5図 虎口検出状況平面図・エレベーション図

ている。その構築状況は、細部にわたっては不明であるが、土塁上部においてサブトレンチを設定し掘り下げたところ、幸大の礫が多い量に含まれており、堅固に構築されていることがうかがわれる。また、土塁南側斜面には五ヶ段からなる石段状の石組みが施されていることが確認され、I郭との通路として使用されたものだろう。

虎口本堀の通用口にも石段を施しており、この石段は虎口北側を走る二本の堀切のうち、南側の堀切内まで続いている。しかし同堀切西側では、石段というよりも防禦のための石列を配しているとい

う状況で、非常に通りにくくなっている。虎口内側には多量の礫が散在し、その大半は土壁上から崩落したものと思われるが、一部通用口に向かって比較的大型の礫（平石）が敷かれた状態で存在することから、本来は虎口内部には石敷きも施されていたと思われる。

出土遺物は、虎口全域にわたりて散在的に出土している。上層質土器の細片が中心であるが、その他、平安時代の土器片や灰釉陶器片、須恵器片、性格不明な金属製品もわずかながら出土している。



第6図 II郭南北トレンチ平面図・エレベーション図

(4) II郭南北トレンチ (第6図)

本郭内の東縁と南縁には「巨石が残存」、やや無然としている。しかも現在の登山道が東縁から南縁にかけて入り込み、休憩所が南側に建てられており、郭南縁にも存在したであろう土壠は失われている。本郭内では、幅一・二m、長さ二〇mの任意のトレンチを南北に設定し調査を行った。表上下左と一〇mで地山の黄褐色土層が露出し、地表面は北から南にかけて傾斜し、平坦ではない。トレンチ北側では地山の黄褐色土層に親指大から幸大の小礫を多量に含んで

おり遺構の存在はなく、他の箇所においても遺構と思われるような落ち込み等は確認されていない。出土遺物も皆無に等しい。

(5) 西帝郭内トレンチ（写真四版参照）

I 郭西側の一級低い箇所に幅九〇・一〇 m を測る帝郭が存在する。比高差は約六 m を測る。帝郭内は巨石の石列によって二箇所で区されている。現況は深い藪と化していたため調査可能な箇所を選定し、伐採を行った後、幅一・二 m、長さ九・六 m の任意のトレンチを東西に設定し調査を行った。トレンチ東側には I 郭上段東西トレンチが位置する。調査の結果、帝郭西縁には一部石積みを施した高さ約五〇 cm の土塁が造っており、その内側の平坦面には人頭大以上の人骨をもつ平石が散かれている。出土遺物はほとんどなく、土器質土器片がわずかに出土している。

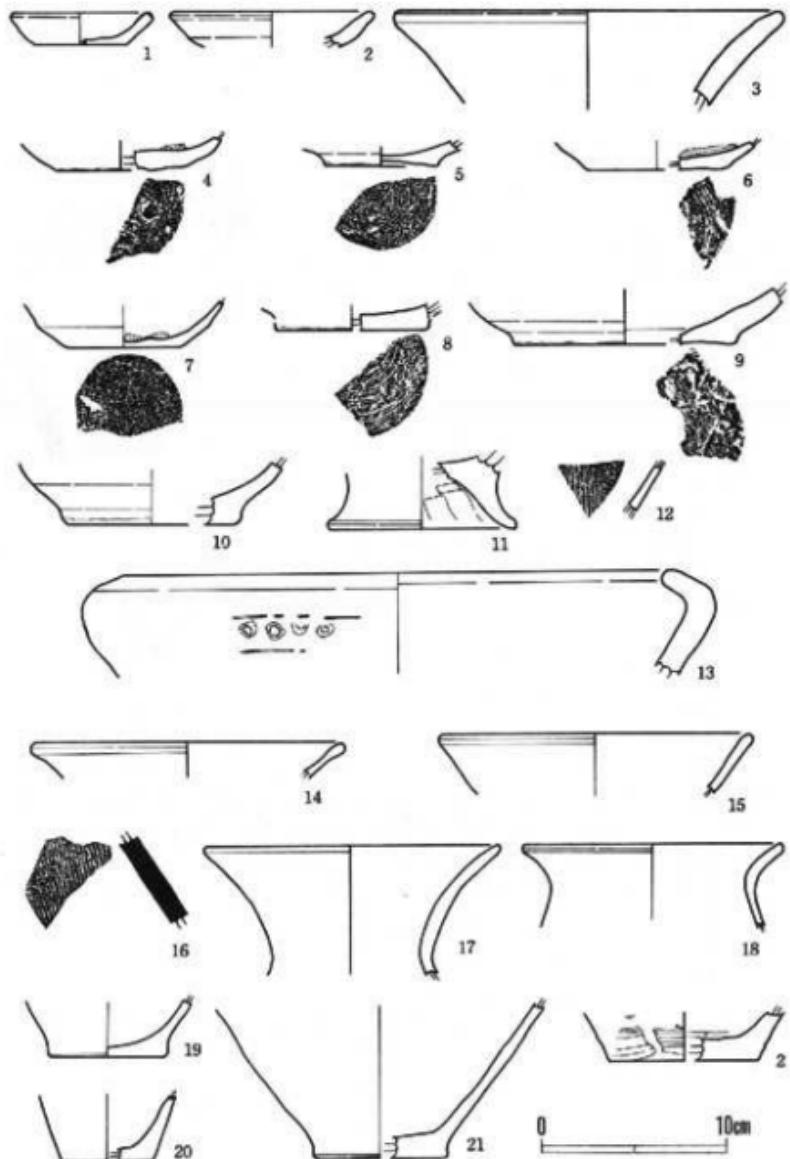
(6) 南帝郭内トレンチ

I・II 郭の南側の一級低い箇所に幅一〇・一〇 m を測る帝郭が存在する。比高差は約四・五 m を測る。西側帝郭に比べ若干広く、帝郭内は明確な土塁によつて区画されている。しかし帝郭南縁には土塁は造っていない。また、帝郭内は後世における石切り作業等で著しく擾乱をうけている。調査は、幅一・二 m、長さ一二 m の任意のトレーニングを帝郭内のほぼ中央部に設定して行った。表土下約五・一〇 m で地山である黄褐色土層が露出する。遺構と思われるような落ち込みもなく、トレーニング内に人頭大の礫も散在するが、遺構には伴わないものと思われる。出土遺物は少量の土器質土器片、須恵器片が散在的に出土している。

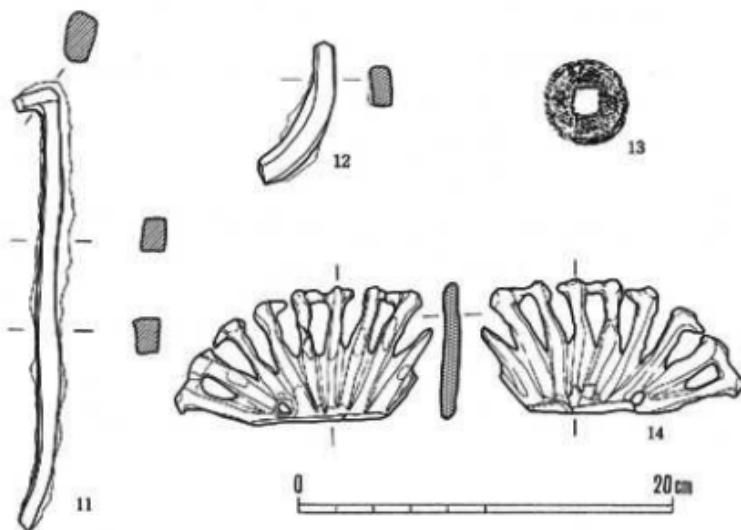
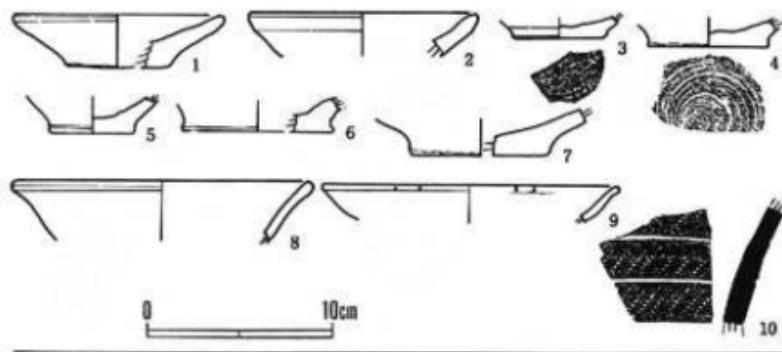
七 出土遺物（第7・8図）

遺物は、量の多少はあるが、調査を行った各トレーニングから出土している。しかし十器等で完形品は皆無であり、そのほとんどが復元にも耐えられない細片である。そのなかで実測し得た遺物は I 郭内から出土した遺物のみで、それらを中心に以下説明を行つていただきたい。

第7・8図に示した遺物が、I 郭トレーニング内出土の遺物である。遺構内出土遺物は少なく、遺構に伴わない、いわゆる遺構外出土・遺物が中心である。第7図1-11は、土器質土器皿の口縁部及び底部、高台部破片である。12は陶器製擂鉢片。13は上端質火鉢破片。14-15は上部器皿口縁部破片。16は須恵器器皿部破片。17-21は土器器皿・甕口縁部破片及び底部破片で、下段南北トレーニング内土状遺構からの出土である。いずれも焼成は良好である。1は推定口径七・二 m、推定底径四・八 m、器高一・七五 m。白褐色を呈し、石英・長石・角閃石・雲母・スコリアを含む。2は推定口径七・四 m、暗褐色を呈し、石英・長石・角閃石・雲母・スコリアを含む。3は推定口径十四・一八 m を測り、赤褐色を呈し、石英・長石・角閃石・雲母を含む。4は推定底径五 m、底部の切り離しは回転糸切り。明褐色を呈し、長石・スコリア・金色雲母・角閃石を含む。5は底径六・二 m、底部の切り離しは回転糸切り。黒褐色を呈し、金色雲母を多く含み、他に長石・石英・スコリアを含む。6は推定底径五・二 m、底部の切り離しは回転糸切り。黄褐色を呈し、長石・スコリア・角閃石を含む。内面にススの付着あり。7は底径五・八 m、底部の切り離しは回転糸切り。褐色を呈し、石英・長石・角閃石・金



第7図 I 郭内出土遺物 (5/6)



第8図 虎口及びI郭内出土遺物（1～10は $\frac{1}{2}$ 、11～14は $\frac{1}{3}$ ）

色雲母を含む。内面にスヌの付着あり。8は推定底径五・八吋、底部の切り離しは回転糸切り。明褐色を呈し、長石・石英・スコリアを含む。9は推定底径八・六吋、底部の切り離しは回転糸切り。黃褐色を呈し、長石・石英・雲母・角閃石・小石を含む。10は推定底径六・四、底部切り離しは磨滅が著しく不明。純い黄褐色を呈し、長石を多く含み、他に石英・雲母・スコリアを含む。11は推定高台径七・四、褐色を呈し、金色雲母・長石・スコリアを含む。12は陶器製捕鉢片。13は推定口徑三・一・八吋、口縁部が内脇し、体部に二本の沈線による区画を巡らし、その区画内に円形の印刻文を有する。淡褐色を呈し、金色雲母を多く含む。他に石英・長石・角閃石・スコリアを含む。焼成はやや軟質。14は推定口徑一・六吋、口唇部は長縫を呈する。明赤褐色を呈し、石英・スコリア・長石を含む。15は推定口徑一・八吋、黄褐色を呈し、スコリア・長石を含む。16は須恵器瓶か甕の胴部破片。タキ目痕をもつ。17は推定口徑一・五・八吋、黃褐色を呈し、一と三の長石・石英・角閃石・スコリアを含む。18は口徑一・三・八吋、黄褐色を呈し、石英・長石・金色雲母・角閃石・スコリアを含む。19は推定底径六・四、黄褐色を呈し、一と二の長石・石英・角閃石・スコリアを含む。20は推定底径五・四、黄褐色を呈し、石英・長石・角閃石を含む。21は推定底径七・四・四、明褐色を呈し、石英・長石・スコリア・角閃石を含む。22は推定底径八・四、黄褐色を呈し、石英・長石・スコリア・角閃石を含む。

第8図は虎口周辺部（1～10・14）及びI郭下段東西南北トレチ（11～13）からの出土遺物である。1～7は土器質土器皿の口縁部・底部破片である。5は土器器底破片。9は灰釉陶器皿口縁部破片。10は須恵器頭部破片。11～14は金属製品である。11と12は鉄製品で前者は角釘、後者は不明である。13は古鏡であるが、両面ともに磨滅が著しく字體の判読は不可能である。14は銅製品でありその用途・最終的な形状については不明であり、武具あるいは装飾具であろうか。1は推定口徑七・八吋、推定底径三・八吋、直筒は磨滅が著しい。淡褐色を呈し、石英・長石・雲母・角閃石・スコリアを含む。2は推定口徑八・八吋、黄褐色を呈し、金色雲母を多く含み、石英・長石・角閃石・スコリアも含む。3は推定底径四・八吋、底部の切り離しは回転糸切り。褐色を呈し、スコリアを多く含む。4は推定底径六・四・四、底部の切り離しは回転糸切り。褐色を呈し、石英・長石・角閃石・スコリアも含む。5は推定底径四・二・四、底盤は磨滅が著しい。暗褐色を呈し、スコリア・角閃石・雲母を多く含む。6は推定底径七・八吋、底部の切り離しは不明。淡褐色を呈し、石英・長石・角閃石・スコリアを多く含む。7は推定底径五・四、底盤は磨滅が著しい。黄褐色を呈し、長石・角閃石・スコリア・石英・金色雲母を多く含む。8は推定口徑一・八・四、褐色を呈し、長石・スコリアを多く含む。9は推定口徑一・六・四、灰褐色を呈し、胎土は緻密である。口唇部の内外に輪がかかる。10は須恵器大型腰錠破片で横位に巡る沈線との間に櫛刺突文を施す。11は現長一・二・二・四、〇・五・四×〇・九四の長方形の断面をもつ。12は現長四・一・四、〇・五・四×〇・九四の長方形の断面をもつ。14は縦幅二・六・四、現存横幅六・九・四、厚さ四・四を測る。透かしと孔が穿たれている。

以上、I郭及び虎口周辺からの出土遺物について説明してきたが、これら湯村山城跡全体の遺物の様相をみると、遺物の主体をなすの

は、土師質上器皿、土質質の火薬、鉢等で日常仕事が占めている。陶磁器類の出土は皆無で、当該期の山城跡の性格を端的に物語つてゐるといえよう。また、戦国期以前の遺物もわずかながらみられ、特に古墳時代・平安時代の土器類・灰釉陶器等は、本城築造以前の湯村山の様相を示す数少ない資料といえよう。

八 考 察

湯村山城に対する今回の調査は、市史編さん事業に伴う試掘調査という限られた調査であったために、全容の解明には至っていないが、いくつかの新しい成果と今後の課題が得られたので、若干の考察を加えてまとめてみたいと思う。

最も大きな成果のひとつは、主郭であるI郭の北側に設けられた大手口と見られる楔形虎口の存在であろう。東西約一六四、南北約八四の規模で、「コ」の字状と「L」字状の形態の土塁を組み合させてつくっている。護城塔や其崎新府城大手口に受けられて、るコ字形に土塁を合わせ直進させる楔形虎口とは、形態をやや異にしているが、意外に堅固で複雑な構造を呈している。虎口を形成する土塁はすでに報告しているところ、「拠大の礎が多量に含まれており、ていねいなつくりをしている。虎口上に登るル、六段の石段状施設も見られ、虎口上面に橋台的な施設が設けられていた可能性が高い。

この虎口の形成がいつごろなのか、この点は本城の性格と役割を追究するだけでなく、武田氏の築城技術を探るうえでもきわめて重要な課題となつてゐる。湯村山城の場合も、大永三年の築城当初の構造がどのようであったのか、現在ほとんど研究が進んでいないが、武田氏時代の改修と、武田氏滅亡後の徳川氏による改修

の可能性が指摘されており、今後さらに検討を要する課題である。八卷茶房氏も築城当初よりも、人永年間以後と徳川氏の改修を特に強調しているが、羅張の特徴から判断したのである。

今回の試掘調査では、虎口部分において戸出信虎による築城当初の形態を探ることはできなかつたが、本城に先立つ永正一七年築城の源氏ヶ崎館のII郭部分の虎口も、単純な平入りの虎口であつて楔形をつくつておらず、また畿壹系城郭における虎口の変遷と比較検討すると、天文一〇年以降の所産とみるべきで、虎口部分はやはりのらの改修の手が加わつていると見た方がよい。しかし、このよう楔形虎口を採用している例を見ると、武田氏の場合では、いずれも領城支配上、あるいは軍事上重要な要點の城郭が多く、湯村山城の性格・役割の重要性を端的に示す存在となつてゐる。

本城の各郭内の機能に関しては、すでに指摘されている点であるが、井戸を有し、依然とした方形プランを呈したI郭が他より卓越した状況を示す。また、先述したように、狭い調查区域ではあつたが、II郭に設定されたトレンチ内からは出土遺物も少なく、難然としているが、内部の状況も加味すると居住性に乏しく、本城はあくまでI郭を中心とした水心的な郭配置をとつていていたことが理解できる。I郭はこのように、他の郭に比較してはるかに重要視された郭であったが、方形に整然と上墨をめぐらして、II郭やIII郭と明確に区分した郭配置が、大水年間の当初から確定していたと見るべきだろうか。先に述べたI郭北側に設置された大手口の楔形虎口もこの基盤に付設されていることなどを見ると、信虎による当初の構造はもう少しシンプルであり、のちの改修の結果、現在の形態ができるがつたと考えた方が妥当性がある。

I郭内部から、柱穴の一處らしいビットが検出されている。全体

の法がりは確認できないが、掘立柱建物址の可能性もある。鷹ヶ崎跡や勝沼氏館跡のように戦国大名ないしそれに匹敵する階層の館の場合、礎石建物址の例が多いが、それとは対照的に、近年発掘調査された南都町葛谷城やかつて調査された小瀬沢町桂尾城跡、白州・武川両町の中山城、市川大門町の古城山砦などはいずれも掘立柱建物址らしき柱穴群の検出を見ている。鷹ヶ崎館の西北隅りで調査され、全体像がおおむね浮きぼりとなつた上屋敷跡も基本的には掘立柱建物址群で、建物構造からも階層的格差を見いだすことができる。湯村山城の政治的・軍事的重要性は認められようが、建物構造はその性格からして掘立柱建物を見るべきであろう。

出土遺物は細片ながら、「かわらけ」類の素焼きの土師質土器が検出されている。先にあげた桂尾・中山・古城山砦などよりはるかに多いことが指摘できる。このことから、本城は、緊急的、臨時的に城郭というよりも、古府中防衛の拠点的城郭として衛士が日常的に在城していたことを示すのである。しかし、日常的仕器である畠、鉤鉢、火鉢などの検出例に対し、中國陶磁などが皆無の状況であつた点は示唆的である。後者は近年、拠点的城郭だけでなく、中世城郭に普遍的にみられるようになつたが、この点からも在城した人びとの階層性が示されていると言えよう。なお、すでに多くの指摘があるように、南側及び西側に設けられた番所や、1郭の南西隅の土塁におかれると推定される橋台の存在、さらに大手口の横台状施設などに見られるように、西及び南側を重視した構えをもつ。この城の役割の一端を物語つてしまふ。また湯村山城は、一四世紀中期以降、甲斐国で強大な勢力を誇り、塙部・志摩庄に本拠をおいたという逸見氏の要害といふ指摘が上野晴朝氏より提起されているが、今回の調査も含め、これを明快に肯定する史料は見あたらない。現

段階では、武田信虎が大永二年に築城したのを契機に、その後の改修を経てしろに整備され、今日の形態ができるがついたと考えるべきであろう。

おわりに

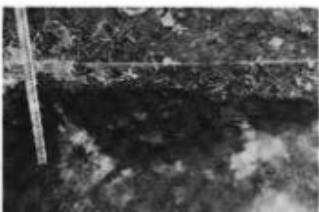
湯村山城の調査は、甲府市市史編さん委員会考古・古代・中世専門委員会（磯貝正義彦会長）において、田代孝・萩原三雄両専門委員のほか、調査員として平野修・宮武公雄・広瀬千江美（帝京大学山梨文化財研究所研究員）が加わって実施した。その間には、地元の皆様方を始め、多くの関係機関・関係者のご指導・ご協力をいたしました。厚くお礼申し上げたい。なお、本報告の執筆は、一と二・八を秋原、四と七を平野が分担した。

引用・参考文献

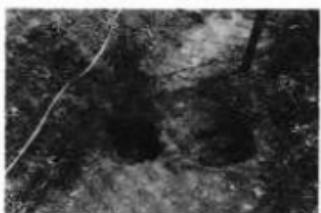
- ① 上野晴朗「甲斐武田氏」・九七一年
- ② 飯島善時「湯村山城址と周辺の遺跡」「歴史と民俗」第三号・一九七九年
- ③ 磯貝正義編「日本城郭大系」第八巻 長野・山梨 一九八〇年
- ④ 山梨県教育委員会「山梨県の中世城跡跡」一九八六年
- ⑤ 千田嘉博「戦国城郭の構造—虎ロブランによる高安城の試み—」「史林」七〇巻二号 一九八七年
- ⑥ 村田修三編「戦国中世城郭事典」第一巻 原始・古代・中世 一九八九年
- ⑦ 甲府市市史編さん委員会「甲府市史」史料編第一巻 原始・古代・中世 一九八九年
- ⑧ 千田嘉博「要害山城の構造」「甲府市史研究」第八号 一九九



I 郭下段部分近景（北から）



I 郭下段南北トレンチ土塁状遺構（東から）



I 郭下段南北トレンチ内ピット（北から）



I 郭下段東西トレンチ石段状遺構（西から）



I 郭内井戸址（北から）



虎口西侧土塁（東から）



西側郭壁出土状況（東から）



虎口西侧土塁石段状遺構（南西から）

甲斐における尾根上の城の比較私論

— 熊城を中心として —

大 介 烟

はじめに

近年、山城研究は急速に発展しつつあり、山城をいかに歴史の資料として活用するかについてもさまざまな試みが繰り返されている。特定の遺構、特に山城の虎口については、類例の分布、形態の時代的変遷、築城主体の特定等の手法で歴史資料化が進められているが、その他普遍的に存在する郭や堀切などの遺構については遺構の形態や法数が立地に影響されやすいため一般に築城手法を系統的にとらえるのは困難を極める。そこで複数の城の築城手法の比較検討の第一歩としては、まず立地を限定し影響を受ける要素を削減するのが得策ではなかろうか。

星の数ほど存在する山城もより高きに立地するという性格上、山頂、尾根上、さらにその二つの融合体の二種類でそのほとんどは包挙できるであろう。山頂と尾根上の区別は必ずしも容易ではなく、私自身も明確な見解をもち得ているわけではないが、これから論を進めるにあたっては我々の一般的な認識でたりると考えている。

山頂の城の場合、そこから尾根へと遺構が続々複雑化しているものが多く、また方向性の要素が加わるため、比較検討に適しているのは方向性も限定される。本の尾根に遺構が展開する城であろう。この視点にもとづき山梨県内の尾根上の城の中から甲府市の熊城、上九一色村の本郷城、上野原町の牧野城を選びたい。このうち熊城は武田氏の本拠地、鷹狩が崎館（武田氏跡）とセットとされる要塞城に隣接する城であり、武田氏滅亡後織田系の改修が加えられたとされる要害城に比べ武田氏当時の遺構を良好に残しているとみられ、武田氏中根の築城法を如実に表していると考えられる。これに対し本郷城は駿河・牧野勢は相模・武蔵との境に位置し、その一帯の武十團の国境警備の要所である。

この三城の遺構をまず把握し、比較するなかで特徴を抽出し、そこから生まれる問題点について若干の考察を加えたい。

一 対象とする城の概要

熊城（甲府市上積翠寺町）



図1 武田氏館跡・要害城周辺図

熊城は、勝高が崎館の北東二・五キロメートルの丸山に築かれた要害城の東南東の尾根上に位置する。熊城と要害城の距離は谷を挟んで四〇〇メートルほどで、まさに指揮の間である。かつては「要害城南遺構」「要害山東遺構」「要害山南城」などの名称で呼ばれ、造営に直接かかわる文献史料はないが、立地上要害城の支城としての役割をもつとする見方が支配的である。

熊城の遺構図は、今までいくつか示されているが、図2を用いて遺構の概要をまとめておきたい。熊城の遺構の中心は尾根上の郭群で、遺構範囲内の最高地点に位置する郭⑨が主郭にあたるし、この主郭に向けて尾根の先端側（南西側）と山頂側（北東側）に分けて説明したい。

尾根の先端側から進むとまず①に入るが、ここは西側あるいは南側に傾斜しており明らかに削平されたとはいがたい。①の先には②の細切・堅堀、それを隔て郭③へと続く。郭③からは腹地を挟んで細長い郭⑤へと進み、その先の郭⑨から⑩まで郭が段状に通続して主郭⑨へと続く。熊城の遺構はおおむね南西から北東方向に展開しているため、尾根の中心線を基準として南東側を表側、要害城が位置する北西側を裏側と便宜的に呼びたい。郭⑨から⑩の表側には土塁が設けられ、裏側のみは西邊にも土塁が見られる。これらの土塁の内側の隨所に石垣が見られるが、⑩と主郭⑨の間の腹地を表側にまたたところの石垣が最も大規模である。⑩はマウンド状で頂上もきれいに削平されておらず、他の郭とは異質である。主郭⑨は二段に分かれ表側および裏側⑩個に土塁がめぐる。これらの郭群をつなぐ通路は明確でない部分もあるが、一貫して裏側斜面にある。一方、山頂側から尾根を下ると⑪の細切・堅堀があり、そのさき

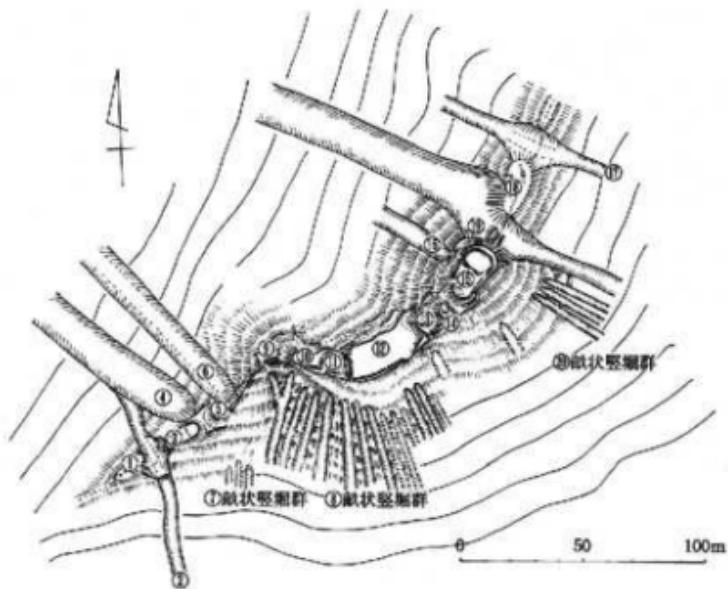


図2 熊城

に⑯の空間があるが裏側に向けて傾斜しており①と同様、あきらかに削平されたとはいがたい。そして⑬から⑭の掘切の土橋を渡り主郭⑮へと至る。

また、この城においては堅堀が顯著で、堀切から展開しているものもある。裏側斜面の④⑤⑯が特に大規模で、①と⑯は自然の崩れを利用しているとみられる。また表側斜面には⑦⑧⑨の歛状堅堀群があるが、武田の城の中では珍しく、注目を集めている遺構である。

『高白齋記』によると、要害城は永正十七年（一五二〇）六月に城普請を始められたことが知られるが、熊城については文献上にはあらわれず、歛密な造営時期を把握することはできない。そのような状況のなかで、中田正光氏は當時の情勢から熊城が築かれる時期を信虎と勝頼の西時代にまず限定し、さらに歛状堅堀の規模が高天神城と類似していることなどから勝頼による築造と推定している。一方、千田嘉博氏は、歛状堅堀群がその最上部に横堀を伴っていないことから熊城形成の二期を天文期以降・永禄期以前とし、異なった見解を示した。さらに千田氏は戦豊系の築城技術が關所にみられる要害城に比べ、熊城は当初の武田氏の遺構をよく残すものと考えている。

本柄城（西八代郡上九一色村）

本柄は、甲斐と駿河を最短コースで結ぶ中道往還の甲斐側の入口にあたる。本柄城の東岸に位置する本柄村落の北にそびえる鳥帽子岳から東に延びる尾根上に本柄城は築かれ、甲駿国境の警固のための境目の城としての性格づけが

されている。
尾根の先端側（東側）から進み、人為的な削平を受けていない①を越えると堀切（②～④）、⑥と堅粕⑤が連続し、郭⑦⑧をへて尾根の最高地点で主郭と位置づけられる郭⑨へと



図3 本栖城周辺図

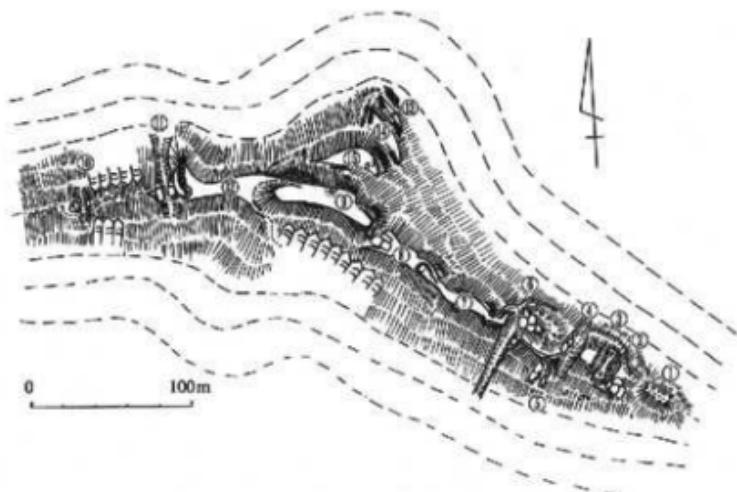


図4 本栖城図

進む。また鳥帽子岳山頂（西側）から進むと焼切⁽¹⁾を通りて
郭⁽²⁾に入り、主郭⁽³⁾へと至る。主郭⁽³⁾の北側斜面にも三段の郭
⁽⁴⁾⁽⁵⁾が配され、南側斜面は崖となっている。

天文二十一年（一五五三）五月晦日に武田晴信が西之海衆に
あてた朱印状には「本柄之番」とあり、また永禄五年（一五六
二）の武田晴信印判状（富士浅間社文書）にも「本柄之定番」
とみえ、西之海衆や吉田の御駕衆が本柄之番（定番）に勤員さ
れたことがわかるが、この「番」については現在、本柄関所と

本柄城の番の二つに見解が分かれ、結論を得ていない。また、
永禄二年（一五五九）三月二十日付の「分国譲売之諸役免許之
分」なる書立によると、この年以前に「就山内在城諸役所⁽⁶⁾諸
閑免許者也」という文書が武田氏から九一色衆に宛て出され
ており、この「山内在城」が本柄城にあたるとみられ、この時
期にはすでに築かれていたと考えられる。さらに『甲斐国志』
によると永禄四年五月十日の武田家印判状には「就本柄在城鳴
沢六月開役内三分一出貢候」とあり、小林九郎右衛門尉はかい
わゆる九一色衆で、これらの史料により、永禄前期には本柄
城には少なくとも九一色衆が勤員されていたことがわかる。

本柄城の遺構は全体的には武田氏時代の状況を残していると
考えられる。しかし石積みについては徳川家康による補修が加
えられた可能性がある。⁽⁷⁾九一色衆の有力な一員で本柄を本拠と
する渡辺因雲祐は武田氏滅亡後家康に従い、中道往還警固を勤
めている。

牧野砦（北都留郡上野原町四方津）

甲斐国の最東端に位置し、相模・武藏との接点にあたるこの

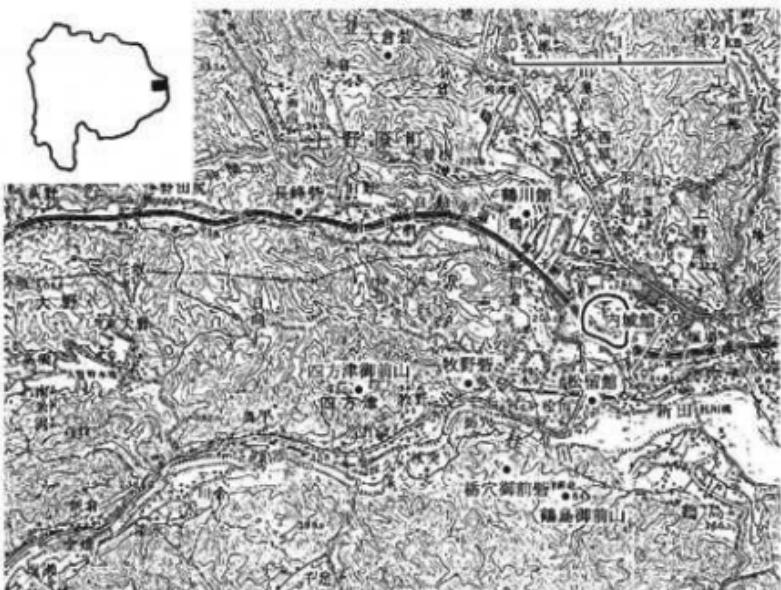


図5 牧野砦周辺図

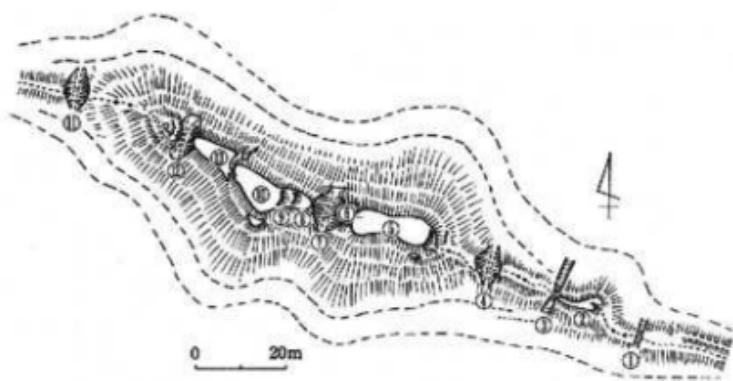


図6 牧野砦図

地は古くから交通の要衝として重要視されてきた。

牧野砦は、桂川北岸にひらけた四方津村落の北東側の尾根上⁽¹⁾、この尾根の西側山頂には烽火台としての伝承を持つ四方津御前山が位置する。さらに桂川対岸には柳穴御前山砦と鶴島御前山、甲州街道のルートには長峰砦、仲間川対岸には大倉砦などと城塞が集中する地域で、それらがそれぞれの陸路、本路の抑えとして築かれたと考えられている。

牧野砦の中心となる郭は⑤と⑩であるが標高の高い⑩を主郭と呼んでおきたい。東側から道構部に進むと小規模な堀切①があり、郭②から堅堀③の間を通って堀切④へと進み、郭⑤へはいる。郭⑤からさらに西に進むと一段下がって郭⑥があり、堀切⑦を渡って⑧へと至る。⑧⑨は狭いテラスが段状となり両脇に通路が設けられ主郭⑩へと通じるが、主郭⑩の虎口部分とみるとことができる。一方、西側から進むと堀切⑨を越え、郭⑫から上第⑩に至る。

牧野砦の造営について具体的に把握できる史料はない。戦国期においてこの一帯は加藤氏の勢力範囲であるが、加藤氏は武田氏に直属し、武藏との国境を守ったとされる。⁽²⁾『甲斐国志』は「古城跡（四方津村）」の項で、村内に居館を構え、表木戸、裏木戸という門閥を村の進入路に設け、山上には要害城（牧野砦）を築いたとしている。

二 尾根上の城の比較

比較を試みるまえにまず各城の造営時期についてまとめておきたい。

熊城は要害城の普請が始められた永正十七年（一五二〇）以降に

築かれ、最終的に織田系の改修を受けていないとみられるため武田氏の最末期の状態を今に残していると考えられる。本城は永禄一年（一五五九）には築かれ、石積みについては武田氏滅亡後、徳川家康入陣時に施された可能性があるが、城の基本的な構造は武田氏の時期に確定していたと考えられる。牧野砦については具体的な遺跡にかかる史料はなく限定はできないが、隣接する長峰砦や掘穴御前山砦などともに武蔵に対する軍事的な緊張関係の発生に伴って造営されたものと考えられる。また、城は改修され続けるものであり、天正四年（一五七五）に要害城が修理されたように長峰砦戦においては本拠地、国境部とともに城の改修は著しいとみられ、この三城についても武田氏最末期の状況を残しているとみてよいと思われる。

まず構成している遺構の種類比較であるが、当然現地表面観察により確認できる範囲ということになる。熊城は郭、堀切、堅堀からなり、郭には土塁や石積み、それに明確ではないが虎口を形成しているとみられる部分もある。堅堀は細切から要調しているもの（②⑩）とただ堅堀のみのもの（④⑥⑦⑧⑯⑰）に分かれ、後者の中には敵状堅堀群が含まれる。これに対し本城と牧野砦は郭、堀切は備えるが堅堀は顯著ではない。特に熊城の堅堀（⑤⑥）は突出した規模で、要害城の主郭裏側の堅堀に匹敵する。一方、牧野砦の細切はまさに尾根部分のみを掘り抜いたもので堅堀を伴わない。これは大月市七保町の納宮砦や上野原町の橋穴御前山砦と共に通じて山城の特徴の一つとみられる。敵状堅堀群は甲斐国内の城ではめずらしく、富沢町の真鷹砦はか数例に止まる。

つぎに尾根の中心線を挟んで両側を比較してみたい。

熊城の郭は表側に土塁が一貫して見られ、郭を結ぶ通路はいずれも裏側をまわしている。このことは裏側に武田氏の本拠地の詰めである要害城があり、表城という熊城の性格上表側からの攻撃を想定しているためで、一般的にも理解しやすい。また堅堀をみても表側には敵状堅堀群が設けられ、一方裏側には大規模な堅堀が築され表側と裏側では異なった様相を示している。このように尾根の中心線を挟んだ両側の状況の違いを「表裏性」という言葉で呼びたい（外敵の侵入が想定される方を表とする）。

つぎに本城についてみてみたい。本城は西から東にのびる尾根上に築かれ、甲斐駿河を結ぶ中道往還が尾根の東側を通向して通り、城の南側が駿河側、北側が甲斐側となる。郭に土塁が設けられているのは郭のどのみであり、郭の西側に設けられたもので今回表裏性には関係ないが、郭（①）と（⑥）を結ぶ通路の南側には石積みを施した堅がある。尾根上の郭を結ぶ通路みると郭（②）の西側で細切（①）から上がってくる通路のみが南側を通しているが、それ以外はいずれも北側をまわしている。郭（②）の西側の通路は立地の制約上南をまわしているとみられるため、本城の郭がつなぐ通路も敵側である駿河側の反対側（裏側）を意識してまわしており、熊城ほど強くはないが表裏性は感じられる。

上野原一帯において、甲斐と武藏を結ぶ道はいくつか存在する。牧野砦にかかる道としては北側の甲州街道となつたルートと、すぐ南側の桂川沿いの陸路あるいは桂川の木路があげられるが、立地上後者に隣接しており、南側を意識して築かれた城と考えられる。しかし郭に土塁は見られず、郭へに入る通路も一定した傾向はなく、表裏性は感じられない。

最後に郭と堀切の位置関係についてみてみたい。

熊城においては①⑤の空間は十分な削平がされておらず現状では郭とは認定しがたい。そうすると熊城の郭群は尾根の先端側は堀切

②、山頂側は堀切③④に挟まれた尾根上に築かれていることになり郭間には堀切は見られない。また郭間に堀切を設けようとする場合は、堅堀④、あるいは⑥を延ばして郭③と⑤の間、あるいは郭⑤を掘り切る方法と、④と主堀⑤の間の空地を掘り切る方法があり、いずれも比較的容易に堀切が施せる。しかし、しいてそれをおこなわ

ないところに郭群を寸断しましとする意識が読み取れるのである。このような郭と堀切の位置関係からみると熊城の場合は郭の独立性が乏しいといえる。以後郭間の堀切の有無を「郭の独立性」という言葉で表したい。この「独立性」は、たとえ堀切に橋がかけられていても、郭の閉鎖性や独立感はぬぐいきることができないことを基準としている。

本稿では熊城とまったく同じことがいえる。①は削平を受けたと

はいいがたいため、尾根上の郭群は尾根の先端側は堀切②③④⑥により、山頂側は堀切③④により区切られているが、それらの間の郭群の間には堀切ではなく、郭の独立性が乏しい。

牧野砦は遺構部の前後に堀切①②があるが、郭②と⑤の間に堀切④があり、さらに中心となる郭⑤と⑩の間に堀切⑦がある。このように郭の間を隔てるように堀切が施されている部分があり、郭の独立性が高いといえる。

三 特徴の要因について

前章の比較において熊城は本栖城や牧野砦に比べ堅堀が発達して

いる点、表裏性については熊城は顕著で、本栖城がそれに繼ぎ、牧野砦はみられない点、郭と堀切の位置関係による郭の独立性について、熊城と本栖城が乏しく、牧野砦は顕著である点を指摘した。

堅堀については、特に熊城の④⑥⑨のような大規模のものは管見の限りでは、一般的ではなく、要害城の例を合合わせると中心的な山城に限られるのではないかと思われる。

表裏性については、熊城のように顯著な城は、外敵の進入方向を限定しその備えとしての施設が充実しているあらわれどみることができ、その目的に向けて発達した形態とすることができよう。しかしこれは地表面観察の結果であり、発掘しなければ確認づらい橋や櫓列等の阻塞類の存在も念頭に置いて今後検討をする必要がある。

郭の独立性について興味のある点は、郭に入る集団の状況を反映する可能性があることである。松岡進氏は文献史料を示す中で特定の物主を郭に張り付けていた状況を把握し、「城館の防衛態勢が、城主と各曲輪の主との主従關係の特質をふまえて成立していることを推定できる」としている。

熊城の郭は両端の堀切に守られ独立性に乏しく、段状に連続しているが、この郭に配された個々の集団も独立性に乏しく、しかも階層差があると位置づけることができるであろうか。熊城に勤員された者たちはまったく不明であるが、大月市の井戸城については天正九年（一五八一）の武田氏朱印状により城の在番の一端が把握できる。武田勝頼が萩原豊前に宛てたもので、それによると落合、小笠原、百々、總行、黒駒など国内の諸士十名が当城の在番と御苦請役を勤めたことがわかり、史料報告者の須藤茂樹氏はこの十名は萩

原兼前の寄子、同心クラスと考えている。この岩殿城も武田氏直轄の城という見方が強く、郭の独立性はさほど強くない。熊城についても多地域の人々が勤員されて郭に配置されていたことは想像でき、彼らが具体的にどのような関係にあつたかは不明であるが、武田氏により、諸役免許等のかわりに在番を命じられたものとみられる。

武田氏の本拠地である熊城の形態の特徴は、武田氏の権力が強く介在した結果とみるのが自然であろう。しかし、多様なあり方を示している本拠地の城を見わたすと、一概に郭の独立性の乏しさを人名權力の介在の尺度とすることはできず、さらに多くの要因を視野にいれて検討をしなくてはならない。この熊城の郭群の状況は、個々の郭に配された集団がまとまっており一体であることにによるとする見方と、城主によるおののおのの郭管理の必要上独立性が乏しいとする相反する見解を内包しているように思われる。本拠城においては、先に述べた「本橋之書（定番）」が本拠城の在番とすると、「九一色衆に加え西之御衆と吉田の御衆も勤員されていたことになる。表裏性があり郭の独立性は乏しい」という点においては熊城に近い範囲をもっており、彦本正治氏は「文通の要衝にあたる地の名主層に諸役免許などをし、衆を組織させ道路の確保と領域警護にあたらせ」国境を直接掌握したとしているが、本拠城の構造にも熊城同様武田氏の権力の介在がくみとれるのではないか。天正三年（一五七五）の長慶敗戦以降、中道往還は織田・徳川軍の甲斐侵入推定路のひとつとなり、武田氏が強力に国境防備にかかわったあらわれとみられる。

牧野村が位置する上野原付近は武藏からの進入路が複数あり、

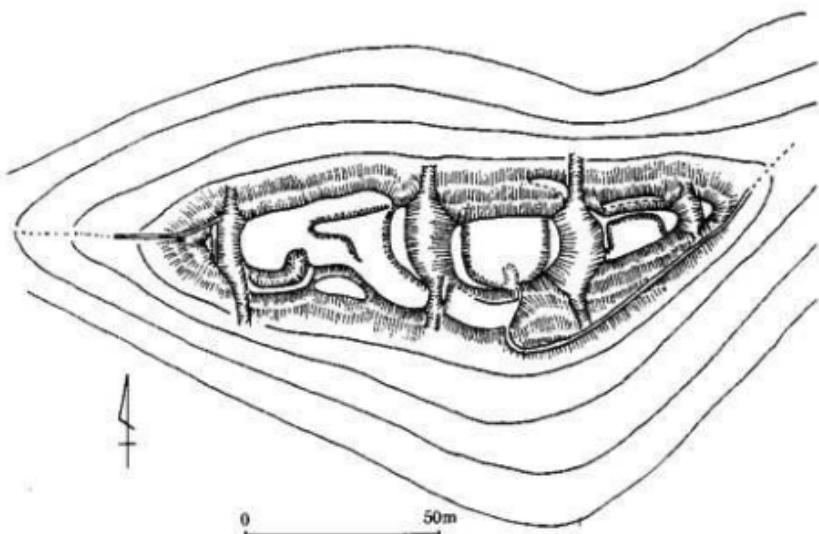


図7 胸宮砦（『日本城郭大系』8をもとに修正して作成）

それに対応して境目の城が複数築かれたが、四方津の村中に居館を構え、村の出入口に門闇を設け山上には要害の牧野砦を築いたといふ『甲斐国志』の記述からは村落に布設した山城のあり方が想像できる。木曽と同じようにこの地域においては加藤氏が武田氏に直属して武蔵との国境を守ったとされるが、村落に密接する城が群集するこの一帯と、広範囲から本栖城に勤員された中道還還団境部とは国境警固や城の運営のあり方に差があると考えられる。牧野砦は先の比較でも述べたとおり、熊城や本郷城と異なる面が多く、一部（主郭東側）に複雑な虎口を持つものの全体的には未発達な印象を受ける。牧野砦は在地的な色彩がつよく、本栖城に比べ武田氏の権力的な介入は少なかつたとみることができようが、署の独立性が強い要因については今後の課題である。

なお、柱川対岸の板穴御前山砦も羽群の間に堀切があり、また火月市七保町の駒宮砦は郭が三つ並び、その端に四箇所堀切が入って極めて郭の独立性が強い構造を形成しているが（図7）、私は郡内北部においてこのような城が多いという認識を持っており、地域性も含めて今後検討していくたい。

おわりに

今回比較を試みた発端は、山城の強張は、どのようにして決まり、何を反映するのかという興味からである。尾根上の城を対象としたのは、郭と堀切の関係を論じる場合立地から受ける影響が少なく、築城主体が同じで、城に求めるものが同じであれば、極めて類似した城となると考えたことによる。つまり郭間に堀切を入れようと思えば、多くの箇所で入れることができ、それにより形態が異なれば

必ずなんらかの要因がそこに存在すると考えたためである。しかし実際に形態が要因を反映するかという極めて基本的な問題は手つかずで残されており、今後それにむけての検討が必要となろう。

郭の独立性については、郭と堀切の位置関係のみでみてきたが、郭間の距離や標高差、郭間を隔する土塁の存在なども視野にいれて検討すべきである。

なにぶん史料が少なく造営時期についても十分把握できず、また現地表面観察という限られた条件の中での検討であり、実証的な論はすすめられなかつたが、学兄諸氏からの叱止を賜りたい。

注

(1) 熊城にかかる文献としては次のものがあげられる。

①『城郭之研究』(『要害城』) (一九五〇)。

②秋原三郎『要害城』(付・南道儀) (『日本城郭大系』第一八巻 新人物往来社 一九八〇)。

③牧野雅彦『要害城』(『山梨県の中世城跡』山梨県教育委員会 一九八六)。

④中田正光『信虎が築いた要害山城』(『戦国武田の城』有峰書店新社 一九八八)。

⑤萩原二雄『熊城跡(要害城東造構)』(『甲府市史』史料編第一卷 甲府市役所 一九八九)。

⑥千田嘉博『要害山城の構造』(『甲府市史研究』第8号 一九九〇)。

⑦遺構図が示されているのは注(1)の文献のうち①②③④⑥である(転載は含まない)。

- (3) 注(1)(4)文献。
- (4) 注(1)(6)文献。
- (5) 本柄城にかかる文献としては次のものがあげられる。
- ① 柴田當恵「本柄城趾」（『富士の遺蹟』古今書院 一九二九）。
- ② 出月洋文「本柄の城山」（『日本城郭大系』第八卷 新人物往来社 一九八〇）。
- ③ 挿橋「本柄の城山と慶海内の石塁遺構」（『山梨考古』第一五号 山梨県考古学協会 一九八五）。
- ④ 中田正光「溶岩の石積みが残る本柄城」（『戦国武田の城』有峰書店新社 一九八八）。
- ⑤ 秋原三雄「中世城跡研究の一観点について—特に経営主体者をめぐつて—」（『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第一集 一九八九）。
- ⑥ 「新編甲州古文書」二二四六号（以下『新甲』と略す）。
- (7) 「新甲」一一六〇号。
- (8) 柴辻俊六氏（「上九・色村誌」）や小島勇氏（「本柄関所調査報告書」）は本柄関所の開港とし、この見方が現在一般的であるが、秋原三雄氏は注(5)(5)文献で本柄城の城番としてとらえている。
- (9) 「清水市史資料」中世編 七四頁。
- (10) 注(5)(2)文献。
- (11) 牧野哲にかかる文献としては次のものがあげられる。
- 室伏徹「牧野哲」（『日本城郭大系』第八卷 新人物往来社 一九八〇）。
- (12) 齋藤正治「武田氏と国境」（『甲府盆地—その歴史と地域性』雄山閣 一九八四）。
- (13) 「甲府市史」史料編第一巻史料六一六。
- (14) 松岡進「戦国期城館遺構の史料的利用をめぐつて」（『中世城郭研究』第2号 中世城郭研究会 一九八八）。その中で物主とは「より上級の領主から付属させられた軍勢を率いて行動する現地の指揮官」としている。
- (15) 須藤茂樹「武田氏と郡内領に関する一史料」（『甲斐路』第四六号 山梨第十研究会 一九八一）。
- (16) 秋原三雄「岩殿城の史的・考察」（『山梨考古学論集』二号 山梨県考古学協会 一九八九）。
- (17) 注(12)と同じ。
- (18) 秋原三雄氏は注(5)(5)文献で武川衆や九一色衆・西之海衆などを例にとり、山城の立地形態から地域武士団などの經營主体者や、経営のあり方を探る試みをおこなっている。

（日本考古学協会会員）

廿人町の歴史

小沢秀之

昭和四十年（一九六五）九月一日の甲府市町名地番再編成による新住居表示の実施とともに、旧二十人町は、その周辺の旧泉町及び三吉町・代官町・西青沼町の一部をふくめて相生一丁目と二丁目に改編改称となつた。その後、都市計画による新干道通りの出現によつて、宅地の換地移動や住宅の改築と共に、道路の拡幅、半洗川の改修などが行われ、旧二十人町の景観はまるきり一変した。

この二十人町の歴史は約二五〇年ほど前から始まり、今ではその姿は想像もし難いが、古絵図や文献などから察すると、荒川の広莫たる河原の一角に形成されたものであった。

古くは「廿人町」という字を書き、この名が使われ始めたのは享保年中のことで、「甲陽柳秘録」に次のように書かれている。

先年甲府宰相公（註）徳川三代將軍家光の四男松平左馬頭綱重

御代には、御城代御城番にて有しか、吉里公入^{アシカヒタ}者、城内屋形普請、家中屋舗誠に美々舗事とも也、曲輪内は不及記、十居

外先、南は教安寺裏門前、深町戸田分、是には相之奥ノ、足軽二十人、廿人町、表佐渡町、代官町、櫻木町、是に者、代官、物頭、諸士、東郷町此所者、町方組、足軽、長澤寺には日付、町方興力、

元櫻木町、徒^ミ能役者、料理人。西は穴切、是には川除方井代官手代、與力、足軽。又田町、百石町、小砂町、裏百石町、上横澤、下横澤、相川町、是は近寄取次、勘定等の諸士數百軒、北は納戸小路、八幡宮前後、元相屋町、堅町、元三日町、鹽部町、増山町、相ノ原、御崎町、醬油町、岩薩、元城下（註）古城の丸に至る迄、数百軒の屋敷、堅小路、横小路、棟を並べて作並へし有様は是を甲府の繁昌、時を得たりと見へたり（下略）

「甲陽柳秘録」は筆者不明の文献であるが、柳井家の家臣が筆録したもので、宝永元年（一七〇四）柳沢吉保が甲斐に封ぜられてから、その子吉里の代の享保九年（一七二四）に大和国郡山に転封となる二十年間の事柄が書き記されており、現在、東京大学史料編纂所に保存されている。

甲府城の内外を整備し、城下町を発展させたのは柳沢吉保・吉里父子で、「甲陽柳秘録」が記す通り、江戸期ではこの時期が最も外先、南は教安寺裏門前、深町戸田分、是には相之奥ノ、足軽二十人、廿人町、表佐渡町、代官町、櫻木町、是に者、代官、物頭、諸士、東郷町此所者、町方組、足軽、長澤寺には日付、町方興力、

それ以後、明治になるまで吉保・古里時代のような大掛かりな復興工事はなされなかつたので、江戸期の最もはなやかな時は、この草保初期の頃であつた。

「十人町はこの城主柳沢氏の降臨時代に生まれたのである。柳沢

家家臣の城代足軽級の諸士を住ませた「組屋舎」は、今の相生一丁目、遠藤薬局のところから南に入った通りで、ここは新平和通りの広い道路に変わつたが、元は幅二・八メートルのせまい通路で、この奥入りの両側と、さらにこの通りを西に越した、もう一つの南北の短い通りに武家屋敷が二十軒並んでいた。

この組屋舎の家並が始まるところに、代官町に通する東西の細い通りもあつたが、東側の武家屋敷のところから、やや南東に向かつて荒川の第一堤防をなす堤が通なつていた。堤は、武家屋敷にとつては背後の屋敷群のような形をとり、組屋舎地帯を過ぎると南へ延び、今の相生小学校西、光沢寺裏、遠光寺裏まで続いていた。

『甲斐国志』村里部の項に「遠光寺村西ニ竹林公林ヲ設テ荒川ニ築フ」とあり、また「御竹林三町三反三畝十歩借支塙ト字ス」とあるのを見ると、堤は実に遠い時代からの川除けの施設であつた。組屋舎の背後のある古絵図で見ると竹林というよりも樹木が続いていた風のようである。この堤上は、やがて通路にも利用され、さらに現在の新平和通りの中に取り込まれたわけである。

組屋舎に入る南北の通りの木は、西から東へ流れてくる半洗川が交差し、半洗川はこの付近から南へ曲折して、三ツ水門へ落ちる。

半洗川が交差するあたりですが、組屋舎通りで、それ以南の道路は、後に漸次伸びてきた農道がこれを結んだものである。そして大正十二年十月になり「二十人本通路」として市道に認定された。古くは

武上、町人、やがて農民も通つて来た公道でありながらも、それまでは單道の形で、正式な格付けもなかつたのである。

二十人町とその周囲

昭和十二年四月発行「甲府市地籍地図」によると、「十人町の地番は三ツ水門寄りから始まつており、一ノ一から二ノ二まで、この地籍地圖実測の頭には田が残つてゐた。二ノ三からが宅地で、順次北へ向かつて地番はのぼり、一九ノ七番の宅地が、半洗川と二十人本通路とが交差する所となつてゐる。その交差した地点で半洗川を北に越えたところは二二番の宅地、また本通路の西は五〇番となるが、一二から五〇番に通なる位置の以北は、一〇三、一〇四と飛びはなれた組屋舎地番となり、組屋舎全体は九〇番から一二・一番までとなつてゐる。九〇番から一二・一番の範囲は泉町とも代官町ともつながらず、全く独立したものである。

半洗川付近の土地は耕作地であったと考えられるが、これとは異質の区画線を持った組屋舎は、甲府城郭外ではあるが、武上の住んだ一の郭内部と同様な景観をもつてゐるものと解される。

東側の荒川第一堤防の面影は、新平和通り建設前まで相生小学校西側と、光沢寺裏に残つてゐたが、南口にあつた堤は早くから姿を消していた。この堤は、組屋舎西側の第一の道路が西に曲がる地点から盛り上がり、道に沿ひながら西へ延びて、泉町の方から南へ向かって二十人町を横断する駿州驛往還（身延道）と交差する地点まで続いていた。半洗川と道路との間に堤が東西に横たわつてゐたが、明治の中頃から次第に崩されて、家並ができるといつた。

この南の堤と東の荒川第二堤防はつながつていなかつた。また、

この間は道もなく、従つて組屋舗の東・西二つの通りを結ぶ通路は北西部だけしかなく、南部は通路できなかつた。不便ではあるが、閑静の境地として組屋舗に住んだ武士は漢詩を詠み、むしろ風流を楽しんだことであろう。

ところで、鞍馬驛往還は古道で、甲府からの身延路は泉町が入口であった。泉町は江戸時代は西青沼町と言つたが、西青沼町三丁目と二丁目の境、今の三谷義陶器店の角に戰前まで「みのふみち」と深く刻んだ反方形の大きな石の道標が立つてゐた。身延山への旅人はこの道を南へ進んで荒川を橋船で渡り、西条・浅原を経て越沢に至り、越沢からは富上川のドリ船で身延山へ詣でたものである。

飯豊橋付近にあった渡場は、竹籠が統いていた所で、ここには道標を兼ねたお題口石（法界石とも呼ばれた）が立つてゐた。今、荒川の北側堤下（この辺は地名・十手下）に移されて保存されており、「身延路 是よりかちか波迄四里 かちか波より舟路六里」と刻まれるほか、「施主 新町 太田久左衛門 乙馬重郎左衛門 西青沼 村 横沢藤兵衛 横沢清右衛門」と見え、宝曆四年（一七五四）八月の建立である。

「谷義陶器店の前、網倉商店のところは江戸時代に通が開いていなかったが、明治二十七年三月に百石町の方へ道を開き、飯豊橋詰まで「百石町母線」として市道に認定になった。大正十二年一月のことである。

また、この身延路と組屋舗第一の通りが東西の道路になつて石垣酒店と大久保鉄工場の角で交差し、さらに西へ延びて、西青沼村郷分つないでいた。これを二メートル幅にひろげたのは後のことで、大正十二年十月、母・西青沼・二十人・代官・相生各町を通過する

延長一千メートルの「半洗川北通線」として市道に認定となつた。なお、明治九年七月に西青沼町は泉町に改称となつた。泉町の西を西青沼村郷分と言つたのは、街村が発達していいためで、一九一九年、甲府の市制施行時に市に編入し、西青沼町となつた。

泉町を西青沼町と言つていた江戸時代では、二十人町は組屋舗という一つの局地に過ぎなく、その周辺は大方は農家で、特に西部の方は農耕地がひろがり、その灌漑には半洗川が重要な役割を果たしていたのであつた。

芋洗川と称するのは、元来、俗稱であつて、西青沼村の農民らが呼びならわした名であろう。森木亮著『江戸時代の甲府上水』によると、相川取入口（相川大口）から取った水は甲府城下町の飲用水になつたのであるが、文禄頃から元禄まで約一世紀の間に、城下町の整備に伴つてその配水路が木橋・石橋・拱形・掛橋などにより完備されたものである。その初めは相川の流水を取り入れた田用水であった。後に荒川の流水も勘川によって相川に合流させて、今のJ R中央線鉄橋下のところから取り入れ、一旦は東南に向かって流し、穴切田んぼで二つに分水した。その一つは東に配水し、さらには田町で二流して城下町住家の飲用水に用いた。他の一つは南に向かい、穴切神社の前から郷分を経て二十人町に流下している。これが芋洗川である。

相川堤東側から穴切神社へかけての一帯は、幕末期のいくつかの絵図では、穴切神社の森の南方に御小人屋舗がある限りで、その西方はほとんどが水田になつてゐる。明治四十年の大火で焼け出された増山遊廓が穴切新地へ移つてくるまでは、穴切田んぼは相川町まで続いていたわけである。

この穴切田んぼの灌漑季節には、水を多く使用するので、町方との分水個所で、仕分け方にしばしば問題を起こした。また西青沼村は上流地点の石垣や杭の修繕など、町方とともに負担する義務を負っていた。

湯本のときは町方との間に様々な問題が生じるが、こうした紛糾は、村方・町方それぞれの名主が代表になり、村方は支配の代官へ、

町方は支配の甲府勤番町方役所へ訴えたり、交渉・陳情がくり返されていた。西青沼村には名主があり、町方の山田町・八日町・柳町・片羽町・西青沼町など下府中二十二町には延宝時代（一六七三）八

一に各町に「長人」（後に「町名主」と改称）が置かれるが、二十人町にはそれらしいものは無かった。武家の組屋舗だからである。町の名称は複づいても、町としての自治組織はなかったのである。組屋舗時代の飲用水は、近くに井戸はあったが水質は悪かったようである。享保九年以後、二十人町の町方同心は、直接に役目として水問題紛糾に立ち会うことも多く、またその他のことでも指導的立場にあつたので、周囲に次第に町家がふえてきても、町家とは一樣を画す生活態度ができるようである。

こうした環境の中に「廿人町」はあつたのである。

郵便の父、組屋舗に生まれる

享保九年に甲府城主の柳沢吉里が大和国郡山へ国替えになつたあと、甲府城は徳川幕府の直轄となつた。これが幕末まで続いたのであるが、幕府は石高三千石の旗本の士一名を甲府大手勤番支配、甲府山手勤番支配として配置し、それぞの配下に約百名の勤番士を江戸から移住させ、城中の警衛、城下の治安を掌らせた。このうち

大手の同心組が、柳沢家家臣の城代足輕組の立ち退いた家へ住んで、後の二十人町を構成していく。

同心は武士階級の中でも下級クラスではあるが、与力一騎に同心三人が付属し、山手、大手両役宅内の町方役所には、このほかに用人二人、給人一人が詰めていた。与力・同心らは町を巡回したり、聽訴・断獄・駅伝などで一般住民と接触の多い役柄である。

大正七年八月朝日館書店発行、原図所有者田村九万治、校讎者赤岡重樹の『甲府古絵図』（県立図書館蔵）を見ると、組屋舗に住んだ同心の顔ぶれが出ている。東側の通りに向い合って北から青木、秋バ、前田、近藤、平林、ヤタベ、湯浅、増田、内トウ、佐藤、浅井、川上、塙田、小幡、桜井。西側の通りには小坂、日下、杉浦と十八軒である。これは泉町の田村九万治が所持していた古絵図へ赤岡重樹氏が調査し、武家の名を書き入れたものであるが、絵図の年代は詳らかではない。ただ絵図の長禅寺前「御代官陣屋」の所に「嘉永七寅年ヨリ御代官守西貞次郎」と書き込まれていて、点から推定して、嘉永前後に就任していた同心の顔ぶれといえよう。湯本の前、弘化三年（一八四六年）発行の『甲官便覽』から該当同心の名を拾い上げると次のようになる。

青木鉄三郎・秋葉一三郎・前田義之助・近藤（不明）・平林平作・矢田部中藏・湯浅幸藏・増田勇兵衛・内藤喜一郎・佐藤（不明）・浅井才兵衛・川上小源次・鷹田亦門・小幡善藏・桜井清三郎・小坂長兵衛・日下章平・杉浦七郎右衛門。

山手・大手両勤番支配をはじめ、上級クラスの勤番士は一年ないし一年の在任後、江戸との交流によって異動が行われたが、与力・同心組など下級クラスはあまり異動は行われず、その子息がまた同

じ役付きになる傾向が多く、よほど才能が優れた者が抜群の功績を認められた者以外は、江戸の要職へ抜擢されることなどなかつた。

そうした同心クラスの中から、飛び抜けて俊才をうたわれた者が現れた。杉浦七郎右衛門の長男、愛蔵である。

杉浦家は三河式上、甲府城が幕府直轄になつた享保九年に江戸から転任して來た同心であつた。代々七郎右衛門を襲名、弘化二年時の七郎右衛門はそれから二代目、杉浦家が甲府に移つて以来すでに百二十三年がたつてゐる。その年愛蔵は十一歳であつた。七歳の時から西青沼町汎愛義塾に通つて字を習い、さらに儒者棚田浩斎に読書と作文を学び、十一歳から甲府勤番上の學問所蔵典題に通つた。十五歳の時徳興館の給仕に上げられ、十八歳の嘉永五年（一八五二）には、自宅に「瀧翠山房學舎」という漢学の私塾を堂々と開くまでになつた。

その石板が掲げられた愛蔵の家は、組屋舗西側の通りの南端の角、「かど屋敷」と呼ばれた家である。

愛蔵が徳興館に学んだ八年間に、中村敬輔・水井岩之丞・林伊太郎・田辺新次郎・岩瀬修理など後年幕末の動乱時代に進歩的な活動をした学者が徳興館頭に就任し、江戸から入申している。これらの学者の指導によつて愛蔵の才能は磨かれ、徳興館助教授に登用されまでになつたが、二十七歳の時、江戸に出て幕府の考試に合格、文久三年（一八六三）には外國奉行に随行して歐州へ派遣されてゐる。慶応二年（一八六七）にもバリ使節に隨行し渡仏しており、これらの外國見聞が生かされて、明治五年、日本に新式郵便制度が数かれたわけである。愛蔵は明治維新後、明治政府に徵招されたあとに譲と名乗り、初代駅逕正（今の郵政大臣）の時郵便を実施、さら

に内務省の新設と共に内務大臣になって地租や口籍制度をうちたてた。明治十年病没したが、二十人町組屋舗から生まれた折りの人物であろう。

稻荷社

二十人町の守護神「稻荷社」は、元は組屋舗の堤上に祀られてあつたと伝えられているが、その築座地が東側の荒川第二堤防か、南側の堤かは定かでない。組屋舗の守護神であったことは、二十人町の発祥の点からも疑ひはないが、明治以前の古絵図には、これを描いたものは無い。明治三十九年の「甲府市街実測図」（県立図書館蔵）に初めて此處の神社印が書かれており、明治末年（大正四十一年）の「甲府市街全圖」（県立図書館蔵）には、二十人本通線とその西の第二組屋舗通りの間、芋洗川北通線に沿つて、はつきり「稻荷」と記されている。この位置は戰前までの鎮座位置である。この図では既に荒川第一、第二堤防も雨の堤も姿を消している。

昭和三十四年発行の二十人町自治会機關誌『あしあと』創刊号所載の松本卯多吉「二十人町の今昔」と岡氏執筆「甲府市廿人町鎮座正一位稻穂稻荷神社御出縁記」を総合すると「衣食住の祖神稻荷大神を左殿に水の神金比羅大神を右殿に火の神秋葉大神を合祀し正一位稻穂稻荷大明神と号す」たどり、組屋舗が存在した幕末までは、組屋舗各戸が祭事を行つて來たのが、明治になつて大半の組屋舗住者がかわつた結果、稻荷社を町内に寄付、以来町内会祭事をとり行つようになつた。

治五年の記録で見ると、次のように変わってきていた。

◇一番屋敷 新青沼町商業 寄宿鳥田仲太郎 ◇二番屋敷 県貢風
卒 秋葉政吉 ◇三番屋敷 三吉町商業 寄宿平林三右衛門 ◇四番
屋敷 県貢風卒 矢田部敬造 ◇五番屋敷 錦町商業 寄宿留茂平
敷 ◇六番屋敷 城屋町商業 寄宿平野精一郎 ◇六番屋敷内裏一番
兼業小林吉吉 ◇七番屋敷 細沢村農業 寄宿畠山一郎 ◇八番屋
敷 県貢風卒 内藤清 ◇九番屋敷 県貢風卒 小幡草次郎 ◇十番
屋敷 上村農業 寄宿久保田松氏衛 ◇十一番屋敷 千坂村農業

寄宿川上喜久平 ◇十二番屋敷 西青沼町商業 寄宿小沢常蔵

明治五年正月、初の戸籍法が施行されたが、その前に戸長・区長選挙を行うため、伍長選出が行われた。伍長を選び、各組から選び出された伍長によって正副戸長を公選し、さらにその上層の区長は戸長らによって選挙するという、藤村紫陽県令独自の複選法を施行したものであった。

これによつて西青沼村の旧組屋敷周辺の住家も伍組を作つて、伍長選出を行い、また旧組屋敷の「十人町十八戸」も伍組をつくり、それぞれの区長選出コースの複選を行つた筈であるが、その当時、誰が伍長に選ばれたかは、資料が見当たらず、分かつてない。
ところで、明治五年に「邑ニ不学ノノナク家ニ無識ノ人ナカラシメントス」と説く学制免布があると六年六月に禁令藤村紫陽は、「学制解説」を発刊して「学問は農人が米を作ると同じでその培養の勤情で耕良の米にもなるし米にもなる」と先ず学校設立を各村に奨励した。まず、今の穴切小学校の前身、飯田学校が明治六年六月十日に設立された。現在の宝二丁日光雲寺内であった。当時は上飯田村飯田新町と言つてゐたところである。就学区域は上飯田・西青沼・上石田の三カ村で、二十人町組屋敷周辺の住家の子弟はこの

学校へ通学した。学校名は西青沼・上飯田西村合併によつて飯沼学校と八年に改められた。

『甲府市史』(昭和三十九年発行)によれば、「十人町の戸数は二十九戸、三十一年一〇・戸、四十一年二十五戸であるが、別表の「東京戸数割賦課税課等級人名簿」から数えてみると納稅者数(即ち戸数は、年々少しずつふえていることが分かる。またこの名簿から、一七年間の動態を見ると、三年間の内に他町へ転居するか、または世代がわりが行われるケースが目立ち、三年を境に消えた名前が多い。五年以上の居住者は家持ちか、住み心地よくどかりと腰を落ち着かせ、二十人町の成長とともに生活してきた人たちであった。

概して、勤め人とそのころ呼ばれた官吏、教員、銀行・公社勤務の俸給生活者と、人工、左官、水晶工芸などの職人たちが多く、したがつて家作りも玄関が格子戸か、腰高障子が入口になつて構え方であった。

県税戸数割賦納税者数	
明治29年	51(人)
タ 36タ	95
タ 40タ	125
タ 41タ	128
タ 42タ	148
タ 43タ	150
タ 44タ	163
タ 45タ	167

西青沼川以南は荒川の土手下まで耕作地がひろがり、明治の後半はまだ農家が散在していたが、西青沼と魚町の農家が出作していたのが多かった。西青沼の名主をしていた横沢

「官遊紀勝」について

柴 辻 俊 六

は、文学や歴史資料によるほかはないのである。

江戸時代中期以降、主に江戸在住の学者や文人が地方へ赴いての日記や紀行文が多く著されているが、そのうち甲州に関するものも、すでに『甲斐志料集成』や『甲斐観書』の紀行文編に収録されているものだけでも十数種に及び、中には荻生徂徠の『峠中紀行』や『風流使者記』のように、両巻書に収録されてかなり便利に利用されてきたものが少なからずある。これらの紀行文類は、その筆者によるが、押しなべて散文的かつ主觀的なものであり、觀察記事が中心であるので、史料的には一等史料とはいはず、二次的な利用のされ方をしているのが一般的である。

しかし、近代とりわけ第二次大戦後の急激な開発によって、地方の様相は一変してしまい、最早、十年前の景観の復元や保存も困難な状況にある。そうした中にあって古い写真の史料性が重要視されているわけであるが、そうした写真技術のなかた前近代に関して

ここに紹介する「官遊紀勝」もそうした時期の紀行文の一類であつて、従来全く知られていないかった点と、紀述内容と舞弊が大変リアルであつて、従来紹介されている紀行文類に比して、優るとも劣らないものと判断して、敢えて紹介の勞をとった次第である。最初にこの書物の存在を知らせていただいたのは、早稲田大学助教授の外國豊基氏であつて、昨年度、年間の国外留学として米国のプリンストン大学で過ごされた際、ニューヨークのパブリック・ライブラリーでの調査の折に、「官遊紀勝」八冊と題する和経本の中に、甲州関係の記事が多見ていたことを連絡していただいた。因に氏のメモしめた同書の奥書きには「右官遊紀勝八巻者、法服長伯奉台命、遊于甲州紀也、乞而暮之、文化十三年乙亥十月、直曲庵七人」と記されている。これによれば、同書は、文化十二年（一八一五年）に直曲庵主人といふ人物が書写した写本であったことが明らかとなる。因に全く同様の書名と奥書きをもつ八冊本が内閣文庫に所蔵されており、他

に同内容の「江君確亭紀行」の書名を持つ二冊本も同文庫に所蔵されていることから、この写本 자체が何回か転写され一部ではかなり流布していたことを物語っている。

二

岩波書店発行の『国書題目録』によれば、「江君確亭紀行」として、国会図書館、旧教育大、尊經閣文庫、旧浅野文庫のほか、内閣文庫に一冊が所蔵されており、別書名として「官遊紀勝」、「甲府紀行」ともいい。著者は「淡江丸」(長伯)であるという。まず、著者についてみておくと、各種の人名辞典にその名を確認できるから、かなりの著名人であったようである。それによると、江戸中期の本草家で、宝曆十年(一七六〇)に大田惟長の四男に生まれ、淡江園風の養子となり、安永八年(一七七九)に初めて得軍家治に謁見し、寛政五年(一七九三)に奥付となり、菜園を預る。寛政十一年(一七九九)幕命により薩摩藩の曾繁士政と輕夷地へ赴き、草木を探集して「鐵丸草木志科」を著す。この他、「鐵夷紀行」や「東遊紀勝」も著すとあるが、晩年のことは明らかでない。いずれにしても著者は菜園御用を勤めていた本草学者ということになる。

ここに紹介するのは、内閣文庫所蔵のうち、「官遊紀勝」という題名をもつ八冊本であり、前述したようにこれは写本の一冊である。これらの諸本の原本となったもの的存在は、現在のところ確認できていないが、内閣文庫所蔵の八冊本は、非常に丁寧に写された良質のもので、挿絵にも、縮が着色されており原本に近いものであると判断される。八冊本の構成は、

となつており、この写本は巻次の編成に若干の前後があるようであるが、巻一の序文は、文化七年(一八一〇)に『施川実記』の編者ひとりであつた成島可直が書いたものであり、本書の成立経過と著者の淡江長伯の紹介とをしている。それによると、年代は明らかではないが、著者が幕命をうけて甲相駿豆の諸州を廻った後にこの書をまとめて序文を求めてきたとあるので、本書の成立はこの序文の時と考えてよく、記述されている紀行の内容はそれを通ること數年前の状況をまとめたものと考えてよいであろう。

前述したように、著者の淡江長伯は本業が幕府御抱えの本草学者であったから、暮命の内容もおそらく本業に関連した薬草等の調査にあつたと思われ、こうした地方の観察記録を書くことは、いわば余業であったわけである。丁度、この頃の甲斐国内では、文化二年(一八〇六)に甲府勤番頭の松平定能が幕命をうけて、甲斐国内の地誌書をまとめ始めた時期であつて、後にそれが『甲斐国志』として幕府に提出されている。そうした時期に淡江氏が甲斐国内を巡回してこうした紀行文をまとめたのは、偶然の一一致であったかも知れないが、同時期の正規な地誌書を補完する記録として、その価値を有するといえよう。

三

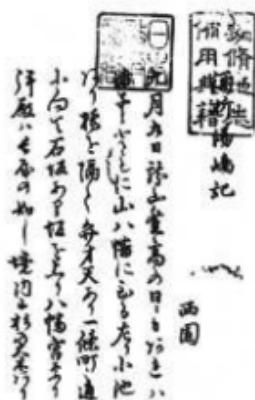
全八冊の内容については、改めてその全文を紹介する機会を得た
いと思うが、ここでは概報として、その記事と挿絵の一部とを紹介
しておきたい。卷七の「酒折湯崎記」の冒頭の部分には、以下のよ
うにみえている。この紀行文全体がこういった調子の記述であり、
全八冊の割には記述部分が少なく、挿絵がかなりの部分を占めてい

るのが特徴である。

酒折湯崎記

九月九日、銀山登高の日にもあれは、諸子とともに山八幡に至る。
左り小池あり橋を隔て辨才天あり、一條町の通に向て石坂あり、坂
を上り八幡宮なり、拝殿は長屋の如し、境内に杉の大木あり、一本
にして五六尺も上り三またになり森々たり、廻りハ四かゝへもあり

「官遊紀勝」酒折湯崎記
の記事と挿絵



ん、開運稻荷の山皆大石にて立木生茂りたり、此山にハ葉の薄く志をての葉に似たる。□あり、芋葉の大伏苔とも似て刺あるもの也、水引草の長葉にて厚きも只大石の多きのみ、夫より本種積の地蔵に至る、人口松並木、左り山きしに石地蔵甚だ多し、堂の額に当國開闢總領地蔵となり、左りの万小屋の内にある石地蔵人よりも大なるか繩にて垂重も縛りてあり、其次なるハロに味噌をぬりてあり、堂の前後地蔵の數ハはかりなし、石山を折焼りて上りたる上に大石あり、それを又地蔵に作りたる石の背に宝永四年造庚辰二丈八尺七寸六分と刻みあり、街道を行て善光寺の本堂の側に出ず、堂も至て大なる作りなり、信州の善光寺のまゝ寺したるといへり、僧玄の時代信州より如来の真物を取寄せ、本体は甲州の善光寺に留めて別に造りたるを信州に納たりと云傳ふ、山門などもありて壁門より本堂迄長く山門の手前に頬朝顎家實親の木像あり、實親の象ハ損したる

由にて出し置す、頬朝の像ハ人の座したる位にて生るか如し、山門より左り烟道を七八町も行ハ石碑あり、玉頭明神とあり鳥居もあり、石山にて號より社近十二町となり、此日ハ一年に壱度づつ所の者登山の口なり、夫故老石等語もあれハ登山するもいかゞならんと右手の方龍の細道を過て酒折の宮に至る、宮居はさひたれ共、古の豪を思いやれは尊くも仰けり、土人ハ酒折天神と呼へる故天神の間達にて手習子供の人字など多く一厄と云ふへし、右りの方に石碑あり、山縣大二の文なり、書は甲府の人の書たるよし、其説可坂田大藏の家に日本武尊の火打袋を伝へ持たるといふ、多賀醉雲幽も工なれハ行てその形を乞ひ写して來れり、日本武尊の物なるや否ハ知らず、形ハ古きものなり、祝司のいへる便佞命の縛たる物なりと、

酒折祠碑（以下略）

（市史編さん専門委員）

市史の広場

水交庵



鷹野四郎

あります。

昔の人々は川や湖など水のそばにしか生活は出来ませんでした。しかし、順次人々の智恵で井戸を掘り、遠くから水を引いて生活するようになり、更に進んで、今日のように近代水道を使って健康で明るい文化生活を営むようになりました。

甲府の町がはじまつたのは、永正年間、武田信玄の父信成が石和から「つづじが越」(現在の武田神社)に館をつくり、移ってきただ頃といわれています。今でも跡跡で時使つたと思われる三つの古井戸が残っています。

あります。

その後、武田氏にかわって領主となつた茂野長政が文禄年間、甲府城を築くと同時に、川から水を引き入れ甲府用水をつくりして開墾したものであります。

水交庵に入りますと、本市上水道の歴史を知ることが出来るとともに、創設や拡張にあたり抜張工事を纏め、昭和六十二年三月第五期拡張工事の完成をもつて今日に至り、昭和町、最局町、玉穂町にも給水しています。

本が空気や太陽の光と同じように、すべての生物に不可欠であることはいうまでもあります。

水交庵は、創設七十五周年と、この拡張工事完成を期に歴史的諸資料を保存し、甲

清流と渓谷美を誇る昇仙峡の入口に平瀬浄水場があります。

この浄水場から甲府市の水道は、大正二年一月給水を開始しました。

以米市勢の発展、産業の発達に伴い、昭和八年第一期拡張工事に着手してから半世紀にわたり拡張工事を繰り、昭和六十二年三月第五期拡張工事の完成をもつて今日に至り、昭和町、最局町、玉穂町にも給水しています。

水交庵は、創設七十五周年と、この拡張工事完成を期に歴史的諸資料を保存し、甲

しかし、現在の伊勢一丁目あたりには

「御駒水」といわれた水質の良い井戸水もあり、この水を売りあるく水売り屋さんが

二十一軒もありましたが、この水を販賣ことができたのはごく一部であり、多くは非衛生的な井戸水を使用せざるを得なかつたわけであります。

明治二十二年七月一日甲府市制が施行され、市民の第一の望みは

衛生的な上水道をつくることにありました。

しかし、上水道の水源として荒川から取水することは、下流の農民との問題もあり、また日清・日露の戦争が勃発したことであつて、なお、十年も待たなければなりませんでした。

明治四十二年山梨県が仲介となり、農民との同意を得て全国で十七番目の上水道として、國の認可を受けて工事を着工し、大正二年一月から一十六番目の上水道として給水を開始しました。

きれいな水がつくることなくほとばしました。

上水道の完成は、市民にたいへん喜ばれました。

新治 筑波を過ぎて 焼夜か寝つる
かがなべ 夜には九夜 日には十日を

『古事記』が、日本武尊と御火焼の老人が甲斐の酒折宮で喰和したと伝えられるこ

道はその後五期にわたる拡張工事を進めてまいりました。

第一期拡張工事は昭和八年、荒川からの増量取水と農民の農業用水確保を目的に

「溜池」を二つ造りましたがその一つが丸

山の貯水池 現在の千代田湖であります。

年々水需要の増大に伴い拡張工事をかさね

昭和六十三年三月第五期拡張工事を終了し

ました。

この工事には山梨県と共同で完成させた荒川ダムの建設が含まれています。

荒川ダムは多目的ダムとして主に三つの目的をもつて建設されました。一つには洪水調節、二つには正常な流水機能の維持、

沿岸既得用水の補給、三つには上水道用木

の確保であります。

このダムの完成と第二期拡張工事で完成した昭和水系（地下水）により、武田氏の時代から延々と水不足に悩み続けていた甲府市も当分の間、水の心配がなくなりました。

今日の社会経済情勢の大きな変化に伴い、当面する課題に適切に対処し、水道本末の使命である清浄にして豊富低廉、さらに安全でおいしい水を、時たりとも休むことなく供給することが出来るのも、恵まれた自然環境と先人たちの情熱と努力、そして住民のみなさまのご協力によるものであり、この場を借りて深く感謝する次第です。

（水道事業管理者・前市史編さん委員会）

酒折宮の連歌と片歌

かたうた

古 屋 高 治

の片歌問答は、後世、連歌の起源と考えられるようになった。そのため、平安の国学者・文人・歌人たちの間では、明和・安永・天明のころ連歌が盛んとなり、他国に向かっ

て連歌の宣伝・普及に努めたといふ。

全国の文人・歌人は連歌発祥の地酒折宮の参拝を企願としていた。その中の一人として、賀茂真淵の門人多氣(建部)綾足が来申した。彼は万葉集を中心とした古典を究め、その説が甲斐の国学者にも影響を与えていたといふ。

綾足は、酒折宮の連歌から片歌を研究し、數カ月甲府に滞在して『片歌論』を刊行している。甲斐の国学者達は、彼から古典・片歌などの指導を受け、江戸と甲斐とが協力して片歌の発展をはかった。これにより酒折宮は片歌発祥の地として位置づけられ、その初代は綾足、二代目は真淵門下の綾丸、三代目は甲斐の国学者天日が繼承したといわれている。片歌の数は千数百首にも及んだというが、その中の二、三首をあげてみよう。

錦しのねをよりさきみれば久方の (綾足)

天雷の上に当ぞ降りたる (原登)

萬ならでめぐり來にけり此の道 (元克)

馬とも云わす足にまかせて (綾翁)

心あらばしばし晴れよ空の雲 (源時)

夜半にながれぞみつの月かけ (綾翁)

片歌三代目の志村天日は指導者としての

本居宣長

千萬のあづまのみえしむけまし

かみのみいづをあふがざらめ 加茂季鷹

なつすきいく夜か寝つる神垣の
まつに涼しき秋風の声 加茂季鷹

詠りつお歌と共に萬代に
つきて宋えん酒折の宮 加茂季鷹

山本忠告

本居宣長

九夜と松ふく風のひびくらし
とはき神代の昔ながらに 加茂季鷹

山本忠告

新治のその言の葉を文に見る

あともかしこし酒折の宮

源光章

萬代に神さびたてるさかきばの

かげもさかゆく酒折の宮

萩原光章

酒折のもりながなれや焚し火の

光りは今も消せざるらん

日本武神の尊の此の宮に

いたたせりけんにしえおもほゆ

腰巻正興

むかしに返せ甲斐の国人

東久世 通義伯

辻 風外
煙ともしの神もめずらん月今宵

正房・相内憲時などと思われる。

(調査協力員)

いくぞたびくりかへしよむ石ふみに

宮殿のあとはちよもうごかじ

月の雲霞からさきにはなれゆき

瑞氣の世々にさかえんしるしには
詠人知らず

辻 風外
開 更

まつも木高き神のひろまへ

日野從一位資枝卿

石造物聞きあるき

國安く守るかいある神垣に
ひくしめ顛のかけて久しき

冷泉中納言為綱卿

山田武雄

植松從二位賞雅卿
ふえきそのちとせの春のひかりをも
みせてさかゆく軒のまつかえ

源 慶時

市内の石造物調査のためいくつかの寺院
や神社を訪ね、そこにある石造物について
じて住職や神主さんよりお話を伺った。本稿
ではそれらのなかから、興味と関心をひか
れるような話をいくつか紹介してみたいと
思う。

一 愛宕神社

半成元年六月十日、愛宕町愛宕神社の神
官を訪ね、境内にある「大石燈」について
話を伺った。以下はその概要である。

萬代に神さびたてるさかき葉の
影のさかゆく酒折宮

新頃つきけん火ともせる老翁

萩原元克

次に社の石段下に立っている石灯籠につ
いて話を伺った。

この灯籠の立っている所は元貞言密
教宝院のあった所なので、館にある
よう多く分その檀家の子田安周なるも
のが万治四年五月廿日に奉納したもの

であろう。左にもこれと対になる石灯籠があったと思うが駐車場造成の時壊されたのではなかろうか。神仏混濁の思想の下では宝蔵院と愛宕神社は一緒だった。

二 大泉寺

平成元年六月二十五日、大泉寺を訪ね、手洗石を見せていただき、「住職に話を伺つた。

この木齋のある位置には元二階建の楼門があった。その楼門の下にこの木齋があった。裏面の銘に「龍山叟代」とあるが、この方は延享元年に没しているのでそれ以前の建立だろう。

さらに靈廟構内の浅野家隣供養塔へ案内していただき、説明を受けた。

浅野長政・幸長父子はもと甲斐の領主。朝鮮に出兵し、戦没した将士の靈を慰めるため、ここに供養塔を建てた。

三 教安寺

平成元年九月十九日、城東二丁目の教安寺を訪ね、まず層塔を拝見し、「住職から次のような話を聞いた。

この塔の建立は大正五年六月五日

かった。上ほど基礎がしつかりしていいたのだろう。お城の謝恩塔が建立されたのではなかろうか。神仏混濁の思想の下では宝蔵院と愛宕神社は一緒だった。

名跡塔も見せていただいた。「住職の話は次の通りである。

甲府の大火で当寺が焼けた直後にこれを建立した武井さん（当時穴山町の張糸工場主）という方は櫻家ではないが、元の教安寺跡に自宅を建てる時、工事中に石塔がたくさん出てきた。その後我という意味でこの塔を奉納された。さらに墓域に入って案内してもらつたのが、「二代吉多義宗甫墓碑」だ。私は「甲斐医列伝」のコピーを持参していたので、それを「住職にお見せしたら、「この人は長崎で医学を勉強した」と話してくれた。

文化十年十一月の建立である。

次いで家康の第八子「仙千代」の廟所のすばらしい石造囲子（文化十二年十一月建立）を拝見し、「住職の話を伺つた。

最後に「杉山先師之碑」を見せていただいた。「住職の話は次の通りである。

先師とは先の御氏または先生ということであり杉山先師は検校（吉人の指導者）だった。當時商人に対する差別が甚だしかったので、この人はこれら商人を教安寺にかこまつた。從つて百人たちは教安寺を慕つた。針の先達銘によると五月二十八日が命日だが、毎年六月一日、百人組合の人たちはここに墓参してから現在でも総会を開いている。明治二十六年二月建立。

四 長禪寺

平成元年十月一日、愛宕町長禪寺を調査した。ご住職が案内してくれたのは「宮川實之墓」だった。「明治十六年九月」の銘がある。ご住職の話を次に記そう。

宮川實は山梨県内最初のキリスト教布教師だったが伝染病で死去した。當時どこの寺でもキリスト教布教師といふことで埋葬を拒否したが、この寺の当時の住職は、宗教は一つであるという考え方でこの人の埋葬を受け入れた。

五 柳小路の石祠

平成元年十一月七日、中央四丁目の柳小路にある軒唐様造りの石祠を見に行き、北村時計店主夫人より話を伺った。話は次の通り。

「ここにはもと身延山祖廟堂があった。この堂は現在共栄石油の蔵に残っている。その堂の石祠がこれだ。現在この石祠は火伏の神として柳小路飲食店街の守り神であり、毎年十月最終土曜に祭が行われている。

平成二年一月二十一日、高源寺にご住職の齊藤典男先生を訪ね、「まず井」の近くの

「水神塔」について話を伺った。

これはこの井戸を掘った時の神様。

この井戸もつぶしたいが、この塔があるのでそうもいかない。塔の左側にあるのは梅の木で、この塔を建立する時植えたもの。この塔もあそこの歌碑も無縁塔も、建てたのは井戸をつくり梅の木を植えたのと同じ、三十代住職で私の曾祖父の日遼上人。明治四十五年秋の建立。

先生の案内で高畠「日元宮住吉神社へ行き、「天白大神」（文字塔）について説明してもらった。

この天白神はもと日高畠の最終地番のところにあったもの。明治三十八年の建立と銘にある。

次に日をひいたのが道祖神三基。ここでも先生に説明をいただいた。

故塩沢芳茂氏によれば、この三基の道祖神は別々の所にあった。多分高畠の新しい土地の「北部」「村北」「中部」に分かれて祭られてきたものだろう。それが若者組（若い衆）の祭礼で喧嘩が激しかったので、ここにまとめて

紙数の関係で他は割愛するが、地元の方や氏子さん、檀家さんからも多くの話を伺った。冬の空、風に吹かれながら街道の中を歩いたり、炎暑の中をブヨや蚊にくわながら探し、筆写したりの石造物探訪だった。石造物を通して甲府の歴史を知りたいというのが私の狙いである。歩ける限りこれからも石造物聞きあるきを続ければいい。

（市史編さん事務局）

甲府市市史編さん関係者名簿

(平成三年十月一日現在)

市史編さん委員

○印 委員長 ○印 副委員長

福田文弘 山梨郷土研究会会員
◎謙賀正義 山梨大学名誉教授
伊東壮 山梨大学教授

斎藤典男 甲府市文化財調査審議会会長
白倉一山梨美和短期大学教授
服部治則 山梨大学名誉教授

村上直 小沢綱郎 甲府市議会議員
早川武男 甲府市助役

○神宮寺英雄 法政大学教授
甲府市議会議員
甲府市議会議員
甲府市助役

田中彦次郎 甲府市長室長
二浦恒則 甲府市企画部長
小林正可 甲府市総務部長
浅川紫朗 甲府市教育長

秋山敬 伊藤祐孝 植松光宏 萩原克己

山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議会委員
山梨郷土研究会会員

市史編さん専門委員

秋山敬 伊藤祐孝 植松光宏 萩原克己

市史編さん調査協力員

秋山慎次郎 元甲府市議

北原進 元甲府市役所収入課

相原眞洋 甲府市古文書研究会会員
玉諸神社祭代 元甲府村村長

落合四郎 里垣文化協会場上研究部長
久保寺春雄 山梨県社会教育の会会員
堀口光治 国母文化協会会長

古屋高治 専門学校校長
山岡正夫 立正大学教授

坂本徳一 山梨大学助教授
塩野雅貴 山梨博士研究会会員

柴辻俊六 山梨郷土研究会会員
鳥袋善弘 山梨県立女子短期大学助教授

清水茂夫 山梨大学名誉教授
帝京学園短期大学助教授

金丸平甫 元山梨公立図書館長
篠原式芳 山梨県立女子短期大学助教授

斎藤紳悟 山梨県立女子短期大学助教授
丹沢節史 武井静次郎

清水威 岩谷昭良 田代孝
新藤昭良 日木方考古学協会会員

手塚寿男 山梨郷土研究会会員
山梨郷土研究会会員

中澤信吉 日本考古学协会会员
増田廣實 文教大学女子短期大学部教授

市長室長 田中彦次郎
広報主幹 田中彦次郎

(市史編さん室) 事務局(甲府市役所市長室内)
専門上幹 高木伸也
主任 敦野雅志
嘱託 伏見正常

山本多佳子 守屋正彦
八束厚生 松本式秀
山梨大学助教授
山梨郷土研究会会員
山梨学園短期大学教授
山梨郷土研究会会員
山梨大学助教授
山梨郷土研究会会員
甲府市文化財調査審議会委員
山梨郷土研究会会員
元甲府市議会事務局長
国母文化協会地誌研究部長

丸茂直子 宮澤喜美志
飯野美香

編集後記

かされることでしょう。

◇「甲府市史研究」第九号をお届けします。

本号には、論考六編のほか、史料紹介と免職調査報告各一編、「市史の広場」の小品二編を掲載しました。

◇巻頭の手塚論文は、江戸時代の山国甲斐への魚荷の輸送方法や経路について考察したもので、魚問屋と青物仲間との権利争いなどにも触れ、興味深い内容となっていました。輸送の手間がかかることから、甲府での鮮魚の値段はさぞかし高かったと思いまが、因に秋の味覚の一つである鮑の小売指導價格は、一本一四八文(天保二年)のことです。

「五十集」に関する本格的な論考は少なく、癡覺中にも拘わらず執筆いただいた手塚委員にお礼申し上げたいと思います。島袋論文は、高度成長期における本県の経済構造を、製糸・織物を軸とする在来産業に重点を置いて分析し、当該期における本県経済の停滯要因を追究しています。

統計処理に多くの時間を割いた緻密な研究であり、その成果は「現代通史編」にも生

◇白倉論文は、甲府を生活の舞台とした芥川賞作家小尾十二にスポットをあてたもので。「春華」「兼山先生」などの小説について、作品の生まれた背景や題材の採り方を詳細に記述し、愛の精神を忌諱とする小尾文学の神髄に迫っています。

◇続く塙野論文も文学に関するものです。これは、昭和一七年より開始された「中部文學」の刊行などに、甲府を活動拠点とする小規模な地方文壇の形成と展開をみたもので、地方文壇成立の要件を探りつつ、地方文学の存在意識を問い合わせた意欲作です。

◇萩原委員・平野修氏による「湯村山城跡発掘調査報告」は、昭和六三年に考古・古代・中世部会が実施した湯村山城の調査報告です。既に調査の概要は、「原始・古代・中世史料編」や「同通史編」に発表されていますが、今後が正式報告となります。遺構・遺物の実測図が多く作成されていますので、今後、城郭研究の貴重な資料となることでしょう。

◇

◇「市史の広場」には、前編さん委員の鷹

野木道事業管理者、古原調査協力員、事務局山田武雄の名氏から、本市上水道・片歌・石造物調査に関わる小論をお寄せいただきました。

◇本号は、「現代史料編II」、「甲府の石造物」、「市史編さんだより第16号」と編集口

集手法の系統的把握を試みています。域内研究に新たな視点を投じている点、重要なことです。

◇「廿人町の歴史」は、小沢秀之委員より数年前にいたいた原稿を収録させていたときました。つぶさな現地調査とヒヤリング調査をベースに、廿人町のうつり変わりと、この町に生まれ育った初代駿河正杉蔵譲、また同町の守護神「稻荷社」などについて記述しております。

◇榮辻委員の論文は、本草学者洪江(元伯)の著わした文化年間の紀行文「官遊紀勝」の紹介です。同書は本県では全くしらべていなかった史料ですが、甲府に関わる記述内容とリアルな挿絵に見るべきものがあります。挿絵の一部は「近世通史編」の口絵でも紹介する予定ですので、ご期待ください。

◇「市史の広場」には、前編さん委員の鷹野木道事業管理者、古原調査協力員、事務局山田武雄の名氏から、本市上水道・片歌・石造物調査に関わる小論をお寄せいただきま

程が重なりましたが、どうやら予定した日程でお届けすることができ、また、初めて任された「編集後記」もやっと書き終え、ホッとしております。
最後になりましたが、執筆者各位にはいざれもご労作をいただき、厚くお礼申し上げます。

(数野)

甲府市史研究

第9号

編集 甲府市市史編さん委員会

発行 甲府市役所市長室

〒400 甲府市丸の内一丁目18-1

☎ 0552(37)1161 内線311

発行日 平成3年10月22日

印刷 株式会社少国民社

